第1編

協会活動報告

第1章 協会活動概要

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図ることによって、国民経済の適切な運営に資することを目的に活動している。

令和6年度は、前年度からの「貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護について従来以上に取組みを強化する」旨の事業方針を引き続き踏襲し、自主規制機関としての役割を堅持しつつ、協会員及び資金需要者等に資する施策を掲げ、具体的業務を展開した。

令和6年度においては、「金融リテラシー向上コンソーシアム」の事務局態勢を強化し、金融経済教育の推進等資金需要者保護への取組みに一層注力したほか、従来の地区協議会に代えて新たに開催した協会員懇談会において、協会員と協会及び協会員相互の交流を活性化させ情報収集の機会拡大を図るなど、協会員の事業推進に資する情報・サービス提供の強化を含む以下の業務を行った。

［自主規制部門］

1. 法令改正等の適時適切な開示と指導・支援

⑴適時適切な情報提供による支援

金融庁ほか関係行政庁からの要請に基づき、また要請以外であっても協会員に有益と思われるものについては、協会Webサイトを通じて周知を行った（それぞれ64件、11件）。また、貸金業関係法令等の改正案に対する意見募集を行い、取りまとめのうえ、行政庁へ提出した（募集11案件、提出5案件）。

⑵諸規則等の改正及び改正に伴う指導・支援

①法令の改正等に伴い、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「個人情報保護指針」の一部を改正等したほか、社内規則策定ガイドライン「1 経営管理等」「3-1 個人顧客情報の安全管理措置等（基本編）」、「3-2 個人顧客情報の安全管理措置等（個別編）⑴外国にある第三者への提供」、「3-2 個人顧客情報の安全管理措置等（個別編）⑷EU及び英国域内からの十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い」、「5 取引時確認等の措置等」、「9 禁止行為」、「11 過剰貸付けの防止」、「14 取立て行為」、「15 取引履歴の開示」、「17 営業店登録」、「19 システムリスク管理態勢」、「（別紙）地方税から合理的に年収を算出する方法（案）」の一部を改正等した。

②貸金業登録の申請を検討中の業者及び貸金業登録更新申請を予定する協会未加入貸金業66社、並びに本協会への加入申請中の貸金業者47社に対し、社内規則の策定支援を実施した。また、社内規則に関する問合わせ・相談について適切に対応した。

⑶協会員からの実務相談への対応

①問合わせに対しては適宜行政及び顧問弁護士への確認を行うなど、協会員のニーズに適切に対応し、1,680件の実務相談を行った。

②問合わせ専用のメールアドレスを新設し、正確なご質問内容の把握と適切な回答に務めた。

⑷協会員への情報提供

①法令等の改正により運用が変更になる業務については協会員向け機関紙「JFSA NEWS」を通して「貸金業務に関する質問と回答」に掲載した。

②協会員専用サイト内の「行政等のパブリックコメントの検索」機能に、貸金業関係法令に関するパブリックコメントのデータを追加し、協会員が適切な業務を行うための取組みを行った。

⑸広告適正化への取組み

①協会員の適正な広告出稿の支援として、「貸金業者の広告に関する細則」のインターネット広告における貸付条件の一体性表示等の遵守事項を明記した補足説明書を公表した。

②広告出稿審査・モニタリングについては、協会員の広告の出稿にあたり、広告審査基準等に基づき、審査対象広告（186件）、審査対象外広告（323件）の広告審査を実施したほか、TVCM（2,624件）、新聞雑誌（1,558件）、電話帳（58件）の出稿広告のモニタリングを行った。

③インターネット広告におけるアフィリエイト広告等の出稿状況や新聞広告及び協会員のWebサイト等を調査するとともに、ヤミ金融業者と判明したものについては行政庁を通じて警察に情報提供を行い、当該広告の削除状況を確認するなどの対応を行った。

⑹反社会的勢力への対応

①反社会的勢力への対応支援として提供している「特定情報照会サービス」については、利用協会員（470協会員）、照会件数（464,961件）、該当情報件数（114件）、再照会件数（14件）、確定情報件数（1件）となった。

②既存顧客への事後確認の対応支援として提供している「フィードバックサービス」の利用協会員は100協会員となった。

⑺支部職員への情報提供

社内規則策定ガイドラインの改正内容について、オンライン会議を通じて支部・本部間で積極的に情報共有を行い、支部における協会員支援態勢の強化･向上に取組んだ。

2. 協会員に対する監査の実施

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図ることを目的として、協会員の法令及び定款、業務規程その他の規則の遵守状況並びに協会員の営業及び財産の状況等を監査している。

本協会の監査は、一般監査と特別監査があり、一般監査には、協会員の主たる営業所及び従たる営業所等において帳簿等を点検する「実地監査」と、本協会から協会員に提出を求めた報告書等に基づいて行う「書類監査」がある。また、特別監査は、法令等の遵守状況、内部管理態勢の整備状況に関し、特定の項目について点検を行うもので、監督官庁から要請された項目等について、実態の調査を当該協会員に対し行う「機動的監査」と、協会の監査において認められた指摘事項について改善報告等を求めた当該協会員に対して行う「フォローアップ監査」がある。

令和6年度は、実地監査と書類監査の相互補完の強化を図りつつ、協会員の規模や業務内容等に応じて各監査項目の検証深度にメリハリを付けるなど、効率的･効果的な監査の実施に努めた。

⑴実地監査

令和6年度の実地監査は、協会員の規模、業務内容等を踏まえ、実態把握など監査の必要性が高い協会員を優先して行ったことにより、71協会員（前年度同数）の実施となった。このうち一般監査は、64協会員（同59協会員）に実施し、特別監査は、若年者に貸付けを行う予定の5協会員及び法令等違反の再発防止策の検証が必要とされた2協会員の計7協会員（同12協会員）に実施した。

実地監査の結果、指摘件数は32件で、指摘事項があった22協会員については改善指導等を行った。

⑵書類監査

書類監査については、全協会員一律に3年に一回の頻度で実施している「定期書類監査」に加え、新規加入協会員（新規加入から概ね6か月経過した協会員）に対する「個別書類監査」を実施した。

定期書類監査は、令和7年度に登録更新予定の345協会員を対象とし、うち廃業等の5協会員を除く340協会員に実施した。定期書類監査の結果、指摘件数は29件で、指摘事項のあった25協会員については架電等により改善指導を行った。

個別書類監査は、新規加入57協会員に対し基本的な態勢整備の点検を行った。指摘事項ありは15協会員で、指摘件数は26件であった。

⑶行政庁等との連携

本協会が自主規制機関として監査機能を十分に発揮するには行政庁等との連携が不可欠であり、監査計画や監査結果等について情報及び意見交換を行うなど、引き続き緊密に連携を図った。また、金融庁主催の行政職員向けモニタリング研修に講師として参加し、具体的な監査手法等について説明した。

⑷「監査ガイドライン」の公表

「監査ガイドライン」は、本協会が自主規制機関として実施している協会員に対する監査の内容をわかりやすく整理したもので、「Ⅰ.監査の基本事項」「Ⅱ.監査の実施手続き」「Ⅲ.書類監査報告書等（実施及び改善ツール）」「Ⅳ.実地監査マニュアル（実地監査の手引書）」の4部構成となっている。

「監査ガイドライン」を公表することは、監査の透明性を高めるとともに貸金業界の信頼性向上に資するものと考え、平成27年12月、協会Webサイトに第1版を掲載し、以降、法令改正等に伴う改訂を重ね、現在、第11版を掲載している。

⑸「貸金業務チェックリスト」の活用

協会員の自主的改善力向上支援の取組みとして、東京都と共同で制作した「貸金業務チェックリスト」の活用等について指導を行った。

3. 法令等違反に対する措置及び指導等

①法令等違反届出239事案（前年度198事案）の審査を行い、2協会員に対して文書注意措置を行った。
②措置対象となった2協会員に対しては、法令遵守態勢、内部管理態勢等の整備を図り、再発防止に努めるよう会長名による文書をもって注意した。
③協会員の法令等違反の未然防止に役立つよう、機関紙「JFSA NEWS」に「規律審査部からのお知らせ」と題し、具体的な法令違反事例と注意すべき点について定期的に掲載した。

4. 相談・苦情・紛争解決対応

⑴効果的な相談・苦情・紛争事案対応

①相談・苦情処理手続・紛争解決手続（ADR）に関する受付件数は合計21,963件（前年度比+2,725件）であり、内訳は「相談」が21,896件（同+2,696件）、「苦情処理手続」が64件（同+31件）、「紛争解決手続」が3件（同−2件）であった。
②多重債務相談の一環である「生活再建支援カウンセリング」では、多重債務の再発防止を目的に、家計収支の見直し、家族関係の改善、依存的な行動（ギャンブルや買い物癖）によって生じた金銭問題などに関するカウンセリングを実施した（新規相談者56名、継続相談者32名、総面接回数370回）。

⑵人財育成による対応力の向上

生活再建支援カウンセリングの継続提供に向けて、第2期生活再建支援カウンセラー養成研修を実施し人財育成を推進した。あわせて、第1期養成研修の修了者を対象としたフォローアップ研修や支部職員向けの研修を通じて、対応力および業務知識の向上を図った。

⑶貸付自粛制度の適正運営

①協会による貸付自粛の登録・撤回の受理件数は6,937件（前年度比+1,980件）であり、全国銀行個人信用情報センター受理分を含めると7,337件（同+1,711件）となった。

②Web申込における誤入力防止を目的とした入力画面の改良および受付側システムの改修を実施した結果、入力ミスが減少し、不受理率の低下とともにペーパーレス化による事務効率化が図られた。

③「ギャンブル等依存症問題啓発週間」（5/13～5/20）においては、YouTube、TikTok、X（旧Twitter）での動画配信による啓発活動を行った。加えて、各種公営ギャンブル関連団体に対し、貸付自粛制度のポスター掲示およびパンフレット・リーフレットの設置を依頼し、制度の周知を図った。

⑷指定紛争解決機関の確実な業務実施

新規受理3件の紛争解決手続（ADR）に対して、紛争解決委員と連携し適切に対応した。また、金融トラブル連絡調整協議会を通じて、他の金融ADR機関との情報共有を行った。さらに、協会未加入の契約業者向けに年4回「センターだより」を発行し、関連情報を提供した。

⑸関係機関との連携

①協会員の顧客対応部署と定期的に意見交換を行い、苦情・相談事例や金融リテラシー向上に関する情報を共有した。あわせて、消費生活センターからの要望やカスタマーハラスメントに関する情報交換も行った。

②国民生活センターおよび各地域の消費生活センターと意見交換や定期訪問を通じて、相談事例や金融トラブル情報の共有を図り連携を強化した。

③金融庁の依頼に基づき、財務局相談員との間で相談対応に関する意見交換を実施した。また、要請のあった各関係機関への出前講座を実施し、相談対応スキルの向上を支援した。

［貸金戦略部門］

1. 積極的な広報の実施

貸金業界への理解の促進を図るため、業界動向、業界を取り巻く環境変化やそれに伴う課題、協会活動等について、次のとおり広報活動を行った。

⑴マスコミへの対応

マスコミからの照会・取材依頼には誠実・丁寧に対応することにより、的確な情報の発信に努めた。

⑵広報誌「JFSA」の刊行

協会の活動内容や業界動向等を掲載した広報誌「JFSA」を9月と3月に刊行し、協会員のほか行政当局や消費生活センター等関係団体約3,200先に配布した。

⑶「JFSA NEWS」の刊行

法令等遵守に資する連載記事や、業界動向、協会員への連絡事項等を掲載した機関紙「JFSA NEWS」を毎月刊行し、協会員専用サイトを通して協会員に情報提供を行った。

⑷協会Webサイトを通じた情報発信の充実

本協会からの連絡事項や、金融庁等行政当局からの周知要請事項を、Webサイトを通じて協会員等へ発信・周知した。

⑸公式Xでの情報発信

情報チャネルの多様化を図るため令和5年3月に開設した協会公式Xを通じ、消費者に対する注意喚起情報や協会活動情報を発信した。

2. 資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

資金需要者等の利益の保護を図る目的として、さまざまな媒体や機会を活用して、消費者の金融リテラシー向上に積極的に取り組んだ。

⑴啓発資料等の制作・配布

①悪質商法や詐欺による金融被害の防止を目的として、東京都産業労働局金融部貸金業対策課と協力し、資金需要者等向けセミナー用教材として「タスク詐欺」「SNS型ロマンス詐欺」「サポート詐欺」をテーマとした動画を制作し、専用ホームページにて公開した。動画およびホームページの制作において、消費者の関心を引く内容とするため、中央大学文学部心理学専攻有賀敦紀研究室の監修を受けた。

②公益社団法人全国消費生活相談員協会の監修の下、金融トラブルを未然に防止することを目的とした冊子「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」の改訂版を発行し、消費者センター等の行政機関や教育機関等に約25.5万部を無償配布した。令和6年度版は、中央大学文学部心理学専攻有賀敦紀研究室の編集協力により、消費者の認識・理解を促進するような工夫が施されている。

③神奈川県警察本部の依頼に基づき、「金券フリマサイトを仮装したヤミ金融事犯」に対する注意喚起のための動画を制作し、関係機関に提供するほか、SNS媒体にて配信した。本件は、警察庁生活安全局発表の「令和6年における生活経済事犯の検挙状況等について」において、社会の変容に伴って生じる新たな犯行態様への対応として紹介された。

⑵金融トラブル防止を目的とした出前講座の実施

若年層向け	44回（3,805名）
高齢者向け	6回（379名）
一般消費者向け	11回（316名）

※協会員・相談員向けは含まず。

⑶SNS等のメディア媒体を活用した啓発活動の推進

①年間を通し、YouTubeおよびTikTokの広告として、金融トラブルの事例や被害防止のための注意喚起に係る啓発動画を配信した。

②遠隔操作アプリを悪用した副業詐欺被害の防止を目的とし、多くの資金需要者が生活環境の変化を迎える3月中旬から同月31日の期間に、SNS等の6つのメディア媒体を活用した注意喚起強化キャンペーンを実施した。

⑷協会Webサイトを活用した消費者啓発

①若年層向け注意喚起Webサイトを運営し、契約の原則に関する解説やマルチ商法等の若年層が巻き込まれやすい金融トラブル事例の紹介、被害に遭わないための対応策等を周知した。

②悪質な業者による被害防止を目的としたWebサイトを運用し、個人間融資や年金担保融資などのヤミ金融業者やマルチ商法や融資保証金詐欺などの手口を紹介し、注意喚起を行った。

⑸その他

①金融庁の依頼により、協会員に対し「多重債務者相談強化キャンペーン2024」キャンペーンポスター等を店舗に掲示するよう協力依頼した。（10月）

②東京都主催（金融庁後援）の「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加･協力した。（6月、11月）

③東京都江東区消費者センターからの依頼に応じ、江東区消費者展に出展した。（12月）

3. 貸金業界の現状等に係る調査研究の実施

⑴各種調査等の実施

①物価上昇や金利上昇の影響などによる、資金需要者等の生活様式や意識・行動の変化及び事業環境の変化を把握すべく「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査」や「貸金業者の経営実態等に関する調査」などを実施した。

②金融庁からの要請に基づき、「災害時の対応調査（能登半島）」や「諸外国の金融規制に関する要望調査」などを実施した。

③協会員の貸付状況等を把握するため、「貸金業者の貸付状況等に関する月次実態調査」や「業況判断調査」を継続実施した。

④事業者金融の変遷や事業者金融が抱える課題や問題などについて、ヒアリング調査の結果を踏まえ、レポートとして取りまとめ公表した。

⑵調査結果の公表

統計資料としての連続性の観点や、自主規制機関としての位置付け等を踏まえ、各種調査及び月次統計資料を公表した。

4. 政府等への建議要望

⑴貸金業に関する税制の問題を調査研究し、その成果として「令和7年度税制改正要望」を9項目策定のうえ、金融庁、自由民主党及び立憲民主党にそれぞれ要望書として提出した。

⑵世の中のIT化、DX化の進展に鑑み、書面中心となっている行政手続きのデジタル化及び簡素化を軸として策定した15項目の「貸金業務の諸ルールの見直し要望」について、実現に向け引き続き金融庁と調整を行った。

5. 情報収集機会の拡充

⑴協会員に対する個別訪問や個別懇談会の実施等により、経営の実態や課題、要望の把握に努めた。

⑵貸付型ファンドの状況把握、Q＆A改正、研修開催等について、第二種金融商品取引業協会と情報交換を行った。

⑶オンライン型ファクタリング協会やパーソナルファイナンス学会が主催する講演や研修等に参加し、情報収集に努めた。

6. 協会員相互の交流活性化

協会員への情報発信、意見・要望収集及び協会員相互の親睦機能をより活性化するために、従来の地区協議会に代えて、協会員懇談会を開催した。

⑴全国大会

全協会員を対象に、協会運営報告及び意見交換を行うとともに、外部講師によるセミナー及び懇親会を東京で開催し、全国の協会員が相互に交流を深めた。

⑵個別会合

協会員の業態、規模、地域を考慮した小規模の意見交換会及び懇親会を全国14箇所で開催し、情報交換を行うとともに協会と協会員、及び協会員相互の親睦を深めた。

7. 貸金業者に係る諸問題への対応

⑴東京都事業承継･引継ぎ支援センターと連携し、協会員の事業継続支援の一環として、相談窓口対応を行った。
⑵不適切な弁護士等の活動の自粛を求めるべく、消費者庁、日本弁護士連合会、法務省及び日本司法書士会連合会等宛に「申入書」の提出を行った。
⑶媒介業務委託の違法性について、「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」を行い、金融庁から回答を得た。回答内容については、協会Webサイト等で協会員へ案内した。

8. 支部・本部間の連携強化

支部と本部間の情報連携を目的とする事務長連絡会議を4回開催した。また、全支部職員を対象に「自主規制基本規則・個人情報保護指針・社内規則策定ガイドラインの改正」、「事務処理手順の変更と会員サービス管理システムの改修について」など、業務説明会（オンライン）を13回実施し、支部における協会員対応のさらなる品質向上を図った。

9. 財務局及び都道府県行政庁との一層の連携強化

支部において、財務局や各都道府県から委託を受けている貸金業者の登録・変更等の申請・届出書類及び事業報告書･業務報告書の受付事務（いわゆる行政協力事務）についての業務処理を円滑かつ堅確に行った。

また、支部による登録行政庁主催の貸金業監督者会議や多重債務問題対策協議会等への出席、財務局、都道府県への定期訪問などを通じて、一層の連携強化に努めた。加えて、東京、近畿、北陸の登録行政庁との連携会合を開催し、活発な意見交換を行い、行政庁との連携強化を図った。

10. 協会加入の促進

①令和6年度の協会加入は47業者（前年対比−6業者）となり、令和7年3月末日の協会員数は1,009業者となった。

②協会が社内規則の策定や登録申請手続きの支援を行う「貸金業者登録申請に関する支援制度」には66業者から申込があり、令和６年度は新規加入47業者のうち９割弱にあたる41業者（前年対比−２業者）が当支援制度を利用し協会に加入した。
③加入促進活動は、登録行政庁の協力も仰ぎつつ推進した。
④社内規則策定ガイドラインの無断転用を防止するため、協会内の規則等の一部改正に着手した。
⑤新規登録貸金業者が多い東京都支部所管エリアについては、対面やオンラインによる支援制度の説明を積極的に行ったほか、対象地域の拡大を図るべく、宮城県支部、愛知県支部、大阪府支部、福岡県支部所管エリアにおいて開業支援に関する打ち合わせを実施した。
⑥退会を検討している協会員に対しても、協会員であることのメリットを改めて訴求し退会抑止に努めた。

協会員数の推移（令和２年度末～令和６年度末）

	令和２年度計	令和３年度計	令和４年度計	令和５年度計	令和６年度		
					上期計	下期計	合計
加　入	48	45	60	53	27	20	47
退　会	−8	−8	−5	−4	−4	−3	−7
廃　業	−47	−53	−50	−45	−23	−23	−46
不更新	−2	−7	−5	−6	−1	−2	−3
登録取消等	0	0	−1	0	0	0	0
期末協会員数	1,044	1,021	1,020	1,018	1,017	1,009	
協会加入率	63.7%	64.6%	65.9%	67.2%	67.8%	68.5%	

［自主規制・貸金戦略部門］

1. 研修の実施等

⑴集合研修の実施

コンプライアンス研修会は、「債権管理回収業務におけるDX化に向けたコンプライアンス上の留意点」をテーマに、９月から11月にかけ東京、大阪、名古屋、福岡の４会場で開催し、227協会員、243名が参加した。

テーマ別研修会は、「債権回収時における顧客対応 ～様々な顧客に円滑にアプローチできる能力を養う～」をテーマに、１月から２月にかけて東京と大阪の２会場で開催し、144協会員184名が参加した。大阪会場では研修会終了後、地域協会員及び近隣の支部事務長が参加する懇親会を開催し、広く協会活動について意見を交わした。

なお、両研修会とも、参加できなかった協会員のため、会場で収録した講義のオンデマンド配信を行った。

⑵動画配信による研修の実施

協会員の法令等遵守態勢の支援や企業経営に資する情報提供を目的に、動画配信サービス「JFSAオンデマンド研修」を運営し、令和６年４月１日に施行された改正個人情報保護法施行規則をテーマにした講義（８月）と、カスタマーハラスメント対策をテーマにした講義（２月）を配信したほか、集合研修に参加できなかった協会員のため、集合研修会場で収録した講義２本の計４本を配信した。

⑶ｅラーニングによる研修の実施

貸金業の実務に必要な法令等を体系的・効率的に学習できるｅラーニング研修サービス「どこでもJFSAスタディ」を、年度を通じて協会員（受講申込180協会員、3,482名）に提供した。

［主任者資格部門］

1. 資格試験の実施

①全国17試験地（20会場）において、令和6年度貸金業務取扱主任者資格試験を実施した。
②試験の結果

試験日	令和6年11月17日（日）
受験申込者数	10,662人
受験者数	9,250人
受験率	86.8%
合格者数	2,998人
合格率	32.4%
合格基準点	30点
合格発表日	令和7年1月10日（金）

2. 主任者登録事務の実施

貸金業務取扱主任者の登録（登録更新含む）及び変更等に関する事務を正確かつ迅速に実施した。
（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

登録申請書受理件数	12,858件
登録完了通知発送件数	2,453件
更新完了通知発送件数	9,508件
登録拒否件数	0件
登録変更件数	1,643件
登録取消件数	0件
登録抹消件数	3,355件
令和7年3月31日現在登録主任者数	27,342人

主任者専用サイト「マイページ」の登録者数（令和7年3月31日現在）

マイページ登録者数	13,969人
登録率	51.1%

3. 登録講習事務の実施

①令和6年度貸金業務取扱主任者講習実施計画に基づき、eラーニング講習又は会場講習の選択方式により登録講習を実施した。eラーニング講習は10回、会場講習は全国10地域で16回実施した。

②講習の実施及び結果

⑴受講申込者数（①+②）	11,958人
①会場講習	2,095人
②eラーニング講習	9,863人
⑵受講者数（③+④）	11,806人
③会場講習	2,071人
④eラーニング講習	9,735人
⑶修了者数（⑤+⑥）	11,805人
⑤会場講習	2,070人
⑥eラーニング講習	9,735人

③受講者専用サイトによる情報提供

主任者活動の支援を目的として、主任者ライブラリーに掲載している講習教材、実務の手引き等の電子書籍を法令等の改正に合わせ改訂した。

［総務部門］

1. コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンスに関するミニ動画研修の定期的開催や管理職以外の職員で構成するコンプライアンス会議（担当者会議）の開催などを通じ、職員のコンプライアンス意識の醸成を図った。

2. リスク管理態勢の確立

①事務ミス・苦情事案の原因究明及び再発防止策の協会内での周知徹底を図ることにより、再発防止を図った。

②情報セキュリティに関する計画を策定し確実に実施するとともに、協会職員に対し情報セキュリティ教育や標的型攻撃メール訓練を定期的に実施し、セキュリティ意識の向上を図った。またそれらの進捗状況等について報告会（年4回開催）において確認・検証した。

3. 内部監査の実施

全支部、本部全部門での業務監査を実施した。支部においては業務の正確性・効率性、本部では業務委託先管理、情報管理などを重点的に検証し、全部署において良好な状況であることを確認した。

また、情報セキュリティ監査を実施し、情報セキュリティ管理に関する取組み状況を点検し、管理態勢を確認した。

4. 協会職員の育成・戦力化

協会職員の人財育成について以下の通り積極的に取組んだ。

①人財育成ツールである「JFSA-COLLEGE」において、役職別研修、業務研修、人間力研修等の充実を図った。
②新規入局者向けの研修教材を更に充実させるとともに、広い視野を養うためのナレッジ教育や外部研修を開始した。
③斯業経験のない新卒者を中心とした若手職員に消費者金融大手2社・指定信用情報機関1社の見学会を実施した。
④若手職員が監査部に随行して実地監査対象先協会員を訪問する制度を構築した。
⑤上級・中級管理職員、及びその候補者に対し、外部のマネジメント研修受講を必須とした。
⑥外部のオンライン資格講座と提携し、費用助成制度を組み合わせることで職員の自己啓発環境の充実を図った。

5. IT化・DX化の推進

協会内外の各種会議や打合せ等について、オンライン化・ペーパーレス化がさらに浸透したほか、資金需要者や協会員からの相談への対応及び協会内連携の強化ため、新たな電話システム（クラウドPBX/CTI）を導入し、来年度4月からの本格稼働に備えた。また、協会員等の利便性向上に資するよう、インターネットを利用した調査や監査の実施、業務研修や主任者登録講習等のオンデマンド実施を推進した。

6. 組織改編の実施及び協会運営規則等の改正

支部への指揮命令が、事務局長及び貸金戦略本部長の二系統となっていたものを、業務内容に鑑み事務局長の一系統へ整理するため、業務部を貸金戦略部門から総務部門所管に変更（令和6年7月1日）、さらに本部における支部支援体制等の強化を図るため、業務部を支部業務部へ改組、及び東京都支部業務を同部の直轄業務化とし（令和7年3月理事会承認）、来年度当初から施行することとしたほか、協会の情報セキュリティ等に係る対応を総合的に管理することを目的に、総務部にシステム管理課を新設した（令和6年10月1日）。

また、組織編成に伴い、事務局運営規則を改正したほか、経理規則等について見直しを行い、所要の改正を行った。

第２章　業務に関する事項

Ⅰ. 自主規制部門

1 法令・諸規則等遵守の徹底・整備・充実

1. 法令改正等の適時適切な開示と指導・支援

⑴適時適切な情報提供による支援

金融庁ほか、関係行政庁等からの周知要請等に基づき、また要請以外であっても協会員に有益と思われるものについて次の要請文を協会Webサイトに掲載し周知（それぞれ64件、11件）するとともに、貸金業関係法令等の改正案に対する意見募集を行い、取りまとめのうえ、行政庁へ提出した（募集11案件、提出5案件）。

【主な周知等の内容】

①「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習のフィードバック資料」の公表について（令和6年4月22日）
②疑わしい取引の届出に係る説明会について（令和6年5月22日）
③特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正に係る周知要請について（令和6年6月6日）
④「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集について（令和6年7月2日）※協会員へ意見募集を実施。意見を提出した。
⑤特別児童扶養手当証書の廃止等に伴う本人確認書類に係る取り扱いの変更について（令和6年7月3日）
⑥令和6年台風第10号に伴う災害の被災者にかかる「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対応について（令和6年8月30日）
⑦タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等及び資産凍結等経済制裁対象者に対する資産凍結等の措置の実施について（令和6年9月24日）
⑧「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について」に係る意見募集について（令和6年10月18日）※協会員へ意見募集を実施。意見を提出した。
⑨「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令」による関係命令の改正内容の周知について（令和6年11月14日）
⑩「申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて（周知依頼）」に係る国税庁からの周知要請について（令和6年11月28日）
⑪個人情報の保護に関する法律施行令等の改正について（令和6年12月2日）
⑫取引時確認における台湾の運転免許証取扱時の留意事項について（令和7年1月23日）
⑬令和7年2月4日からの大雪による災害の被災者にかかる「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対応について（令和7年2月14日）
⑭「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について（令和7年3月5日）※協会員へ意見募集を実施。意見を提出した。
⑮「貸付型ファンドに関するQ&A」の改訂について（令和7年3月31日）

⑵諸規則等の改正及び改正に伴う指導・支援

①「個人情報の保護に関する法律施行規則」等が改正されたことに伴い、「個人情報保護指針」を令和6年7月1日に一部改正した。

②「個人情報の保護に関する法律施行規則」等が改正されたことに伴い、社内規則策定ガイドライン「3-1. 個人顧客情報の安全管理措置等（基本編）」を令和６年７月１日に一部改正した。
③「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」が改正されたことに伴い、社内規則策定ガイドライン「5. 取引時確認等の措置等」を令和６年７月１日に一部改正した。
④「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」が改正されたことに伴い、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」を令和６年９月５日に一部改正した。
⑤「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」が改正されたことに伴い、社内規則策定ガイドライン「15. 取引履歴の開示」を令和６年９月５日に一部改正した。
⑥「貸金業者向けの総合的な監督指針」が改正されたことに伴い、社内規則策定ガイドライン「1. 経営管理等」を令和６年12月25日に一部改正した。
⑦協会事務局における社内規則策定ガイドラインの記載内容の点検等の結果、訂正を要する箇所が判明したことから社内規則策定ガイドライン「11. 過剰貸付けの防止」を令和６年12月25日に一部改正した。
⑧協会事務局における社内規則策定ガイドラインの記載内容の点検等の結果、訂正を要する箇所が判明したことから社内規則策定ガイドライン「14. 取立て行為」を令和６年12月25日に一部改正した。
⑨協会事務局における社内規則策定ガイドラインの記載内容の点検等の結果、訂正を要する箇所が判明したことから社内規則策定ガイドライン「17. 営業店登録」を令和６年12月25日に一部改正した。
⑩「貸金業者向けの総合的な監督指針」が改正されたこと等に伴い社内規則策定ガイドライン「19. システムリスク管理態勢」を令和６年12月25日に一部改正した。
⑪地方税から合理的に年収を算出する際に必要になる項目についての用語説明や最新の算出方法を把握できるようにすべく、社内規則策定ガイドラインの「11. 過剰貸付けの防止」に規定している別紙「地方税から合理的に年収を算出する方法（案）」を令和７年２月26日に一部改正した。
⑫「貸金業者向けの総合的な監督指針」が改正されたことに伴い「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」を令和７年３月10日に一部改正した。
⑬「個人情報の保護に関する法律施行規則」等が改正されたことに伴い「個人情報保護指針」を令和７年３月10日に一部改正した。
⑭「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」等が改正されたことに伴い社内規則策定ガイドライン「3-1. 個人顧客情報の安全管理措置等（基本編）」を令和7年3月10日に一部改正した。
⑮「個人情報の保護に関する法律施行規則」が改正されたことに伴い社内規則策定ガイドライン「3-2. 個人顧客情報の安全管理措置等（個別編）①外国にある第三者への提供」を令和７年３月10日に一部改正した。
⑯「個人情報の保護に関する法律施行規則」が改正されたことに伴い社内規則策定ガイドライン「3-2. 個人顧客情報の安全管理措置等（個別編）④EU及び英国域内からの十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い」を令和７年３月10日に一部改正した。
⑰「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」が改正されたことに伴い社内規則策定ガイドライン「5. 取引時確認等の措置等」を令和７年３月10日に一部改正した。
⑱「貸金業者向けの総合的な監督指針」が改正されたことに伴い社内規則策定ガイドライン「9. 禁止行為」を令和７年３月10日に一部改正した。

加えて、貸金業登録の申請を検討中の業者及び貸金業登録更新申請を予定中の協会未加入貸金業者66社、並びに本協会への加入申請中の貸金業者47社に対し、社内規則の策定支援又は点検を行った。

⑶協会員からの実務相談への対応

①電話等による協会員からの業務上の各種問合せへの対応状況

協会員からの法令や諸規則等に照らした実務相談や社内規則策定、さらには広告出稿審査等に係る相談や問合せ等に適宜対応している。

協会員からの問合せ件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
社内規則等	0	9	12	15	17	10	21	4	4	5	8	6	111
広告審査等	8	12	11	15	12	12	7	5	8	6	13	3	112
法令等解釈	131	101	138	123	96	116	117	117	68	54	75	78	1,214
書式関係	4	7	4	9	2	6	7	14	6	2	5	5	71
研修関連	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	24	22	13	17	13	10	10	12	14	11	11	15	172
合　計	167	151	178	179	140	154	162	152	100	78	112	107	1,680

令和６年度の問合せ件数は、1,680と前年度の1,834件に対し、154件減少（前年度比91.6%）した。

⑷社内規則等

前年度より23件の増加（前年度比126.1％）の111件となった。改正箇所、改正時期についての問合せが多く寄せられた。

⑹広告審査等

前年度より12件の増加（前年度比112.0％）の112件となった。「貸金業者の広告に関する細則」における「インターネット広告における一体性の認められる表示」等を公表したことに伴うものと考えられる。

⑹法令等解釈

前年度より176件の減少（前年度比87.3％）の1,214件となった。相談内容としては貸金業法、個人情報保護法、犯罪収益移転防止法等広い範囲に係る問合せであった。

⑹書式関係

前年度より71件の減少（前年度比50.0％）の71件となった。

⑷協会員への情報提供と業務支援ツールの整備

①「行政等のパブリックコメントの検索」機能の整備

協会員専用サイト内の「行政等のパブリックコメントの検索」機能の収録データの拡充を行った。

「貸金業法」「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」と「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の貸金業関係法令に関する2,687件のパブリックコメントの検索が可能となっている。

②業務用書式の提供及び改訂等

貸金業者の業務支援として、貸金業法において交付・掲示・備付等が規定されている書類等（以下「法定交付書類等」という。）に関し業務用書式を販売している。また、当該書式のデータを協会Webサイトに掲載しダウンロード可能な仕様及び一部については編集可能なファイル形式で提供している。

その他、販売をしていない「法定交付書類等」についても同様にWebサイトに掲載等している。

⑸広告適正化への取組み

①広告出稿審査の年度別実施状況

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第45条に基づき、協会員により新聞・雑誌、テレビ、電話帳に出稿される個人向け無担保無保証貸付けの契約に係る広告について事前の出稿審査を行っている。

広告出稿審査の新規申請件数 （単位：件）

媒体	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新聞・雑誌	570	866	403	351	281	455	265	226
電話帳	179	264	194	192	137	160	145	114
テレビ	92	113	103	146	106	77	73	131
合計	841	1,243	700	689	524	692	483	471
初回承認率(注)	62.1%	60.7%	72.7%	94.5%	98.3%	97.5%	93.8%	95.5%

媒体	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新聞・雑誌	244	281	114	86	57	109	78	64
電話帳	110	92	71	54	50	34	55	25
テレビ	135	264	149	244	214	150	185	97
合計	489	637	334	384	321	293	318	186
初回承認率(注)	97.1%	98.1%	97.3%	99.5%	97.8%	98.3%	98.7%	98.9%

（注）初回承認率（初回申請で改善要請を受けることなく１回で承認された広告の割合）は“協会員の自主規制ルール理解度の目安”と考えており、平成 24 年度以降は４媒体平均 97％以上となり、自主規制ルールが着実に浸透してきている。

②広告出稿のモニタリング調査結果

広告出稿審査対象の広告が、本協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を行っている。

また、テレビについては、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第42条及び「貸金業者の広告に関する細則」Ⅱ-2に定める「放送時間帯」、「出稿本数」等を遵守しているかのモニタリング調査を行っている。

新聞・雑誌、電話帳の未承認広告の割合（未承認件数／調査件数）・テレビの自主規制違反件数（全出稿件数に占める割合）

	新聞・雑誌	電話帳	テレビ
平成20年度	17.2%（666 / 3,872）	—	2件（—）
平成21年度	1.3%（192 / 14,322）	—	4件（0.09%）
平成22年度	0.9%（211 / 23,595）	13.9%（132 / 948）	1件（0.03%）
平成23年度	0.45%（86 / 19,304）	1.6%（17 / 1,053）	2件（0.05%）
平成24年度	0.04%（6 / 16,755）	0%（0 / 800）	4件（0.11%）
平成25年度	0.01（2 / 16,242）	0%（0 / 779）	0件（0%）
平成26年度	0%（0 / 16,999）	0%（0 / 752）	2件（0.07%）
平成27年度	0%（0 / 13,243）	0%（0 / 644）	2件（0.07%）
平成28年度	0%（0 / 11,667）	0%（0 / 682）	0件（0%）
平成29年度	0.10%（10 / 9,618）	0.12%（1 / 804）	13件（0.43%）
平成30年度	0.18%（15 / 8,261）	0%（0 / 863）	1件（0.03%）
令和元年度	0%（0 / 7,734）	0%（0 / 873）	1件（0.03%）
令和2年度	0.01%（1 / 6,684）	0.71%（5 / 700）	0件（0%）
令和3年度	0%（0 / 6,199）	0%（0 / 535）	1件（0.03%）
令和4年度	0.14%（7 / 5,093）	0%（0 / 669）	0件（0%）
令和5年度	0%（0 / 1,867）(注)	0%（0 / 125）(注)	1件（0.04%）
令和6年度	0.5%（8 / 1,558）(注)	0%（0 / 58）(注)	0件（0%）

（注）新聞・雑誌、電話帳のモニタリング調査は6・9・12・3月に実施

モニタリング調査を始めた平成20年度は、本協会の承認を受けずに出稿された新聞広告の割合が17.2％あったが、当該広告を出稿していた協会員に対する指導、及び広告関係団体等に対する協力要請を継続的に行ってきた結果、平成24年度以降、未承認広告の割合が1％以下となっており、広告出稿状況は健全化した状態となっている。

また、広告出稿審査の対象外である貸付商品の種類（有担保貸付、事業者向貸付等）及び広告媒体（チラシ等）合計323件について、協会員からの確認依頼に対応し適正な広告出稿の支援を行った。さらに、協会員のWebサイト74社、及びインターネット広告（バナー、アフィリエイト広告等）において、多重債務者や生活困窮者に対して借入を誘引するような不適切な表現されていないかなどのモニタリング調査や個別指導を行った。

③広告出稿の健全化に向けた関係団体との連携

適正な広告が出稿されるための取り組みとして、日本民間放送連盟（民放連）等の広告関係団体と連携した活動を継続するとともに、インターネット広告に関する情報交換を行なった。

⑹反社会的勢力に係る情報の提供

反社会的勢力との関係遮断に関し、監督指針等が改正され反社情報を一元的に管理したデータベースの構築体制等が求められることとなったことを踏まえ、協会員の対応への支援として、「特定情報照会サービス」を日本信用情報機構（JICC）へ業務委託し、平成26年7月より提供している。

また、平成27年3月から事後検証の態勢整備を支援する「フィードバックサービス」を開始しているが、協会員の要望を考慮し、平成28年度からサービス対象に「法人貸付に係る連帯保証人」を追加し、また、JICCへの債権登録件数の条件を撤廃し利用条件の緩和を図り実施している。

⑺支部職員への情報提供

業務に関し支部から主に法令等解釈についての質問を179件受けた。また「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」や社内規則策定ガイドラインの改正内容についての事前説明についてWebを使って説明会を開催した。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定情報サービス利用協会員	604	603	588	569	534	529	515	494	477	470
フィードバックサービス利用協会員	18	30	42	59	67	68	72	83	92	100

2. 法令等違反届出状況と措置状況

⑴協会員からの法令等違反に係る届出状況

本協会では、定款第12条の規定に基づき、協会員に対して、協会員自らによる社内調査、行政当局による立入検査、本協会の実地監査等において、法令等に違反する行為があったことを認識したときは、協会に「法令等違反に係る届出書」を提出することを求めている。

令和6年度は、法令等違反事案として209件の届出があり、前年度（214件）より5件減少している。

次に、令和6年度における届出事案の上位5事案を内容別に見ると、

・個人信用情報の提供（法第41条の35）に係る事案が49件
・契約締結時の書面の交付（法第17条）に係る事案が28件
・受取証書の交付（法第18条）に係る事案が17件
・取立て行為の規制（法第21条）に係る事案が14件
・返済能力の調査（法第13条）に係る事案が13件

となっており、これら（121件）で届出事案全体（209件）の約６割を占めている。

なお、令和６年度の届出事案の内容を前年度と比較すると、業務運営に関する措置（法第12条の2）に係る事案が8件増、契約締結時の書面の交付（法第17条）に係る事案が15件増、受取証書の交付（法第18条）に係る事案が９件増となり、変更の届出（法第８条）に係る事案が８件減、個人信用情報の提供（法第41条の35）に係る事案が41件減となっているが、その他については、ほぼ横這いとなっている。

法令等違反届出状況　　**（単位：件）**

該当条文等＼年度	平成19～令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		合計	
	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数
８条（変更の届出）	493	683	17	24	15	16	15	21	13	15	7	7	560	766
12条の2（業務運営に関する措置）	59	60	3	3	3	3	3	4	4	4	11	12	83	86
12条の3（貸金業務取扱主任者の設置）	40	41	1	1	0	0	2	2	1	1	1	1	45	46
12条の６（禁止行為）	29	32	0	0	1	1	3	3	0	0	0	0	33	36
12条の８（利息、保証料等に係る制限等）	57	62	4	4	9	9	4	4	4	4	5	5	83	88
13条（返済能力の調査）	241	312	6	6	3	4	11	16	7	11	10	13	278	362
13条の3（基準額超過極度方式基本契約に係る調査）	147	183	2	3	1	1	4	4	6	8	4	4	164	203
14条（貸付条件等の掲示）	101	102	2	2	1	1	1	1	3	3	2	2	110	111
15条（貸付条件の広告等）	125	136	4	4	0	0	3	4	4	4	5	5	141	153
16条の2（(保証)契約締結前の書面の交付）	267	282	8	10	8	8	9	12	3	3	3	4	298	319
17条（契約締結時の書面の交付）	420	553	15	20	18	21	15	20	11	13	19	28	498	655
18条（受取証書の交付）	177	224	2	5	6	6	5	7	5	8	11	17	206	267
19条（帳簿の備付け）	202	248	4	4	2	2	6	6	2	2	5	5	221	267
19条の2（帳簿の閲覧）	17	44	1	3	2	2	2	3	1	1	2	3	25	56
21条（取立て行為の規制）	188	259	4	10	4	6	7	12	8	17	11	14	222	318
22条（債権証書の返還）	70	95	3	4	1	1	2	2	0	0	1	1	77	103
24条（債権譲渡等の規制）	35	36	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	38	39
41条の35（個人信用情報の提供）	598	1,222	26	28	27	50	32	51	58	90	23	49	764	1,490
出資法５条２項（高金利の処罰）	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	27	27
自主規制基本規則	198	266	10	12	11	14	7	7	6	8	12	12	244	319
その他（注）	517	610	26	29	12	15	19	26	16	21	23	26	613	727
合計（※）	4,007	5,476	139	173	125	161	150	205	153	214	156	209	4,730	6,438

（注）その他のうち主なもの。
　　13条の2（過剰貸付け等の禁止）、13条の４（基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置）
（※）合計欄の協会員数は、各条項の協会員数を加算したもの。

⑵協会員に対する措置状況

①法令等違反に伴う措置について

協会員から提出された「法令等違反に係る届出書」については、定款第56条に基づいて設置された「規律委員会」において個別事案ごとに審議を行ったうえで、処分等の種類によって「自主規制会議」あるいは「理事会」を経て、協会員に対する措置が決定されている。

平成20年度から令和６年度までに措置を行った協会員は延べ134協会員で、この内訳は、定款第21条に基づく処分である除名、会員権停止、譴責が30協会員、定款第22条に基づく勧告が23協会員、定款第５条による文書注意が81協会員となっている。

令和６年度においては、2協会員に対し文書注意措置を行った。

②書類監査に伴う措置について

本協会監査部による書類監査に応じない協会員については、上記①と同様の手続きを経て、協会員に対する処分等の措置が決定されている。

平成20年度から令和６年度までに措置を行った協会員は延べ255協会員で、この内訳は、定款第21条に基づく処分である除名、会員権停止、譴責が173協会員、定款第22条に基づく勧告が27協会員、定款第５条に基づく文書注意が55協会員となっている。

なお、これまでに措置を行った255協会員のうち246協会員は、本協会発足直後の平成20年度及び平成21年度に措置を行った協会員である。

令和６年度においては、措置を行った協会員はなかった。

措置状況　　**（単位：協会員数）**

		除名	会員権停止	譴責	勧告	文書注意	計
平成20年度	法令等違反	0	5	0	4	7	16
	書類監査	0	81	26	27	55	189
	計	0	86	26	31	62	205
平成21年度	法令等違反	0	1	0	0	6	7
	書類監査	6	50	1	0	0	57
	計	6	51	1	0	6	64
平成22年度	法令等違反	3	3	2	0	10	18
	書類監査	2	5	0	0	0	7
	計	5	8	2	0	10	25
平成23年度	法令等違反	0	2	1	3	6	12
	書類監査	0	1	0	0	0	1
	計	0	3	1	3	6	13
平成24年度	法令等違反	0	2	2	1	10	15
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	1	10	15
平成25年度	法令等違反	0	0	2	5	4	11
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	5	4	11
平成26年度	法令等違反	0	2	0	0	9	11
	書類監査	0	1	0	0	0	1
	計	0	3	0	0	9	12
平成27年度	法令等違反	0	0	2	0	5	7
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	0	5	7
平成28年度	法令等違反	0	2	1	0	5	8
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	1	0	5	8
平成29年度	法令等違反	0	0	0	2	4	6
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	2	4	6
平成30年度	法令等違反	0	0	0	1	5	6
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	5	6
令和元年度	法令等違反	0	0	0	3	5	8
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	3	5	8
令和2年度	法令等違反	0	0	0	1	0	1
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	0	1
令和3年度	法令等違反	0	0	0	2	1	3
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	2	1	3
令和4年度	法令等違反	0	0	0	1	0	1
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	0	1
令和5年度	法令等違反	0	0	0	0	2	2
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	2	2
令和6年度	法令等違反	0	0	0	0	2	2
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	2	2
合計	法令等違反	3	17	10	23	81	134
	書類監査	8	138	27	27	55	255
	計	11	155	37	50	136	389

⑶協会員における法令等違反発生の防止

処分等の措置の対象となった協会員に対しては、再発等防止のための改善策等の策定及び実行状況等についての報告を求め、不適切な事案が発生した背景、原因等についてヒアリングを行い、協会員と問題意識の共有を図っている。

また、処分等の措置は不要であるとされた事案についても、規律委員会での審議の結果をそれぞれの協会員に通知する際に、改めて法令等遵守の徹底と法令等違反の再発等の防止について注意喚起を行っている。

3. 個人情報の漏えい等に係る報告について

本協会は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に基づく認定個人情報保護団体として「個人情報保護指針」を定め、協会員において個人データの漏えい等やそのおそれがある場合で個人の権利利益を害するおそれの大きいものが発生したときは、速やかな個人情報保護委員会（権限委任されている場合は監督当局）への報告を、個人データの漏えい等やそのおそれがある場合又は個人情報・仮名加工情報に係る削除情報等の漏えい等やそのおそれがある場合は、関係法令やガイドラインに従った監督当局への報告をそれぞれ求めているとともに、本協会に対しても報告を求めている。

令和６年度に提出のあった「個人情報等の漏えい等に係る報告」は600件で、前年度の471件から129件の増加となっている。

態様別で見ると前年度同様、クレジットカードやクレジットカード番号の記載された書面の配送等における誤配事案が最も多く、全体の８割程度を占めている。

なお、誤配事案以外を前年度と比較すると、FAX誤送信と誤廃棄が増加し、誤送付事案と不正アクセス事案が減少しているが、その他の事案については概ね横ばいとなっている。

個人情報の漏えい等に係る報告　　**（単位：件）**

漏えい等を起こした者 ＼ 漏えい等の態様	令和４年度					令和５年度					令和６年度				
		従業員	配送業者	業務委託先	その他		従業員	配送業者	業務委託先	その他		従業員	配送業者	業務委託先	その他
配送等における誤配	343	0	138	1	204	311	0	97	1	213	456	0	149	1	306
誤送付	62	53	0	8	1	45	42	0	3	0	36	30	0	6	0
メールの誤送信	18	12	0	6	0	13	8	0	5	0	14	11	0	3	0
FAX誤送信	7	6	0	1	0	8	6	0	2	0	20	14	0	6	0
誤手交	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
口頭漏えい	5	4	0	1	0	8	8	0	0	0	10	10	0	0	0
誤廃棄	15	10	0	5	0	3	3	0	0	0	15	11	0	4	0
紛失	20	15	4	1	0	9	5	3	1	0	10	4	4	2	0
不正アクセス	46	0	0	0	46	54	0	0	0	54	17	0	0	0	17
盗難	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	16	8	3	1	4	19	13	0	6	0	21	8	0	13	0
計	534	109	145	24	256	471	86	100	18	267	600	89	153	35	323

4. コンピュータシステム障害等に係る報告について

コンピュータシステムを用いて大量に業務処理を行う貸金業者においてシステム障害が発生した場合には、資金需要者等の社会経済生活等に影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一貸金業者にとどまらないことから、行政当局（財務局）は登録貸金業者に対し、コンピュータシステム障害等が発生した場合、障害等に係る報告を行うよう求めており、本協会も同様の報告を求めている。

令和6年度は115件の「障害発生報告書」が提出されており、件数は前年度と同数であった。

コンピュータシステム障害の報告状況 **（単位：件）**

脅威の類型	説明	令和４年度		令和５年度		令和６年度	
		協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数
サイバー攻撃をはじめとする意図的要因	外部からのサイバー攻撃による障害	1	1	1	1	17	18
	コンピュータウイルスへの感染による障害	0	0	0	0	0	0
	その他の意図的要因による障害	0	0	1	1	1	2
非意図的要因	ソフトウェアの不具合等による障害	16	19	9	25	8	18
	ハードウェア等物理的な不具合等による障害	13	18	43	44	4	5
	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害	13	30	13	24	27	57
	その他の非意図的要因による障害	5	11	13	15	9	13
災害や疾病	災害や疾病による障害	0	0	0	0	0	0
他分野の障害からの波及	利用する電気通信サービスからの波及による障害	3	4	3	3	0	0
	利用する電力利用からの波及による障害	0	0	0	0	0	0
	利用する水道供給からの波及による障害	0	0	0	0	0	0
	その他の波及による障害	1	1	2	2	1	2
その他	上記の脅威の類型以外の理由による障害	0	0	0	0	0	0
計		52	84	85	115	67	115

2 相談・苦情処理手続・紛争解決手続対応

本部貸金業相談・紛争解決センターおよび都道府県各支部相談窓口においては、金融ADR制度における指定紛争解決機関として、「資金需要者等の利益の保護を図る」ことを目的に、貸金業務に対する信頼の確保を図りつつ、中立・公正な立場から、各種相談・苦情処理手続および紛争解決手続（ADR）を実施している。

特に多重債務問題については、失業や生活費の補填、ギャンブル・買い物による浪費など、返済困難に至った多様な事情を抱える相談者に対し、それぞれの状況に応じた問題解決のための助言や情報提供を行っている。あわせて、生活再建や改善を目的とした貸付自粛制度の活用や、カウンセリングによる支援も実施している。

また、当協会が実践しているカウンセリング的手法を取り入れた相談スキルを参考としていただけるよう、行政機関や他の相談機関等の相談員を対象とした研修も実施している。

【貸金業相談・紛争解決センターの構成】

相談・紛争解決委員会
相談・紛争解決等に関する業務の中立公正かつ的確な運営を確保するために、外部有識者で構成されている。

貸金業相談・紛争解決センター

【相談受付課】

⑴一般相談
「登録業者かどうか確認したい」「契約内容に不明な点がある」「本人確認書類を紛失したがどうしたらよいか」などの相談を受け、適切な助言を行っている。

⑵債務相談
「多額の借金を抱え返済に困っている」「借金の整理方法がわからない」といった相談には、債務状況や返済能力などを把握した上で、必要な助言や情報提供、他の相談機関の紹介などを行っている。

⑶貸付自粛制度申告受付
「ギャンブルがやめられない」「買い物の浪費を防ぎたい」「家族を安心させたい」等の目的で、貸付自粛制度の利用を希望する資金需要者等からの申告受付や相談対応を行っている。

また、金融庁と連携してギャンブル等依存症対策、多重債務防止推進強化の一環として貸付自粛制度の幅広い促進の取組みを行っている。

⑷生活再建支援カウンセリング
「借金は整理できたが家計管理が苦手で今後の生活が不安」「依存的な行動（ギャンブルや買い物癖）によって生じた金銭問題がある」といったケースには、問題を起こす本人及び家族を含めた再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングなどを行っている。

【苦情受付課】
貸金業務等のトラブルに関して、契約者等（申立人）から貸金業者（相手方）に対する不満足の表明があった場合は、苦情処理手続としてこれを受け付け、必要に応じ事実確認・業務の是正や改善を求めている。

【紛争受付課】
苦情が解決しない場合、紛争解決手続（ADR）への移行申立に関する事務を行い、紛争解決手続きを実施する。また、貸金業者と手続実施基本契約締結に関する事務を行っている。

1. 概況

⑴総受付件数

令和６年度の資金需要者等からの誤認電話（※）を含む相談、苦情処理手続、紛争解決手続（ADR）の総受付・受理件数は、21,963件となり、前年度比2,725件増加した。コロナ禍からの貸金市場回復に伴い、貸付件数が増加したことで、相談・苦情処理手続件数も増加したと考えられる。協会へのアクセスは97.9％が電話によるものであるが、メール相談が増加傾向にある。

※誤認電話：各社のWebサイト等のADR機関案内の表示を見て、本来各社に相談すべき内容を当協会に誤って架けてきたもの。

【相談・苦情処理手続・紛争解決手続（ADR）受付状況】 （単位：件）

分類＼年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	前年度比	
						増減	増減率
	一般相談	4,107	4,053	4,157	4,720	563	+13.5%
	多重債務関連相談	5,000	5,250	5,961	6,634	673	+11.3%
相談計		9,107	9,303	10,118	11,354	1,236	+12.2%
苦情処理手続		9	7	33	64	31	+93.9%
紛争解決手続		1	5	5	3	−2	−40.0%
協会員等相談窓口案内<誤認電話>		9,260	7,997	9,082	10,542	1,460	+16.1%
合計		18,377	17,312	19,238	21,963	2,725	+14.2%

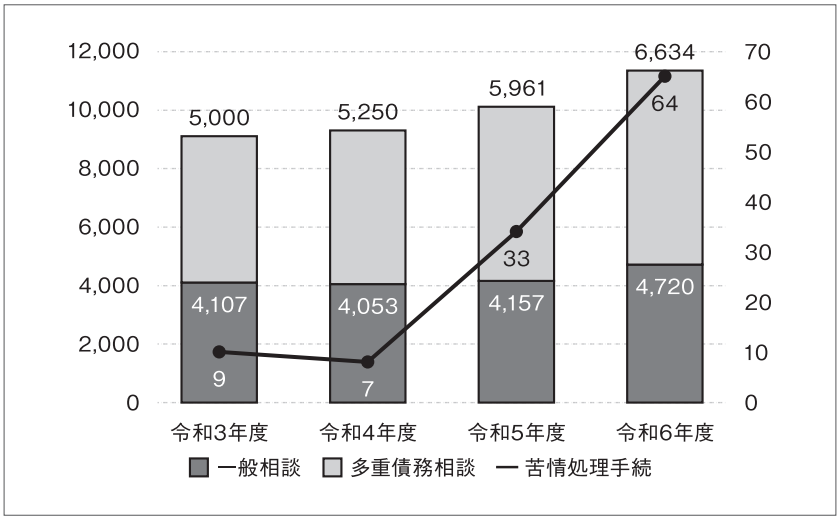

【令和６年度・アクセス区分】 （単位：件）

分類＼年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	割合	前年度比	
						増減	増減率
電話	18,041	16,984	18,801	21,503	97.9%	2,702	+14.4%
メール	283	284	362	390	1.8%	28	+7.7%
来協	25	17	28	23	0.1%	−5	−17.9%
文書	19	20	18	25	0.1%	7	+38.9%
その他	8	2	24	19	0.1%	−5	−20.8%
紛争申立書	1	5	5	3	0.0%	−2	−40.0%
合計	18,377	17,312	19,238	21,963	100.0%	2,725	+14.2%

2. 相談

「相談」

貸金業務等に関連し、協会に助言等を求めるものを「一般相談」という。これに対し、貸付自粛、返済困難、ヤミ金融関連及び自己破産等、経済的窮状または返済困難に陥っている場合など、状況の改善のための助言等を求めるものを「多重債務関連相談」とし、また、業者の相談窓口と誤認して当協会に架電があった場合を「協会員等相談窓口案内（誤認電話）」として分類している。

分類		定義
一般相談	融資関連	融資先紹介依頼・必要書類・借入一本化等の融資関連 借入限度額・返済内容・契約内容等に関する相談
	信用情報関連	信用情報の開示、登録等に関する相談
	本人確認書類等の紛失等	本人確認書類等の紛失や盗難における対処等に関する相談
	業者等の連絡先	貸金業者の相談窓口等の案内 貸金業者の登録の有無や廃業の確認等についての照会
	帳簿の開示	取引履歴や契約内容等の開示及び閲覧に関する相談
	その他	貸金業・クレジット・銀行等に関連する相談
多重債務関連相談	貸付自粛・本人	貸付自粛制度に関する本人からの相談
	貸付自粛・本人以外	貸付自粛制度に関する本人以外（家族）からの相談
	返済困難	支出増、収入減等に起因する返済相談及び自己破産・調停・民事再生手続き等 債務整理に関する相談
	ヤミ金融・違法業者	ヤミ金融、違法業者に関する相談
協会員等相談窓口案内（誤認電話）		業者の相談窓口と誤認して当協会に入電した場合の協会員等の窓口案内や音声応答等の操作等の助言

⑴相談受付状況

❶相談受付状況

「相談」は、一般相談、多重債務関連相談ともに増加し、合計で11,354件（前年度比+1,236件、+12.2%）と増加した。内訳は、「一般相談」4,720件（前年度比+563件、+13.5%）、「多重債務関連相談」が6,634件（前年度比+ 673件、+11.3%）と増加した。

「一般相談」では、借入希望や借入先等の相談である「融資関連」が1,977件（前年度比+49件、+2.5％）と増加した。「多重債務関連相談」では、「貸付自粛制度」に関する相談・問い合せ等が4,994件（前年度比+648件、+14.9％）と最も多い。ヤミ金融・違法業者に関する相談は208件（前年度比+4件、+2.0％）と微増した。

（単位：件）

分類＼年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比	
							増減	増減率
相談	一般相談	融資関連	1,523	1,806	1,928	1,977	49	+2.5%
		信用情報関連	351	380	340	352	12	+3.5%
		身分証明書等の紛失等	145	115	88	100	12	+13.6%
		業者等の連絡先	799	703	642	779	137	+21.3%
		帳簿の開示	3	5	8	10	2	+25.0%
		その他	1,286	1,044	1,151	1,502	351	+30.5%
			4,107	4,053	4,157	4,720	563	+13.5%
	多重債務関連相談	貸付自粛・本人	1,448	1,494	1,796	2,240	444	+24.7%
		貸付自粛・本人以外	2,081	2,223	2,550	2,754	204	+8.0%
		貸付自粛計	3,529	3,717	4,346	4,994	648	+14.9%
		返済困難	1,167	1,339	1,411	1,432	21	+1.5%
		ヤミ金融・違法業者	304	194	204	208	4	+2.0%
			5,000	5,250	5,961	6,634	673	+11.3%
相談合計			9,107	9,303	10,118	11,354	1,236	+12.2%
協会員等相談窓口案内（誤認電話）			9,260	7,997	9,082	10,542	1,460	+16.1%
相談合計			18,367	17,300	19,200	21,896	2,696	+14.0%

❷相談者属性

男性の相談者がやや多い傾向にある。年代別では、50歳代がやや多いものの、他の年代と差は大きくない。「貸付自粛（本人）」に関する相談は20歳代および30歳代に多くみられ、「貸付自粛（本人以外）」については40歳代および50歳代からの相談が多い。50歳代は「返済困難」「融資関連」の相談も多く、特に50歳代以上の相談者からは、融資先の紹介を求める傾向が目立っている。

【相談者（性別）】 （単位：件）

年度／性別	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		前年度比	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	増減	増減率
男性	9,990	54.4%	9,142	52.8%	10,195	53.1%	11,356	51.9%	1,161	+11.4%
女性	8,375	45.6%	8,156	47.1%	8,982	46.8%	10,518	48.0%	1,536	+17.1%
不明※	2	0.0%	2	0.0%	23	0.1%	22	0.1%	-1	-4.3%
合計	18,367	100.0%	17,300	100.0%	19,200	100.0%	21,896	100.0%	2,696	+14.0%

※「不明」とは、メールや文書及び企業からの相談

【相談者（年代別）】 （単位：件）

年代／年度	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		前年度比	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	増減	増減率
10歳代	11	0.3%	20	0.1%	24	0.1%	19	0.1%	-5	-20.8%
20歳代	682	3.7%	1,300	7.5%	1,095	5.7%	985	4.5%	-110	-10.0%
30歳代	936	5.1%	1,561	9.0%	1,488	7.8%	1,314	6.0%	-174	-11.7%
40歳代	1,100	6.0%	1,653	9.6%	1,683	8.8%	1,420	6.5%	-263	-15.6%
50歳代	1,050	5.7%	1,999	11.6%	1,815	9.5%	1,728	7.9%	-87	-4.8%
60歳代	696	3.8%	1,478	8.5%	1,311	6.8%	1,243	5.7%	-68	-5.2%
70歳以上	648	3.5%	1,704	9.8%	1,403	7.3%	1,176	5.4%	-227	-16.2%
不明	13,244	72.1%	7,585	43.8%	10,381	54.1%	14,011	64.0%	3,630	+35.0%
合計	18,367	100.0%	17,300	100.0%	19,200	100.0%	21,896	100.0%	2,696	+14.0%

【令和６年度・相談者（年代別相談分類）】 （単位：件）

分類／年代	融資関連	信用情報関連	身分証明書等の紛失等	業者等の連絡先	帳簿の開示	貸付自粛・本人	貸付自粛・本人以外	返済困難	ヤミ金融・違法業者	協会員等相談窓口案内（誤認電話）	その他	合　計
10歳代	4	-	1	-	-	2	-	3	-	7	2	19
20歳代	98	14	4	12	-	278	43	181	26	262	67	985
30歳代	124	23	7	28	1	277	150	178	20	423	83	1,314
40歳代	141	32	9	44	-	162	283	185	18	440	106	1,420
50歳代	211	27	14	38	1	137	455	228	28	477	112	1,728
60歳代	166	13	7	54	3	61	201	123	5	522	88	1,243
70歳以上	178	17	3	89	-	20	111	87	3	581	87	1,176
不明	1,055	226	55	514	5	1,303	1,511	447	108	7,830	957	14,011
合計	1,977	352	100	779	10	2,240	2,754	1,432	208	10,542	1,502	21,896

❸相談内容詳細

①一般相談

一般相談のうち、「融資関連」は1,977件（個別取引等に関連する「契約」が1,184件、新規･追加融資に関連する「融資」が793件）となっている。これらの相談には適切な助言及び他機関の相談窓口を案内している。

【令和６年度・「融資関連」相談内訳】(単位:件)

契約	融資	合計
1,184	793	1,977

【融資関連（令和６年度・他機関を案内)】 **（単位：件）**

他機関への紹介先	信用情報機関	法テラス	弁護士会・司法書士会	警察	都道府県	裁判所	クレジットカウンセリング協会	消費者センター	金融庁財務局	その他	合計
件数	42	35	54	3	20	1	7	4	1	52	219

②多重債務関連相談

多重債務関連相談のうち、「返済困難」の相談は1,432件で、相談者本人が907件（63.3％）、親族・配偶者などの関係者が494件（34.5％）となっている。

多重債務に陥った主な原因は「遊興費」209件（20.3％）、「生活資金不足」204件（19.8％）、「買い物」188件（18.3％）と続く。

債務額で一番多かったのは、「100万円未満」236件（34.9%）であった。また、必要に応じで他機関を案内した件数は470件で、主な紹介先窓口は、「法テラス」146件、「クレジットカウンセリング協会」107件等であった。

【返済困難（令和６年度・相談者)】(単位：件)

相談者	件数	割合
本人	907	63.3%
親族	380	26.5%
配偶者	114	8.0%
その他･不明	31	2.2%
合計	1,432	100.0%

【返済困難（令和６年度・性別)】(単位：件)

性別	件数	割合
男性	617	43.1%
女性	813	56.8%
不明	2	0.1%
合計	1,432	100.0%

【令和６年度・債務の主たる原因】 **（単位：件）**

生活資金不足	収入の減少	住宅・土地の費用	名義貸し・保証人	ギャンブル	買い物	予期せぬ出費	事業費運転資金	遊興費飲食・交際費	借金返済	教育費資格取得費	その他	合計
204	29	14	9	177	188	23	43	209	31	22	79	1,028
19.8%	2.8%	1.4%	0.9%	17.2%	18.3%	2.2%	4.2%	20.3%	3.0%	2.1%	7.7%	100.0%

※未聴取、無回答及び重複する原因が有るため相談件数とは異なる

【令和６年度・債務額】 **（単位：件）**

100万未満	100万以上200万未満	200万以上300万未満	300万以上400万未満	400万以上500万未満	500万以上	合計
236	164	98	47	43	89	677
34.9%	24.2%	14.5%	6.9%	6.4%	13.1%	100.0%

※「返済困難」相談の債務状況（1,432件のうち、債務額不明を除いた677件）

【返済困難（令和６年度・他機関を案内)】 **（単位：件）**

他機関への紹介先	信用情報機関	法テラス	弁護士会・司法書士会	警察	都道府県	裁判所	クレジットカウンセリング協会	消費者センター	金融庁財務局	その他	合計
件数	30	146	98	2	11	1	107	4	1	70	470

③若年層に関する相談状況

18歳から24歳までの若年層に関する相談は726件あり、そのうち437件（60.2％）は貸付自粛制度に関するものであった。若年層本人からの相談は180件で、主に貸付自粛制度や返済困難に関する内容が多く、家族・親族からの相談は522件で、こちらも同様に貸付自粛制度や返済困難に関する相談が多くを占めた。

【令和６年度・若年層に関する相談】 **（単位：件）**

相談分類	件数	割合	相談者		
			本人	家族・親族	その他
貸付自粛	437	60.2%	63	367	7
返済困難	141	19.4%	58	83	－
融資関連	67	9.2%	27	33	7
信用情報関連	9	1.2%	2	7	－
ヤミ金融・違法業者	10	1.4%	3	7	－
身分証明書の紛失等	2	0.3%	－	2	－
業者等の連絡先	3	0.4%	2	1	－
その他	57	7.9%	25	22	10
合計	726	100.0%	180	522	24

※相談者及び相談対象者の年齢の聴き取りができた件数のみ集計

《相談事例》

【一般相談（融資関連）事例】（53歳女性）

失業中で、両親の看病と車の修理費が重なり、生活費に困窮している。どこか貸してくれる業者を紹介してほしいという相談。

協会では融資・紹介は行っていないことを説明し、失業中との事であったため貸金業者からの借入は困難であり、ヤミ金等の悪質業者について注意を促すとともに、生活福祉資金貸付の検討を勧め、社会福祉協議会の連絡先を案内した。

【多重債務相談（返済困難）事例】（31歳男性）

競馬によるギャンブルで消費者金融２社から120万円を借入れ、返済が困難になってきたため債務整理を検討しているとの相談があった。現在、別件で弁護士に相談中とのことで、債務整理についてもその弁護士に相談するよう助言した。また、ギャンブル等の問題の相談先として精神保健福祉センターを案内し、貸付自粛制度についても説明したところ、今後の利用を検討するとのことで相談を終えた。

【若年層に関する相談】（52歳女性）

息子（23歳）の借金に関する相談。息子は国家試験の勉強のため独り暮らしを始めたが、プレッシャーから遊興費等で借金を重ね、JICCで確認したところ残債は320万円。心療内科の受診や任意整理も検討中。今後の借入防止のため、協会の貸付自粛登録について問い合わせがあり、制度の概要と手続方法（Web等）を説明し、本人の意思確認の重要性を伝えた。また、他の信用情報機関での開示も勧めたが、手数料のカード決済に躊躇していたため、決済方法の確認を促し、問合せ先を案内して終了した。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している

④ヤミ金融・違法業者に関する相談

受付件数は208件（前年度比+4件、+2.0％）と微増。「ヤミ金融・違法業者／被害あり」の相談は、93件（前年度比−11件、−10.6%）と減少した。被害があった場合は速やかに警察に届出するよう誘導し、被害の拡大防止を図っている。一方、「ヤミ金融・違法業者／被害なし」の相談は、115件（前年度比+15件、+15.0%）と増加した。相談者に対してはヤミ金融・違法業者等の狡猾さ、手口等を注意喚起するとともに正しい業者の見分け方を教示する等、被害の未然防止を図っている。

相談者の62.0%は男性であり、年齢を聴取することができた100人では、10歳代の相談者はいなかったが、20～50歳代までの相談者が多く60歳代、70歳代の相談者は少なかった。

【受付件数】 **（単位：件）**

分類＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	割合	前年度比	
						増減	増減率
ヤミ金融・違法業者／被害あり※1	121	111	104	93	44.7%	−11	−10.6%
ヤミ金融・違法業者／被害なし※2	183	83	100	115	55.3%	15	+15.0%
合　計	304	194	204	208	100.0%	4	+2.0%

※1「ヤミ金融・違法業者／被害あり」…金銭支払いやカード類・携帯電話等物品を送付した場合
※2「ヤミ金融・違法業者／被害なし」…上記以外（嫌がらせ等の精神的被害を含む）

【令和６年度・性別】

性別	件数	割合
男性	129	62.0%
女性	79	38.0%
合計	208	100.0%

【令和６年度・年代別件数（被害あり／被害なし）】 **（単位：件）**

年代別	被害あり件数	割合	被害なし件数	割合	相談合計	割合
10歳代	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
20歳代	15	16.1%	11	9.6%	26	12.5%
30歳代	9	9.7%	11	9.6%	20	9.6%
40歳代	10	10.8%	8	7.0%	18	8.7%
50歳代	14	15.1%	14	12.2%	28	13.5%
60歳代	1	1.1%	4	3.5%	5	2.4%
70歳以上	2	2.2%	1	0.9%	3	1.4%
不明	42	45.2%	66	57.4%	108	51.9%
合　計	93	100.0%	115	100.0%	208	100.0%

⑵貸付自粛制度

「貸付自粛制度」とは、日本貸金業協会の設立当初から多重債務問題解決の一環として浪費癖を持つなどの理由で貸付自粛を受けたいとの本人からの申告を受け、自粛対象者である旨の情報を個人信用情報機関に登録を依頼し、当該個人信用情報機関の会員が、その情報を受けて貸付けの自粛を促す取組みを行っている制度である。

❶貸付自粛制度に関する相談・問合せ

相談・問い合せ件数は4,994件（前年度比+648件、+14.9％）であった。そのうち、「本人以外」からの相談は、父母（両親）から息子・娘に関する相談が最も多く、貸付自粛制度についての相談には、多重債務問題の再発防止を希望する相談が多く含まれることから、状況に応じて生活再建支援カウンセリングを案内している。

（参考）個人信用情報機関である次の３機関が貸付自粛情報登録の運用を実施。

・日本信用情報機構（JICC）〈消費者金融系〉
・シー・アイ・シー（CIC）〈信販・クレジット系〉
・全国銀行個人信用情報センター（個信センター）〈銀行系〉

【貸付自粛制度に関する相談・問合せ】 （単位：件）

相談種別＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	割合	前年度比	
							増減	増減率
登　録	本人	415	620	820	1,051	32.5%	231	+28.2%
	本人以外	1,325	1,749	2,153	2,182	67.5%	29	+1.3%
	計	1,740	2,369	2,973	3,233	100.0%	260	+8.7%
撤　回	本人	455	551	690	733	89.3%	43	+6.2%
	本人以外	72	92	66	88	10.7%	22	+33.3%
	計	527	643	756	821	100.0%	65	+8.6%
問合せ	本人	578	323	286	456	48.5%	170	+59.4%
	本人以外	684	382	331	484	51.5%	153	+46.2%
	計	1,262	705	617	940	100.0%	323	+52.4%
合計	本人	1,448	1,494	1,796	2,240	44.9%	444	+24.7%
	本人以外	2,081	2,223	2,550	2,754	55.1%	204	+8.0%
		3,529	3,717	4,346	4,994	100.0%	648	+14.9%

【令和６年度・貸付自粛制度に関する本人以外の相談者の割合】

相談者	相談件数	割合
父母	1,431	52.0%
妻	481	17.5%
家族・親族	301	10.9%
夫	71	2.6%
その他	470	17.1%
合　計	2,754	100.0%

【相談者（本人・本人以外の割合）】

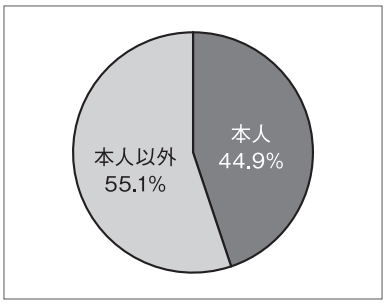

❷個人信用情報機関への登録状況

貸付自粛制度の協会受理件数（登録・撤回）は、協会活動及び本制度の継続した周知活動により6,937件（前年度比+1,980件、+39.9％）、うち登録は4,789件（前年度比+1,143件、+31.3％）であり、撤回は2,148件（前年度比+837件、+63.8％）であった。

なお、居住地都道府県別上位は、「東京都」760件、「大阪府」608件、「神奈川県」498件、「愛知県」461件、「福岡県」352件等と、大都市圏が多くを占める。

協会受理者（登録）の年代別では、20歳代35.6％、30歳代28.3％で、全体の60.0％超を構成している。

【登録・撤回受理件数】 （単位：件）

分類＼年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	前年度比	
						増減	増減率
協会	登録	2,337	2,739	3,646	4,789	1,143	+31.3%
	撤回	1,028	1,034	1,311	2,148	837	+63.8%
計		3,365	3,773	4,957	6,937	1,980	+39.9%
個信センター	登録	521	436	356	230	−126	−35.4%
	撤回	166	264	313	170	−143	−45.7%
計		687	700	669	400	−269	−40.2%
登録		2,858	3,175	4,002	5,019	1,844	+58.1%
撤回		1,194	1,298	1,624	2,318	1,020	+78.6%
合計		4,052	4,473	5,626	7,337	1,711	+30.4%

（参考）令和６年度・都道府県別登録・撤回受理件数（個信センターを除く） （単位：件）

北海道	267	埼玉県	379	岐阜県	82	鳥取県	23	大分県	93
青森県	50	千葉県	361	静岡県	195	島根県	38	宮崎県	41
岩手県	45	東京都	760	愛知県	461	岡山県	99	鹿児島県	75
宮城県	129	神奈川県	498	三重県	88	広島県	220	福岡県	352
秋田県	44	新潟県	97	滋賀県	75	山口県	95	佐賀県	52
山形県	54	山梨県	30	京都府	128	徳島県	77	長崎県	86
福島県	88	長野県	52	大阪府	608	香川県	66	沖縄県	59
茨城県	108	富山県	44	兵庫県	295	愛媛県	93	合　計	6,937
栃木県	69	石川県	49	奈良県	78	高知県	37		
群馬県	71	福井県	46	和歌山県	35	熊本県	145		

【年代別登録受理件数（個信センターを除く）】 （単位：件）

登録申告者年代＼年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	割合	前年度比	
						増減	増減率
10歳代	21	33	8	62	1.3%	54	+675.0%
20歳代	761	903	998	1,705	35.6%	707	+70.8%
30歳代	648	771	1,088	1,354	28.3%	266	+24.4%
40歳代	418	475	747	792	16.5%	45	+6.0%
50歳代	275	303	458	507	10.6%	49	+10.7%
60歳代	132	162	239	263	5.5%	24	+10.0%
70歳代以上	82	92	108	106	2.2%	−2	−1.9%
合計	2,337	2,739	3,646	4,789	100.0%	1,143	+31.3%

❸貸付自粛登録の理由

貸付自粛登録・撤回時に、登録の目的、ギャンブルの種類、撤回の理由、撤回時の生活改善状況の聞き取りを行っている。登録の目的は「ギャンブル等を止められない」が最多で2,023件（42.2%）となっている。

【貸付自粛登録の理由】 （単位：件）

登録の目的	令和４年度	令和５年度	令和６年度	割合	前年度比	
					増減	増減率
ギャンブル等を止められない	1,219	1,630	2,023	42.2%	393	+24.1%
遊興費を使いすぎてしまう	502	787	1,067	22.3%	280	+35.6%
過剰に買い物をしてしまう	508	545	622	13.0%	77	+14.1%
その他（借金防止・再登録等）	510	684	1,077	22.5%	393	+57.5%
合計	2,739	3,646	4,789	100.0%	1,143	+31.3%

【相談者（本人・本人以外の割合）】

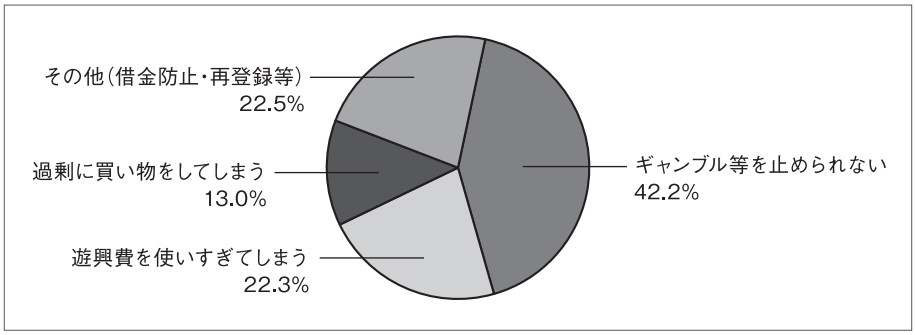

【令和６年度・ギャンブルを起因とする登録者状況（個信センターを除く）】 （単位：件）

	登録件数	ギャンブル登録者	性別		ギャンブル種類（複数選択含む）							合計
			男性	女性	パチンコパチスロ	競馬	ボートレース	競輪	オートレース	オンラインカジノ	その他※1	
令和6年度	4,789	2,023	1,956	67	1,444	657	431	467	90	132	98	3,319
（構成比）		42.2%	96.7%	3.3%	43.5%	19.8%	13.0%	14.1%	2.7%	4.0%	3.0%	100.0%
令和5年度	3,646	1,630	1,590	40	1,181	530	234	308	51	159	58	2,521
（構成比）		44.7%	97.5%	2.5%	46.8%	21.0%	9.3%	12.2%	2.0%	6.3%	2.3%	100.0%

※1 その他とは、宝くじ、麻雀等　＊ギャンブル種類構成比は複数選択を含む合計に対する比率

【令和６年度・貸付自粛制度撤回の理由（個信センターを除く）】 （単位：件）

撤回申告の理由	令和４年度	令和５年度	令和６年度	割合	前年度比	
					増減	増減率
住宅ローン等の新規契約のため	218	227	297	13.8%	70	+30.8%
クレジットカードが必要となった	180	227	372	17.3%	145	+63.9%
再登録のため	209	221	335	15.6%	114	+51.6%
登録の必要がなくなった	252	400	677	31.5%	277	+69.3%
生活資金が必要となった	164	231	466	21.7%	235	+101.7%
その他・無回答	11	5	1	0.0%	−4	−80.0%
合　計	1,034	1,311	2,148	100.0%	837	+63.8%

⑶生活再建支援カウンセリング

「生活再建支援カウンセリング」

「借金は整理できたが、家計管理が苦手で今後の生活が不安」「依存的な行動（ギャンブルや買い物癖）によって生じた金銭問題がある」といったケースには、多重債務の再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングを行っている。

金銭や家計管理の実行を支援する「生活再建支援カウンセリング」は、当協会独自の取り組みである。多重債務問題は家族を巻き込む問題でもあることから、本人のために親族や配偶者は立ち直るための重要なキーパーソンである場合が多く、家族を含めたカウンセリングを行っている。カウンセリングを担当する相談員は、産業カウンセラー、認定心理士、心理相談員、FP技能士、消費生活相談員等の資格を持つ職員を中心に、一定の研修を受けた職員である。

相談者との信頼関係を元に、心理カウンセリングを通じて、家計管理の改善実行や債務の原因となった問題行動の改善に取り組んでおり（相談料は無料）、カウンセリングを終了した相談者からは、多重債務防止の効果があるとの言葉をいただいている。

❶受付状況

新規相談者56人、前年度から繰り越した継続相談者32人、合計88人の相談者に対し、協会への直接の来所、及び電話によるカウンセリング相談を370回実施した。

【カウンセリング実施件数】 （単位：件）

年度 / 新規・継続	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		前年度比			
									人数		相談回数	
	人数	相談回数	人数	相談回数	人数	相談回数	人数	相談回数	増減	増減率	増減	増減率
新規相談者	35	135	68	263	53	221	56	241	3	+5.7%	20	+9.0%
継続相談者	25	122	36	197	46	202	32	129	−14	−30.4%	−73	−36.1%
合計	60	257	104	460	99	423	88	370	−11	−11.1%	−53	−12.5%

❷新規相談者の属性等について

新規相談者56人のうち債務者本人は38人（67.9%）、配偶者・親族等の関係者18人（32.1%）であり、年代別では、「債務者本人」は、30歳代が多く、「関係者」では、30歳代から50歳代が多い。

【令和６年度・新規相談者属性】

（単位：人）

性別	債務者本人	割合	関係者	割合	合計	割合
男性	25	65.8%	0	0.0%	25	44.6%
女性	13	34.2%	18	100.0%	31	55.4%
合計	38	100.0%	18	100.0%	56	100.0%

（単位：人）

年代別	債務者本人	割合	関係者	割合	合計	割合
20歳代	9	23.7%	1	5.6%	10	17.9%
30歳代	13	34.2%	6	33.3%	19	33.9%
40歳代	9	23.7%	4	22.2%	13	23.2%
50歳代	3	7.9%	6	33.3%	9	16.1%
60歳代	3	7.9%	1	5.6%	4	7.1%
70歳以上	1	2.6%	0	0.0%	1	1.8%
合計	38	100.0%	18	100.0%	56	100.0%

債務の原因は、「買い物」7人（18.4%）、「ギャンブル癖」9人（23.7%）、「遊興費・飲食費・交際費」12人（31.6%）、「生活費の補てん」4人（10.5%）等で、債務者本人の過去の債務清算経験有無は、「清算あり」28人（73.7%）、「清算なし」10人（26.3%）で、7割強が過去の清算後に再び債務の悩みを抱えている。

清算経験あり28人の内訳は、「親族による肩代わり」22人（78.6%）、「任意整理」5人（17.8%）、「その他（自力返済）」1人（3.6%）であった。

【令和６年度・新規相談者（債務者本人）債務の原因】

（単位：人）

債務の原因		
（債務者本人38人）	人数	割合
買い物	7	18.4%
ギャンブル癖	9	23.7%
遊興費・飲食費・交際費	12	31.6%
生活費の補てん	4	10.5%
その他	6	15.8%
合計	38	100.0%

【令和６年度・新規相談者（債務者本人）清算歴】

（単位：人）

清算経験有無		
（債務者本人38人）	人数	割合
あ　り	28	73.7%
な　し	10	26.3%
合　計	38	100.0%

（単位：人）

清算経験あり		
（債務者本人28人）	人数	割合
親族による肩代わり	22	78.6%
自己資金（貯金）	－	0.0%
任意整理	5	17.8%
法的整理	－	0.0%
その他（自力返済）	1	3.6%
合計	28	100.0%

相談時の「債務の有無」については、「債務あり」32人、「債務なし」6人（相談前に清算を含む）であり、債務あり相談者32人の債務件数は、「2～3件」14人と最も多く、「6件以上」は3人であった。債務額は、「300万以上」13人、「200～300万未満」7人、「100～200万未満」3人、「50万～100万未満」6人であった。

【令和６年度・新規相談者の債務状況】

（単位：人）

債務の有無	
債務あり	32
債務なし	6
合計	38

（単位：人）

債務件数	
6件以上	3
4～5件	8
2～3件	14
1件	7
合計	32

（単位：人）

債務額	
300万以上	13
200～300万未満	7
100～200万未満	3
50～100万未満	6
1～50万未満	3
合計	32

❸終了結果

カウンセリングを終了した相談者は51人であり、そのうち33人（64.7%）については改善の結果を確認することができた。一方、残る18人（35.3%）は相談者の都合により途中で中断したため、改善結果の確認には至らなかった。カウンセリングの相談期間は概ね1年程度を目安としているが、相談内容によっては数年を要するケースもある。

【令和６年度・終了者数】

（単位：人）

改善内容	人数	構成比
行動改善	13	25.5%
関係改善	11	21.6%
債務改善	0	0.0%
家計改善	9	17.6%
改善計	33	64.7%
改善未確認	18	35.3%
合計	51	100.0%

❹カウンセリング事例（令和６年度）

【30代夫婦　ストレスで買い物や遊興費による借金の再発防止相談：並行面接】

【債務者本人】

買い物を繰り返し、その返済のために借金を重ねた結果、返済が困難となり、妻から協会のカウンセリングを勧められた。

職場では上司からたびたび指摘を受けており、失敗の繰り返しがストレスとなって、買い物に走ってしまうことや、自分が何にいくら使ったのかを把握できていないことが語られた。

【お金の管理について】

妻のサポートのもと、小遣い帳をつけることになったが、記録を忘れてしまうことが多かった。また、頼まれごとや重要な報告を忘れてしまうこともあり、日常生活にも支障が出ていることが分かった。

このため、「忘れないための対策」を検討・実施するとともに、「観察記録（記録をつけた日は〇、忘れた日は×）」を課題として取り組んだ。

その結果、記録のつけ忘れは減少し、自分が何にいくら使ったかを把握できるようになってきた。一方で、メモをとることや報告を忘れることもあり、新たに改善策を検討し、追加の課題として実施した。

継続して課題に取り組む中で、徐々に改善が見られており、現在は経過観察中である。

【配偶者】

奨学金の返済遅延がきっかけで、他にも借金があることが判明し、夫を立ち直らせたいとの思いから、夫婦でカウンセリングを希望された。

職場でのミスが多く、ストレスからコンビニなどでの買い物が増え、借金につながったことが分かった。普段から現金を持たずキャッシュレスの生活をしていたため、何にいくら使っているかを把握できておらず、金銭管理ができていなかった。

まずは「見える化」を図るため、小遣い帳の使用を提案。無駄遣いをしなかった日はカレンダーにシールを貼り、褒めることから始めた。

当初は記録を忘れることも多かったが、褒めながら続けていくうちに徐々に記録をつけられるようになり、お小遣いの範囲でやりくりできるようになってきた。

「見える化」によって支出の大半が食費であることが判明し、本人が意識するようになったことでコンビニに行く回数が減り、代わりにスーパーを利用するように行動が変化してきた。

夫から仕事の話をあまりされなかったが、「今日はどうだった？」とこちらから声をかけるようにしたところ、最近では夫の方から「こんなことがあったよ」と話してくれるようになり、夫婦間のコミュニケーションも円滑になってきた。次回で終了予定。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

5 アンケート調査による相談者の声

▶夫が何度も借金を繰り返すので相談させてもらった。夫とのコミュニケーションの取り方など多くのことを学んだことで、私の気持ちも落ち着き、良い方向に改善していった。カウンセリングしていただき本当にありがとうございました。

▶気持ちを理解して頂いた上で、次どうするべきか、丁寧に教えていただき本当に感謝している。思うこと全てを吐き出せたように思う。本当にありがとうございました。

▶話を聞いてもらえ本当に救われた。どうしたら良いか分からない事を一緒に考え導いてもらえた。頼れる場所があり安心して生活ができる。本当にありがとうございました。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

3. 苦情処理手続

「貸金業務等関連苦情」
【紛争解決等業務に関する規則】
貸金業務等に関し、その契約者等による当該貸金業務等を行った者に対する不満足の表明をいう。

⑴苦情処理手続受付状況

苦情処理手続受付件数は64件で、前年度比+31件（+93.9％）と大きく増加した。苦情内容は前年度から大きな変化はないが「事務処理」の割合が若干減少し「請求業務」の割合が微増となった。コロナ禍からの貸金市場回復に伴い、貸金業者の貸付残高、貸付件数共に増加傾向にあることから、苦情処理手続受付件数も増加したと考えられる。

【苦情処理手続受付状況】 **（単位：件）**

分類＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	割合	前年度比	
						増減	増減率
契約内容	－	－	9	18	28.1%	9	+100.0%
融資関連	－	－	8	16	25.0%	8	+100.0%
請求業務	3	3	6	14	21.9%	8	+133.3%
事務処理	4	3	7	11	17.2%	4	+57.1%
個人情報	1	1	2	5	7.8%	3	+150.0%
帳簿の開示	1	－	－	－	0.0%	－	－
クレジットカード等不正使用	－	－	1	－	0.0%	−1	－
合計	9	7	33	64	100.0%	31	+93.9%

※契約内容→契約・約款に従った業者の説明や対応への不満
※融資関連→審査結果、審査手続・対応等への不満
※請求業務→債権回収業務における不満
※事務処理→必要書類の説明及び電話対応時の説明等への不満
※個人情報→個人信用情報登録の同意の確認不備等への不満

⑵苦情処理手続状況

苦情処理手続きを終了した64件の終了事由別の内訳件数は、「解決」が46件（71.9％）、「不調」が16件（25.0％）、紛争解決手続（ADR）への「移行」が1件（1.6％）、「不応諾」が1件（1.6％）。翌年度への持ち越しが1件であった。また、手続き終了までの所要日数は、「1か月未満」が59件（93.7％）、「1か月以上3か月未満」が4件（6.3％）であった。

【令和６年度・苦情処理手続状況】 （単位：件）

❶苦情処理手続件数（当期の状況）					❷苦情処理手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）								❸苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
前期の未済件数	当期の受付件数	受付件数計	当期の既済件数	前期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上	計
1	64	65	64	1	0	46	1	1	16	0	0	64	59	4	0	0	63

※１件は翌年度に持ち越し

※不開始…手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
※解　決…手続開始後に苦情が解決したもの。
※移　行…苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
※不応諾…金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
※不　調…苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの（移行を除く）。
※移　送…指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
※その他…苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

⑶主な苦情処理手続事例

【契約内容】

カード会社の偽サイトで個人情報を詐取され、ネット銀行の口座開設や通信会社での通信契約及びスマートフォン購入などに不正利用された。通信会社は調査の結果、不正利用と認定し契約は取り消され、銀行口座は廃止となった。一方、同様に不正にローン契約が行われた相手方は不正を認めないため、契約と信用情報の取消を求めたい。

相手方に申立人の要望を伝えた結果、必要書類を提出すれば検討すると回答があり、申立人も書類提出を了承。後日、不正取引が認められ、ローン契約及び信用情報を取り消すこととなり、協会の対応を終了した。

【融資関連】

申立人は追加融資を断られ、その理由を電話で尋ねた際、相手方担当者から不適切な発言を受けたとして謝罪を求めたい。

相手方によれば、義娘から貸付を控えるよう申し出があったため、申込自体を受けずに郵送で通知を送付した。理由については本人に伝えず、記録上も申立人が主張するような不適切な発言は確認できなかったため、謝罪対応の予定はないとのこと。

協会から申立人には、謝罪には応じられない旨を伝えたところ、納得はできないが協会が対応してくれたことには理解を示した。今後は家族とよく相談し了承を得て借入申込を行うよう助言し、協会の対応を終了した。

【請求業務】

コロナ禍で転職・転居し返済が遅れる中、相手方に自宅訪問された。電話も高圧的で、連絡は日々SMSで行っているにもかかわらず、夜間の電話や訪問が続いているため、訪問をやめて欲しい。

相手方によれば、連絡が取れなかった期間があったため訪問したが、高圧的な対応や夜間連絡は行ってないとの事。やり取りはSMSのみなので、可能であれば本人と直接話し相談したいと回答。申立人は返済が厳しいので相手方と連絡を取って相談してみるとして協会の対応を終了した。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

⑷業態別苦情処理手続件数

業態別苦情処理手続件数は、処理件数64件の内、40件が消費者向無担保貸金業者、8件が事業者向貸金業者、7件がクレジットカード会社であった。

【業態別苦情処理手続件数】 **（単位：件）**

業態＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	割合	前年度比	
						増減	増減率
消費者向無担保貸金業者	3	2	17	40	62.5%	23	+135.3%
消費者向有担保貸金業者	－	－	1	1	1.6%	－	0%
消費者向住宅向貸金業者	2	－	1	1	1.6%	－	0%
事業者向貸金業者	－	1	4	8	12.5%	4	+100.0%
クレジットカード会社	2	2	2	7	10.9%	5	+250.0%
信販会社	－	2	3	4	6.3%	1	+33.3%
流通・メーカー系会社	2	－	3	2	3.1%	−1	−33.3%
建設・不動産業者	－	－	1	1	1.6%	－	0%
リース会社	－	－	1	－	0.0%	−1	－
合　計	9	7	33	64	100.0%	31	+93.9%

4. 紛争解決手続（ADR）

「貸金業務関連紛争」
【紛争解決等業務に関する規則】
貸金業務等関連苦情のうち、当該苦情の相手方である貸金業者と当該苦情に係る契約者等の自主的な交渉では解決ができないものであって、当事者が和解をすることができるものをいう。

⑴紛争解決手続（ADR）受理状況

紛争解決手続（ADR）は、3件（前年度比−2件）受理した。全件が「契約内容」に関するもので、なりすまし契約による融資の無効を求めるものが2件、延滞後の支払い充当額相違による返金を求めるものが1件であった。

受理した3件のうち、2件の和解が成立し手続を終了し、1件は翌年度に持ち越しとなった。

【紛争解決手続（ADR）受理件数】 **（単位：件）**

分類＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	割合	前年度比	
						増減	増減率
契約内容	1	1	0	3	100.0%	3	－
クレジットカード等不正使用	0	2	0	0	0.0%	0	－
融資関連	0	2	5	0	0.0%	−5	－
合　計	1	5	5	3	100.0%	−2	−40.0%

【令和6年度・紛争解決手続（ADR）終了件数】 **（単位：件）**

処理結果	紛争処理手続段階における所要日数別内訳				
	1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上	合計
和解	－	1	1	－	2
取下げ	－	－	－	－	－
合　計	－	1	1	－	2

⑵主な紛争解決手続（ADR）事例

【契約内容】

身に覚えのない請求が相手方から届き、連絡を行ったところ、申立人が契約していることが判明した。相手方に確認したところ氏名、住所、運転免許証は申立人と一致したが、電話番号、勤務地及び運転免許証の顔写真と本人画像のデータに疑義があった。

申立人が本人画像のデータの容姿の特徴が親族に酷似していたため、親族を追求したところ成りすましを認めたが、その後行方不明となり連絡が取れなくなった。

相手方に相談したところ、契約者の名義変更を行う場合は、成りすました本人を同席させ自白させる必要があるとの事であったが、親族が行方不明で連絡が取れないため困難となった。

現在、支払いは行われておらず申立人の信用情報が傷ついているので、相手方には審査や決裁において不備があったか確認を行い、融資の無効と申立人の信用情報の回復を求める。

紛争解決委員（弁護士）が中立公正の立場で両当事者の交渉を仲介し、数回の聴聞を経て和解が成立した。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

【参考】紛争解決手続（ADR）に係る所要期間等の年度別推移

（令和３年度～令和６年度）の４年間に紛争解決業務が終了した件数は13件。うち11件（84.6%）は、規則上の標準処理期間６か月以内に終了しており、平均処理期間は、事案個別事情はあるものの平均4.6か月であった。標準処理期間の６か月を超えて終了した２件については、すべてが第三者利用に関するものであった。なお、終了件数13件中和解が成立したものは10件（76.9%）であった。

【紛争解決業務に係る所要期間等の年度別推移】 **（単位：件）**

対象期間と計数	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和３年度～令和６年度合計
⑴終了件数	2	2	7	2	13
⑵終了までの期間別件数（構成比）					
１か月未満	－	－	－	－	－
１か月以上～３か月未満	－	1	2	1	4
３か月以上～６か月未満	2	1	3	1	7
６か月以上～	－	－	2	－	2
⑶処理期間内外の件数（構成比）（※）					
標準処理期間（６月）内	2	2	5	2	11
標準処理期間（６月）外	－	－	2	－	2
⑷平均処理期間（月数）	5.5月	3.7月	5.3月	4.0月	（平均）4.6月
⑸紛争解決手続担当の組数又は人数	3人	2人	2人	2人	（平均）2.3人
⑹和解件数（和解率）	2（100%）	2（100%）	4（57.1%）	2（100.0%）	10（76.9%）

5. 関係先との連携及び講演等活動状況

⑴行政・警察等との連携

多重債務問題やヤミ金融等違法業者問題の状況把握と適切な対応を図るため、警察庁生活安全局、警視庁生活安全相談センターを訪問し情報提供・意見交換を行ったほか、各支部において財務局・都道府県並びに消費生活センターを定期的に訪問し情報提供・意見交換を行った。

⑵財務局相談員との「情報交換会」

金融庁信用制度参事官室が主催している全国の財務局、財務事務所に所属する相談員等との情報交換会がWeb会議により３回開催され、初回（６月26日）には、当協会より「多重債務相談におけるカウンセリングのスキルを活用した対応実務」の研修を合わせておこなった。

各財務局相談員が事前にテーマを共有し、相談員相互の事例共有、対応策の検討及び当協会からの助言等を踏まえて情報交換を行った。

日付	主なテーマ等
6月28日 31名参加	▶SNS等を通じた副業詐欺による多重債務の若者からの相談について SNSの副業サイト業者の指示により、1日に複数社から多額の借入をしてしまう若者からの相談が寄せられている実態とその対応。 ▶ギャンブル等の依存症による多重債務と、家族からの相談への対応について ギャンブル等による依存症で多重債務に陥っている方の家族からの相談に対し、どのようにアドバイスや支援を行うべきか。 ▶推し活を目的とした借金と、その当事者・家族への対応 アイドル・キャラクターなどへの支出（推し活）のために借金をする人や、その家族からの相談に対する対応の在り方。 ▶高齢者の少額債務への対応について 高齢者の少額債務について、弁護士から「特段の対応は不要」とされるケースの扱いと対応上の留意点。
10月1日 40名参加	▶一人で手続きが困難な相談者への債務整理支援について 本人のみでは債務整理の手続きが難しいと考えられるケースにおける支援の方法や関係機関との連携。 ▶法テラス等の利用が難しい相談者の紹介先について 法テラスや市町、弁護士会の相談制度が利用しづらい場合に、適切な相談窓口や支援先をどのように案内するか。 ▶生活再建支援カウンセリングの家計相談の現状と課題 日本貸金業協会が実施する生活再建支援カウンセリングにおける家計相談の状況、対応事例、課題などの共有。 ▶個人事業主・事業者の債務相談とその対応 個人事業主や小規模事業者からの債務相談に対する対応の実情と、債務整理による解決が難しい案件への対応策。また、返済困難な事業主への助言方法や、事業者対応に関する全般的な課題について。
1月24日 42名参加	▶高金利の私的借入への対応と助言 知人などから超高金利（月利20％）で借金をしている相談者に対し、返済を止めさせるよう説得する方法や支援の方向性。 ▶任意整理における長期分割（7年等）での和解状況について 任意整理の返済期間が7年程度に及ぶ長期和解が増えてきているのか、実態と対応の工夫についての情報交換。 ▶相談対応後のフォローアップの重要性と実践例 債務相談後のフォロー体制や、継続支援のあり方についての情報共有。 ▶短期間での多重借入防止に向けた対応策 短期間に複数の業者から借入を行う事例を踏まえ、未然防止のための支援や啓発活動の必要性について。 ▶最近の相談傾向と対応現場の課題 現場における最近の相談内容の傾向と、それに伴う対応上の課題や工夫についての意見交換。

財務局相談員との情報交換会（Web）の様子

⑶消費生活センター相談員との「情報・意見交換会」

全国を２地区に分け、消費生活センター相談員との「情報・意見交換会」をWeb会議で開催し、協会の活動及び「金融リテラシー向上コンソーシアム」の概要、展望等についての説明ののち、事前に募集したテーマに基づき情報・意見交換を行った。

日付	主なテーマ等
7月４日 東日本地区 32団体46名参加	①若年者・社会的弱者への過剰貸付・誤認契約 ・「儲かるから借りても大丈夫」と誤認させられる例 ・借金契約した自覚がないケース ・若年層が副業サイト業者の指示で同日に複数社から借入する事例が増加 ②詐欺的副業・IT技術を使った借入誘導 ・遠隔操作で業者が申込みを代行し借入させる例 ・画面共有を通じて複数社から同日借入される例 ・貸金業者に求められる対応・救済措置は？ ③契約前の注意喚起・情報共有・救済制度 ・高額申込み時の事前注意喚起は可能か ・救済制度（返金減額等）の検討・活用例 ・同日複数借入時の個信反映のタイムラグ対策 ④金融ADR・他機関の相談対応 ・消費生活センター等での相談対応の実態
1月22日 西日本地区 28団体39名参加	①若年層の借金トラブル対策 ・18～20代が借金に巻き込まれないための対応 ・クレ・サラ強要商法による多重債務の増加と防止策 ②副業・投資詐欺による借入トラブル ・情報商材や儲け話による無収入者への過剰融資 ・悪質な副業サイトが借金を勧めるケースへの対応 ③即日融資・総量規制の課題 ・即日融資や与信のあり方の見直し ・複数社からの同日借入による総量規制の抜け道 ・オンライン契約での借入状況確認の実効性 ④信用情報・多重債務対策 ・借入残高や目的確認の不十分さと制度の見直し ⑤カード盗難時の情報連携 ・銀行とカード会社間の情報共有の必要性

東日本地区情報・意見交換会（Web）の様子

⑷国民生活センター相談員との「実務担当者意見交換会」

7月23日及び12月7日に、国民生活センター実務担当者との「情報・意見交換会」を開催し、資金需要者等への相談を的確に行うために情報の共有及び相互連携を図った。協会の活動状況及び副業詐欺等の金融トラブル相談事例の説明及び、これらの相談対応等について情報共有・意見交換をおこなった。

⑸協会員との「情報・意見交換会」

6月19日（17社21名）、令和7年2月18日（9社12名）に、協会員のお客様相談対応部署との「情報・意見交換会」を、会議室及びWeb会議で開催し、資金需要者等への相談を的確に行うために情報の共有及び相互連携を図った。協会の活動状況や今後の取組みなどについて説明ののち、消費生活センターとの情報・意見交換会で多く意見が有った「副業・情報商材詐欺等若年層の金融トラブル」に関する情報共有、また各社の「カスタマーハラスメント対策」「なりすまし契約の防止策」等について意見交換を行った。

協会員との情報・意見交換会の様子

⑹貸付自粛制度の周知活動

ギャンブル等依存症防止対策を推進している行政機関、公営競技団体及び、ギャンブル等依存関連相談団体等に対して周知活動を行った。

①公営競技団体等と意見交換会を行い、周知活動を推進

1. 地方競馬場や場外発売所等に対し、貸付自粛制度に関するポスターの掲示およびパンフレット・リーフレットの設置を依頼。
2. 地方競馬全国協会および船橋競馬場の協力を得て、施設内のデジタルサイネージにて啓発動画を繰り返し放映し（令和6年10月22日～令和7年3月31日）来場者に周知。

②ギャンブル等依存対策関連相談団体等の訪問により周知を実施

1. 札幌太田病院
2. 久里浜医療センター
3. ギャンブル依存症予防回復センター
4. その他関連団体

③その他

貸付自粛に関係する問合せのあった団体や機関に対して、説明と関係資料（貸付自粛ポスター、貸金業相談・紛争解決センターリーフレット等）を配付

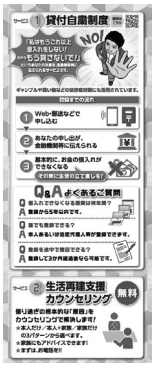

⑺消費生活相談員、社会福祉協議会相談員等向け講座

消費生活相談員、社会福祉協議会等の相談対応スキルの向上を目的とした各研修会でカウンセリング的手法を活用した相談スキル及び家計管理支援の方法等の出前講座（Web含）を行った。

日付	相手先	参加人数
7月13日	SG三河ネットワーク（刈谷市）	18名
7月16日	京都府消費生活安全センター	20名
9月27日	NACS勉強会（Web）	50名
10月18日	群馬県生活こども部消費生活課	25名
11月1日	広島市消費生活センター	17名
11月8日	札幌太田病院	12名
11月26日	石川県生活環境部生活安全課	20名
12月20日	北海道財務局	56名
1月27日	水戸市社会福祉協議会出前講座	28名
1月29日	松戸市役所	15名
1月31日	廿日市市社会福祉協議会	17名
2月4日	川崎市消費者行政センター	13名

松戸市役所での研修の様子

⑻「貸金業相談・紛争解決センターだより（季刊）」の発行

手続実施基本契約を締結した加入貸金業者向けに「貸金業相談・紛争解決センターだより」を年４回（四半期ごと）発行し、苦情・紛争解決事案に関する情報等のフィードバックを実施。

⑼指定紛争解決機関（ADR）の会議体

❶金融トラブル連絡調整協議会

金融トラブル連絡調整協議会は、金融審議会答申等を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげることを目的として、消費者行政機関、消費者団体、各種自主規制機関・業界団体、弁護士会等の参加により開催されるものであり、令和６年度は金融庁会議室において２回開催された。

第66回金融トラブル連絡調整協議会
日時：令和６年６月27日（木曜日）13時00分～15時00分 場所：中央合同庁舎第７号館13階　共用第１特別会議室（オンライン併用） ・各指定紛争解決機関の業務実施状況（令和５年度） ・金融ADR制度の認知度向上に資する取組について ・「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 ・「金融ADR連絡協議会（第38回・39回）」の概要報告
第67回金融トラブル連絡調整協議会
日時：令和７年２月12日（水曜日）14時00分～16時00分 場所：中央合同庁舎第７号館９階905B会議室　※オンライン併用 ・各指定紛争解決機関の業務実施状況（令和６年度上期） ・「金融機関とのトラブルに関する相談・苦情窓口（金融ADR機関）一覧」の作成について ・指定紛争解決機関における苦情処理手続の対応について ・「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 ・「金融ADR連絡協議会（第40回・41回）」の概要報告

❷金融ADR連絡協議会

金融ADRの円滑な運用を行うため、金融ADR制度で紛争解決機関としての指定を受けた８機関（一般社団法人生命保険協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人信託協会、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人保険オンブズマン、一般社団法人日本少額短期保険協会、日本貸金業協会、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター）による「金融ADR連絡協議会」は、４回開催（４月11日（Web開催：第38回）、６月３日（書面開催：第39回）、11月６日（Web開催：第40回）、12月18日（書面開催：第41回）され、「金融ADR制度の認知度向上に資する取組について」「（金融ADR機関アクセス一覧表案）の作成について」「苦情処理手続及び紛争解決手続を踏まえた解決割合」等について、各機関からの報告及び意見交換等が行われた。

⑽その他会議体

❶貸金業相談・紛争解決センター（本部）

令和６年度の各会議体に貸金業相談・紛争解決センターが出席し（書面開催等含）、協会の活動報告や情報・意見交換等を実施。

会議体
・東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会 ・東京都多重債務問題対策協議会 ・東京都多重債務問題対策協議会相談部会 ・東京都多重債務問題対策協議会相談部会・貸金業対策部会合同部会 ・千葉県ギャンブル等依存症対策推進協議会（Web） ・神奈川県ギャンブル等依存症対策協議会（Web） ・リカバリーサポート・ネットワーク総会・意見交換会 ・消費者信用関係団体懇談会

❷各支部

令和６年度の各会議体に各支部で出席し（書面開催等含）、協会の活動報告や意見交換等を実施。

会議体	都道府県
貸金業監督者会議	財務局主催会議（都度参加）
貸金業関係幹事会（連絡会）関連	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、沖縄（37都道府県）
安全安心まちづくり関連	神奈川、埼玉、新潟、石川、徳島、高知（6県）
多重債務対策協議会関連	北海道、岩手、宮城、秋田、山形、栃木、埼玉、千葉、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、島根、岡山、広島、徳島、香川、高知、福岡、長崎、大分、宮崎、沖縄（27道県）
その他	山形、愛知、滋賀、秋田、岐阜、鳥取、神奈川、三重、（8県）

※「その他」は、ギャンブル等依存症対策推進協議会、暴力団排除連絡協議会等である。
※同一都道府県内の複数の会議に出席した場合も都道府県単位でカウントしている。
※「各支部報告書」ベースでの集計にて作成している。

3 監査の実施

1. 令和６年度監査計画

⑴監査方針

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会員の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。

協会員との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては、厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費者生活センター等の関係機関と引き続き緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、本協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

⑵監査の重点事項

令和６年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

①法令等遵守状況及び経営管理機能の発揮状況（第三者への業務委託に係る業務運営上の措置を含む）
②成年年齢引き下げを踏まえた社内規則策定ガイドライン「過剰貸付けの防止」の遵守状況（引き続き金融当局と緊密な連携を図り確認）
③取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの遵守状況を含む）
④利息・保証料等に係る制限等の遵守状況
⑤システムリスク管理態勢の整備状況
⑥法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

⑶監査対象協会員

①実地監査

監査対象先の選定については、規模、業務内容等を踏まえ、実態把握など監査の必要性が高い協会員を優先するとともに、引き続き効率的・効果的な監査を実施する。

②書類監査

令和６年度書類監査の対象協会員は、前年度に引き続き、翌年度（令和７年度）に貸金業登録の満了日を迎える協会員とし、令和６年度下期に行う。

また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。

2. 監査の手法等

⑴実地監査

①対象協会員

一般監査は、協会員自らの内部管理態勢の整備・充実を支援するとの観点から、当局検査や協会監査の実施状況、協会員の規模や業務内容等を総合的に勘案して対象協会員を選定、実施した。

また、特別監査は、監督官庁から要請があった協会員及び協会が監査結果等に基づき改善報告等を求めた協会員を対象に実施した。

②事前調査等

監査実施通知書に貸金業務に関する質問書を同封し、契約書ひな型等関係資料とともに返送を受け、さらに、電話によるヒアリングなどを加えて業務内容等の把握に努めた。

また、担当監査員は、対象協会員に係る調査・確認結果とこれを踏まえた主要監査項目と検証事項、着眼点等を取りまとめ、監査部門全員が参加する「監査情報報告会」に提出、同報告会から意見・アドバイス等を受けて監査に臨んだ。

③本調査等

「監査ガイドライン」（実地監査マニュアル）に基づき法令等遵守状況及び内部管理態勢の整備状況を検証した。また、指摘事項については、発生原因まで掘り下げて検証し、改善措置及び再発防止策に係る改善指導を行った。

また、対象協会員が適切な業務運営の確保のために独自に取り組んでいる良い事例については、対象協会員の協力のもと、関係資料も含め積極的に収集した。

④その他

法令・諸規則等の遵守の徹底及び違反行為の再発防止に資するため、実地監査で指摘した事例については、解説を付して「指摘事例集」として取りまとめて協会員に周知した。また、協会員の内部管理態勢の整備・充実に資するため、実地監査で収集した良い事例についても、取りまとめて協会員に周知した。

⑵書類監査

書類監査報告書の設問については、本来の目的であるモニタリングに重点を置き、業務運営上の基本的事項について、簡潔な質問をして回答を得る方式とすることに努めた。

定期書類監査の設問数は60問とし、個別書類監査の設問数は58問とした。

なお、改善指導については、設問に対し未整備、未実施と回答した協会員には、架電等により改善指導を実施した。

①定期書類監査

令和７年度に貸金業登録の満了日を迎える345協会員のうち、廃業等の５協会員を除く340協会員に実施した。

（スケジュール）

a. 令和７年１月21日　定期書類監査実施通知書発出
b. 令和７年２月21日　定期書類監査報告書提出期限
c. 令和７年４月17日　定期書類監査結果通知書発出

②個別書類監査

当協会に新規加入から概ね６ヵ月が経過した57協会員に実施した。

a. 令和６年７月22日22協会員に実施
b. 令和６年11月21日16協会員に実施
c. 令和７年２月21日19協会員に実施

3. 監査結果について

①実地監査

⑴監査結果の概要

令和６年度の実地監査は、協会員の規模、業務内容等を踏まえ、実態把握など監査の必要性が高い協会員を優先して行ったことにより、一般監査64協会員、特別監査７協会員の合計71協会員（前年度同数）に対して実施した。業態別では消費者向けが41協会員（構成比57.7％）、事業者向けが30協会員（同42.3％）であった。

実地監査の結果、指摘があった協会員は22協会員（前年度11協会員）で、その割合は31.0％（同15.5％）であった。指摘件数の合計は32件（同14件）で、実施した１協会員当たりの指摘件数は0.5件（同0.2件）、指摘があった１協会員当たりの指摘件数は1.5件（同1.3件）であった。

指摘事項については、「契約締結時の書面の交付（貸金業法第17条）」及び「利息、保証料等に係る制限等（同12条の8）」が多く、指導事項では、「ホームページの記載事項」、「届出事項（立入検査、変更届出書提出等）」、「マネロン・テロ資金供与対策（特定事業者作成書面等の作成等）」、「反社会的勢力に対する態勢（事前・定期の反社照会等）」に関するものが多く見受けられた。

①実施協会員数等

実施協会員数（A）	71協会員	指摘有協会員の発生率（B/A）	31.0%
指摘有の協会員数（B）	22協会員		

②指摘件数等

区分		指摘項目	指摘事項	法令等違反事項	改善事項	指導事項
一般監査		貸金業法	28件	6件	22件	
		自主規制関連	1件	0件	1件	
		その他法令	0件	0件	0件	
	小計	指摘件数	29件	6件	23件	189件
特別監査		貸金業法	2件	0件	2件	
		自主規制関連	1件	1件	0件	
		その他法令	0件	0件	0件	
	小計	指摘件数	3件	1件	2件	14件
合計		指摘件数（C）	32件	7件	25件	203件
指摘有の協会員数＊（D）			22協会員	7協会員	18協会員	62協会員
実施した1協会員当たりの指摘件数（C/A）			0.5件	0.1件	0.4件	2.9件
指摘有の1協会員当たりの指摘件数（C/D）			1.5件	1.0件	1.4件	3.3件

＊「法令等違反事項」と「改善事項」の両項目を指摘した協会員が３協会員あるため、合計数は一致しない。

・特別監査とは、法令・諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況について、特定の項目について点検を行うものをいう。
・「改善事項」とは、①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。
・「指導事項」とは、①現行法令等に照らし改善を要すると認められる事案。②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。
・「その他法令」とは、貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等である。

≪参考≫実地監査結果の年度別推移　　**（単位：協会員、件）**

実施年度（和暦）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施協会員数（A）		119	131	119	101	101	53	86	103	71	71
監査結果(1)	指摘有の協会員数（B）	53	72	36	33	26	19	21	22	11	22
	指摘有協会員の発生率（B/A）	44.5%	55.0%	30.3%	32.7%	25.7%	35.8%	24.4%	21.4%	15.5%	31.0%
監査結果(2)	指摘件数（C）	117	140	64	58	56	34	36	38	14	32
	実施した1協会員当たりの指摘件数（C/A）	1.0	1.1	0.5	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.2	0.5
	指摘有の1協会員当たりの指摘件数（C/B）	2.2	1.9	1.8	1.8	2.2	1.8	1.7	1.7	1.3	1.5

⑵指摘内容（法令等違反事項及び改善事項）

（単位：件）

法令等	概要	令和６年度		令和５年度		令和４年度	
		法令等違反事項	改善事項	法令等違反事項	改善事項	法令等違反事項	改善事項
貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限等	2	3	1	0	1	2
貸金13条	返済能力の調査	3	0	0	0	2	2
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	0	0	0	0	2	0
貸金13条の3	基準額超過極度方式基本契約に係る調査	1	0	1	0	0	0
貸金16条の2	契約締結前の書面の交付	0	4	1	0	1	2
貸金17条	契約締結時の書面の交付	0	15	0	6	2	15
貸金18条	受取証書の交付	0	1	0	0	0	0
貸金19条	帳簿の備付け	0	0	0	2	1	1
貸金21条	取立て行為の規制	0	0	0	1	0	1
貸金24条の6の2	開始等の届出	0	1	0	0	0	0
貸金41条の36	指定信用情報機関への信用情報の提供等に係る同意の取得等	0	0	0	0	0	2
貸金業法計（A）		6	24	3	9	9	25
自主11条	社内態勢整備	1	0	1	0	0	0
自主22条	返済能力の調査 － 借入れ意思の確認	0	0	0	0	0	2
自主24条	人的担保を徴求して行う貸付け	0	1	0	0	0	0
自主規制基本規則計（B）		1	1	1	0	0	2
犯収6条	確認記録の作成義務等	0	0	0	1	0	2
その他法令計（C）		0	0	0	1	0	2
総計（A+B+C）		7	25	4	10	9	29

貸　金：貸金業法
自　主：貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則
犯　収：犯罪による収益の移転防止に関する法律

⑶指導事項

（単位：件）

概要	令和６年度	令和５年度	令和４年度
1. ホームページの記載事項 ・貸付条件の表示に不備がある。（担保の要否等法定事項の一部が未表示等） ・貸付利率、遅延損害金が小数点１位まで未表示。 ・貸金業者登録票の表示において、登録有効期間が未表示。　等	36	31	50
2. 反社会的勢力に対する態勢 ・反社情報データベースが構築されていない。 ・特定情報照会サービスを利用しているが、事前照会・定期照会が未実施である。　等	25	39	37
3. 社内規則の策定 ・法令改正に伴う社内規則の改訂がされていない。 ・システムリスク管理態勢に係る社内規則を策定していない。　等	13	25	16
4. 届出事項 ・登録内容の変更に係る届出書が提出されていない。 ・立入検査に係る届出書が提出されていない。　等	28	22	30
5. 貸付条件表の掲示内容 ・従業員が21人以上であるが、ホームページに貸付条件表を掲示していない。 ・貸付条件表に記載の業務の種類が登録申請書と相違している。　等	3	4	13
6. 研修（周知徹底） ・実施記録を作成・保存していない。 ・研修等を実施していない。　等	11	7	16
7. 取引時確認記録 ・犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認記録の作成漏れ、記載漏れ。 ・法人との取引において、実質的支配者の取引時確認記録を作成していない。　等	7	8	4
8. 内部監査 ・内部監査を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。	9	13	11
9. 業務検証 ・業務検証を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。	8	4	4
10. 個人情報の安全管理措置 ・借入申込書に家族の氏名・生年月日・勤務先を記入させているが同意を得ていない。 ・本人確認時の健康保険証等の写しの記号・番号等にマスキングをしていない。　等	5	10	8
11. マネロン・テロ資金供与対策 ・特定事業者作成書面等を作成していない。 ・特定事業者作成書面等を作成しているが、最新版に改訂していない。　等	27	35	54
12. 個人情報保護宣言の公表 ・個人情報保護宣言を策定しているが、公表していない。	0	0	1
13. 借入れの意思の確認 ・借入申込書の記載項目が不足している。　等	1	1	0
14. 従業者名簿 ・従業者名簿と従業者証明書の番号が相違している。　等	0	0	0
15. 指定紛争解決機関の名称の公表 ・指定紛争解決機関の名称を公表していない。	0	2	4
16. 貸金業者登録票 ・従業員が21人以上であるが、ホームページに貸金業者登録票を掲示していない。　等	4	0	0
17. 加入指定信用情報機関の名称の公表 ・加入指定信用情報機関の名称を公表していない。	0	4	3
18. 帳簿の備付け ・交渉経過の記載項目が不足している。 ・苦情処理・相談対応記録が未作成。　等	3	7	7
19. 重要情報変更時の書面の交付 ・和解書の記載項目が不足している。	17	16	―
20. その他 ・カード入会申込書に記載の暗証番号にマスキングをしていない。 ・催告書に担当者氏名の記載なし。　等	6	2	8
総　計	203	230	266

⑷実地監査からみた、管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会員の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

①法令等遵守態勢

・当協会員は、年１回、内部監査を約２週間かけて実施している。監査の際は、協会の実地監査マニュアル「別冊チェックリスト（主な着眼点）」を自社の業務状況に合わせてアレンジした「貸金業務内部監査チェックリスト」を使用して点検している。　（事業者向貸金業者　貸金業務従事者50名未満）

・本部から各営業所に対して、業務検証用のチェックリストや社内規則に関するテスト問題及び研修記録簿などを配付するとともに業務検証等について具体的かつ詳細な指示を出しており、各営業所において適正な業務運営が確保されるよう努めている。

（消費者向有担保貸金業者　貸金業務従事者50名未満）

・貸金業務取扱主任者である本店長は、協会監査で受けた指導事項等について支店を含む全職員に対しその内容を速やかに周知するとともに是正改善を図っており、適正な業務運営の確保に努めている。

（消費者向有担保貸金業者　貸金業務従事者50名未満）

②管理態勢

・内部管理部門及び貸金業務取扱主任者は、自社の貸金業務に関する問題点を洗い出し解決策を検討する会議を四半期毎に開催しており、結果を社長まで報告するとともに社内研修等にも活かしている。

（クレジットカード会社　貸金業務従事者200名未満）

・システムリスク管理について、システムリスク管理規程のほか、長時間システム障害対応マニュアル、個人情報緊急事態対応マニュアル、マルウェア対策規程、インシデント対応計画などの規程類を策定しており必要な管理態勢の整備を図っている。また、外部監査法人によるシステム監査を２年に１回受けており、結果は経営陣も参加するシステムリスク委員会に報告している。

（信販会社　貸金業務従事者200名未満）

③社員教育等

・当協会員は、毎年、教育研修に関する計画書を策定しており、全社員に対する集合研修（年２回）、自主研修（随時）及び外部研修を実施している。自主研修では、毎月、協会のJFSA NEWSを全社員に配付し、「貸金業務に関する質問と回答」は必ず確認するよう周知している。

（クレジットカード会社　貸金業務従事者50名未満）

・当協会員は、コンプライアンス研修を毎月実施しているほか、親会社主催のグループコンプライアンス研修を年２回実施している。また、研修の効果を把握するための理解度テストも実施しており、役職員の法令遵守意識の向上に努めている。　（消費者向有担保貸金業者　貸金業務従事者100名未満）

⑸実地監査協会員の詳細

①登録行政庁別の実施協会員数

登録行政庁	令和６年度		令和５年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
財務局長登録	16 協会員	22.5%	20 協会員	28.2%
都道府県知事登録	55 協会員	77.5%	51 協会員	71.8%
合計	71 協会員	100.0%	71 協会員	100.0%

②業態区分別の実施協会員数

業態区分	令和６年度		令和５年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
1：消費者向無担保貸金業者	22 協会員	31.0%	47 協会員	66.2%
2：消費者向有担保貸金業者	6 協会員	8.5%	3 協会員	4.2%
3：消費者向住宅向貸金業者	2 協会員	2.8%	0 協会員	0.0%
4：事業者向貸金業者	22 協会員	31.0%	12 協会員	16.9%
5：手形割引業者	4 協会員	5.6%	0 協会員	0.0%
6：クレジットカード会社	4 協会員	5.6%	5 協会員	7.0%
7：信販会社	7 協会員	9.9%	2 協会員	2.8%
8：流通・メーカー系会社	2 協会員	2.8%	1 協会員	1.4%
9：建設・不動産業者	1 協会員	1.4%	0 協会員	0.0%
10：質屋	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
11：リース会社	1 協会員	1.4%	1 協会員	1.4%
12：日賦貸金業者	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
13：非営利特例対象法人	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
合計	71 協会員	100.0%	71 協会員	100.0%

③資本金別の実施協会員数

資本金	令和６年度		令和５年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
1億円以上	17 協会員	23.9%	14 協会員	19.7%
5千万円以上～1億円未満	21 協会員	29.6%	17 協会員	23.9%
2千万円以上～5千万円未満	14 協会員	19.7%	15 協会員	21.1%
2千万円未満	15 協会員	21.1%	11 協会員	15.5%
個人事業者	4 協会員	5.6%	14 協会員	19.7%
合計	71 協会員	100.0%	71 協会員	100.0%

④融資残高別の実施協会員数

融資残高	令和６年度		令和５年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
100億円以上	9 協会員	12.7%	6 協会員	8.5%
50億円以上～100億円未満	5 協会員	7.0%	2 協会員	2.8%
1億円以上～50億円未満	48 協会員	67.6%	46 協会員	64.8%
5千万円以上～1億円未満	6 協会員	8.5%	8 協会員	11.3%
5千万円未満	3 協会員	4.2%	9 協会員	12.7%
合計	71 協会員	100.0%	71 協会員	100.0%

②書類監査

⑴監査結果の概要

令和６年度の定期書類監査は、令和７年度に貸金業登録有効期間の満了日を迎える340協会員（1協会員あたり３年に１回の頻度）を対象に実施した。

また、個別書類監査として、協会加入から概ね６か月を経過した57協会員に対し、法令等及び自主規制基本規則等の基本的な態勢整備を確認する書類監査を実施した。

定期書類監査で指摘事項があったのは、25協会員で指摘件数は29件であった。また、個別書類監査で指摘事項があったのは、15協会員で指摘事項は26件であった。

主な指摘事項は、「特定事業者作成書面等を作成・見直しを行っていない」、「反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築していない」等であった。

⑵定期書類監査

①提出状況

協会員区分	協会員数
対象協会員*	345協会員
廃業等	▲5協会員
提出数（評価対象）	340協会員

＊対象協会員…貸金業登録満了日が令和７年４月１日から翌年３月31日に到来する協会員
（令和５年10月以降に加入した協会員及び令和５年度に実地監査を実施した協会員を除く）

②提出方法

提出方法		協会員数	割合
（内訳）	1. Web	180協会員	52.9％
	2. E-Mail	92協会員	27.1％
	3. 郵送等*	68協会員	20.0％
合計		340協会員	100.0％

＊持参1件含む

③点検結果

評価	協会員数	割合	指摘件数
指摘事項のある協会員	25協会員	7.4％	29件
指摘事項のない協会員	315協会員	92.6％	—
合計	340協会員	100.0％	29件

⑶個別書類監査

個別書類監査とは、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員に対して行うものをいう。

協会加入から概ね6か月を経過した57協会員に対し、法令等及び自主規制基本規則等の基本的な態勢整備を確認する書類監査を行った。

個別書類監査（新規）	7月実施	11月実施	2月実施	計
対象協会員	22協会員	16協会員	19協会員	57協会員
指摘事項のある協会員	5協会員	6協会員	4協会員	15協会員
指摘件数	7件	15件	4件	26件

⑷指摘内容

（単位：件）

法令等		指摘の概要	令和6年度指摘件数	
			定期書類監査	個別書類監査
貸金業法	貸金6条（規則4条）	社内規則等の周知徹底	―	1
	貸金12条の4（規則10条の9）	従業者証明書の様式	―	2
	貸金12条の4（規則10条の9の2）	従業者名簿の記載事項	―	2
	貸金14条（規則11条） 貸金23条（規則20条）	貸付条件等のホームページでの掲載	1	1
	貸金19条（規則16条）	帳簿の備付け（交渉の経過の記録）	1	1
	規則12条の2 規則13条	指定紛争解決機関名の各種書面への記載	0	1
	監Ⅱ-1-(1)④	「反社会的勢力に対する基本方針」の公表	0	1
	監Ⅱ-2-5(1)①ホ	本人確認書類の適切な取扱い	2	0
	監Ⅱ-2-6(1)②イ	反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースの構築	1	6
	貸金業法計		5	15
その他法令	犯収4条（犯収規則11条）	法人との取引時確認における実質的支配者の確認	1	―
	犯収6条（犯収規則19条）	取引時確認記録の作成・保存	0	1
	犯収11条（犯収規則32条）	「特定事業者作成書面等」の作成・見直し	23	9
	金融分野G20条	「個人情報保護宣言」の公表	0	1
	その他法令計		24	11
総　計			29	26

＊「―」は点検項目になし

※ 貸金：貸金業法
規則：貸金業法施行規則
監：貸金業者向けの総合的な監督指針
犯収：犯罪による収益の移転防止に関する法律
犯収規則：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則
金融分野 G：金融分野における個人情報保護に関するガイドライン

＜ご参考＞主な指摘事項にかかる点検内容

【特定事業者作成書面等】（定期書類監査 点検19、個別書類監査 点検24）	
特定事業者作成書面等を作成し、定期的に見直しを行っていますか。	1.行っている
	2.行っていない

【反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築】（定期書類監査 点検08、個別書類監査 点検09）	
反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築していますか。	1.構築している
	2.構築していない

【参考】令和７年度監査計画

令和７年度の監査計画は、令和６年度監査における監査結果及び貸金業界を取り巻く状況などを考慮して策定した（令和７年４月１日公表）。

⑴監査方針

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会員の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。

協会員との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費者生活センター等の関係機関と引き続き緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

⑵監査の重点項目

令和７年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

①法令等遵守状況及び経営管理機能の発揮状況（第三者への業務委託に係る業務運営上の措置を含む）
②返済能力調査の適切性（18、19歳の若年者への貸付けに係る返済能力調査の適切性等を含む）
③取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの遵守状況を含む）
④利息・保証料等に係る制限等の遵守状況
⑤システムリスク管理態勢の整備状況（サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況を含む）
⑥法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

⑶監査対象協会員

①実地監査

監査対象先の選定については、規模、業務内容等を踏まえ、実態把握などリスクベースで監査の必要性が高い協会員を優先するとともに、引き続き効率的・効果的な監査を実施する。

②書類監査

令和７年度書類監査の対象協会員は、前年度に引き続き、翌年度（令和８年度）に貸金業登録の満了日を迎える協会員とし、令和７年度下期に行う。

また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。

◎令和７年度監査計画に基づく監査項目

①経営管理等
②法令等遵守態勢（監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）
③反社会的勢力による被害の防止
④顧客等に関する情報管理態勢
⑤外部委託
⑥取引時確認、疑わしい取引の届出
⑦相談、苦情及び紛争等の対応態勢

⑧貸金業務取扱主任者
⑨禁止行為
⑩利息・保証料等に係る制限等
⑪契約に係る説明態勢
⑫過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む）
⑬広告に関する規制
⑭書面の交付義務
⑮取立行為規制
⑯帳簿の備付け等（証明書の携帯等を含む）
⑰債権譲渡等
⑱営業店登録
⑲過払金支払
⑳システムリスク管理態勢
㉑非営利特例対象法人

※下線…本年度の監査の重点事項に係る監査項目

◎「監査に関する業務規則」

（監査計画）

第３条　　本協会は、その年度の監査に当たり、監査計画を作成し、これを協会員に通知して実施する。ただし、必要があると認めるときは、監査計画に定める事項以外の事項についても、随時これを行う。

Ⅱ. 貸金戦略部門

1 広報活動

1. 積極的な広報の実施

貸金業界への理解の促進を図るため、業界動向、業界を取り巻く環境変化やそれに伴う課題、協会活動等について、次のとおり広報活動を行った。

⑴マスコミへの対応

①マスコミからの照会・取材依頼には誠実・丁寧に対応することにより、的確な情報の発信に努めた。
②「金融リテラシー向上コンソーシアム」による金融経済教育セミナー等に取材招致し、金融業界紙や専門誌などで活動が報道された。
③当協会の活動についてプレスリリースを発信し、金融業界紙などの報道につなげた。
④金融業界紙に会長のメッセージや協会活動の記事を寄稿し、協会活動及び貸金業界の動向を広報した。

⑵広報誌「JFSA」の刊行

協会の活動内容や業界動向等を掲載した広報誌「JFSA」を9月と3月に刊行し、協会員のほか行政当局や消費生活センター等関係団体約3,200先に配布した。

広報誌「JFSA」

⑶「JFSA NEWS」の刊行

法令等遵守に資する連載記事や、業界動向、協会員への連絡事項等を掲載した機関紙「JFSA NEWS」を毎月刊行し、協会員専用サイトを通して協会員に情報提供を行った。

⑷協会Webサイトを通じた情報発信の充実

当協会からの連絡事項や、金融庁等行政当局からの周知要請事項を、Webサイトを通じて協会員等へ発信・周知した。

「JFSA NEWS」

⑸公式Xでの情報発信

情報チャネルの多様化を図るため令和5年3月に開設した協会公式Xを通じ、消費者に対する注意喚起情報や協会活動情報を発信した。

2. 消費者啓発活動　～啓発資料の充実化及び出前講座の推進～

当協会では、設立以来、資金需要者等の利益の保護の促進のため、金融に係る知識の普及・啓発活動を行っており、「消費者教育の推進に関する法律」が平成24年12月に施行されて以降は、行政及び関係団体との連携を深めながらより幅広い消費者啓発活動を力強く推し進めている。

令和4年4月には民法改正により成年年齢が引き下げられたことから、以降、若年層の金融トラブル未然防止等を目的とした金融経済教育の機会拡充を図り、公正で持続可能な消費者市民社会への実現に向けた活動を行っている。

高齢化が加速する中、高齢者の安全で安心な暮らしを守るため、高齢者本人やその家族、見守りに携わる地域のサポーター等を対象とした特殊詐欺や悪質商法等に対処するための金融リテラシー普及活動も積極的に行っている。

多重債務者問題対応については、公営競技関係団体との連携により、ギャンブル等依存症問題対策に取り組んでいる。

⑴行政等との連携による消費者向け出前講座の実施

消費者の金融経済教育推進のため、主に東京都、埼玉県等の行政との連携に基づき、高等学校や大学の授業、教職員研修、若手職員研修、市民講座等に講師を派遣し、「消費トラブルやその回避法、トラブルに巻き込まれた場合の解決法」「成年年齢引き下げにおける留意点」「新社会人のための金融基礎知識」等の出前講座を実施した。

令和６年度は、関係団体との連携強化の一環として、埼玉県内の教育機関等６先において、一般社団法人日本クレジット協会および株式会社シー・アイ・シーとの協働による出前講座を実施した。

【令和６年度出前講座実施実績】

若年層向け	44回（3,805名）
高齢者向け	6回（379名）
一般消費者向け	11回（316名）

※協会員・相談員向けは含まず

【消費者向け】 **（単位：人）**

No.	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数
1	4月2日	川崎市内企業　新入社員研修	金融トラブル防止講座	6
2	4月3日	【千葉市消費生活センター連携】株式会社メガテック	キャッシュレス決済とローン・クレジットについて	35
3	4月8日	株式会社　東栄住宅	金融トラブル防止について　等	39
4	5月10日	【埼玉県連携】呉竹学園 呉竹医療専門学校大宮校	消費者向けトラブル・金銭管理等の啓発	39
5	5月15日	【埼玉県連携】東邦音楽大学（川越キャンパス）	消費生活講座	39
6	5月22日	【埼玉県連携】呉竹学園呉竹医療専門学校大宮校	消費者向けトラブル・金銭管理等の啓発	36
7	5月24日	【埼玉県連携】埼玉県立川口高等技術専門校	消費トラブルやその回避法	49
8	5月30日	日本大学商学部	ローンの特徴と役割	100
9	5月31日	鹿児島県大島消費生活相談所	高齢者が巻き込まれやすい特殊詐欺などの金融トラブルとその対処法	26
10	6月13日	取手市消費生活センター	子どもたちが金融トラブル等の被害に遭わないために	40
11	6月21日	名古屋市消費生活センター	悪質業者・悪質商法の手口について	46
12	7月2日	流通科学大学	Part1貸金業界の現状と将来展望 ／ Part2金融トラブル防止について	150
13	7月4日	【埼玉県連携】埼玉県立芸術総合高等学校	高校３年生の消費者教育　金融トラブル防止について	117
14	7月5日	認定NPO法人つなぐ	金融トラブルについて	10
15	8月7日	【埼玉県連携】埼玉県消費生活支援センター	若年層における消費者トラブル防止のために知っておきたい金融リテラシー	30
16	8月23日	茨城県金融広報委員会	若年層向け金融経済教育　金融トラブル防止講座	32
17	10月1日	【埼玉県連携】埼玉県立春日部高等技術専門校	金融トラブル防止について	50
18	10月4日	【町田市主催】玉川大学農学部	若年層向け金融経済教育　金融トラブル防止講座	140
19	10月17日	【八王子市主催】東京純心女子高等学校	～経済的に自立するための基礎知識～ 成年年齢引き下げに伴う若年層の消費者教育	17
20	10月17日	【八王子市主催】東京純心女子高等学校	～経済的に自立するための基礎知識～ 成年年齢引き下げに伴う若年層の消費者教育	27
21	10月18日	【町田市主催】玉川大学農学部	若年層向け金融経済教育　金融トラブル防止講座	140
22	10月22日	【八王子市主催】東京純心女子高等学校	～経済的に自立するための基礎知識～ 成年年齢引き下げに伴う若年層の消費者教育	27
23	11月20日	【株式会社NTTデータ東海第二事業部主催】 名古屋市高年大学鯱城学園	金融トラブルの防止について	314
24	11月29日	岐阜県海津警察署	金融トラブルの防止について	37
25	12月12日	【埼玉県連携】日本赤十字看護大学さいたま看護学部	大学生が気をつけるべき金融トラブル	67
26	2月4日	知立市役所市民部経済課商工観光係	悪質業者・悪質商法の手口について	19
27	2月28日	【埼玉県連携】埼玉県立川越高等技術専門校	金融リテラシー向上のための金融経済基礎知識	42
28	3月10日	地方競馬教養センター	社会に出るまでに身に付けたい金融リテラシー	21
29	3月14日	【埼玉県連携】埼玉県立中央高等技術専門校	金融リテラシー向上のための金融経済基礎知識	38
30	3月17日	【埼玉県連携】埼玉県立大宮商業高等学校	高校生のうちに知っておきたい金融リテラシー	245
31	3月19日	【八王子市消費生活センター主催】 東京都立南多摩中等教育学校	～若年層向け金融経済教育～金融トラブル防止講座	146
32	3月26日	関越ソフトウェア株式会社	～新社会人向け金融経済教育～金融トラブル防止講座	15
			計	2,139

【東京都主催　資金需要者セミナー】　　（単位：人）

No.	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数
1	4月10日	東京都立武蔵高等学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	104
2	4月12日	下北沢成徳高等学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	106
3	4月16日	東京警察病院看護専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	43
4	5月7日	専門学校東京アナウンス学院	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	23
5	5月27日	ヤマザキ動物看護大学	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	242
6	5月29日	東邦音楽大学・東邦音楽短期大学（文京キャンパス）	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	8
7 8	6月6日	学校法人東京芸術学園 音響芸術専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	67
9 10	6月20日	学校法人　タイケン学園グループ 日本ウェルネスＡＩ・ＩＴ・保育専門学校	ローン・クレジット及び金融トラブル事例と防止策について	90
11 12	7月2日	新宿医療専門学校	金融トラブルの防止について	46
13	7月8日	窪田理容美容専門学校	金融トラブルの防止について	143
14	7月9日	日本大学文理学部学生課	金融トラブルの防止について	143
15	7月10日	公益財団法人　日本公衆電話会　東京支部	金融トラブルの防止について	12
16	7月16日	東京都立蒲田高等学校	金融トラブルの防止について	375
17	7月18日	東京都立第三商業高等学校	金融トラブルの防止について	414
18	7月19日	公益財団法人　日本公衆電話会　東京支部	金融トラブルの防止について	6
19	9月17日	窪田理容美容専門学校	金融トラブルの防止について	24
20	9月20日	香蘭女学校高等科	金融トラブルの防止について	162
21	9月20日			
22	9月28日	東放学園高等専修学校	金融トラブルの防止について	25
23	11月9日	たちかわ楽市2024 （一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン）	金融トラブル防止セミナー	18
24	11月10日	たちかわ楽市2024 （一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン）	金融トラブル防止セミナー	10
25	11月25日	日本赤十字看護大学	金融トラブルの防止について	83
26	12月2日	学校法人立志舎　東京法律公務員専門学校	金融トラブルの防止について	41
27	12月20日	香川調理製菓専門学校	金融トラブルの防止について	24
28	12月20日	香川調理製菓専門学校	金融トラブルの防止について	40
29	3月12日	東京富士大学	金融トラブルの防止について	112
			計	2,361

【相談員向け】　　（単位：人）

No.	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数
1	6月28日	金融庁	カウンセリングを活用した相談者対応	31
2	7月13日	ＳＧ三河ネットワーク	カウンセリング的手法を用いた相談対応及び家計管理について	18
3	7月16日	京都府消費生活安全センター	カウンセリング的手法を用いた相談対応について	20
4	9月27日	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会	カウンセリング的アプローチを用いた相談対応について	50
5	10月18日	群馬県生活こども部消費生活課	第１部 金融トラブルの事例と対応策 ／ 第２部 日本貸金業協会における多重債務問題対策	25
6	11月1日	広島市消費生活センター	日本貸金業協会の多重債務相談の実情について	22
7	11月8日	医療法人耕仁会札幌太田病院	債務問題・金融トラブルへの対応	12
8	11月26日	石川県生活環境部生活安全課	債務問題・金融トラブルへの対応	20
9	12月20日	北海道財務局（理財部　金融監督第三課）	カウンセリング的アプローチを用いた相談対応について	56
10	1月18日	あすか倶楽部（消費生活アドバイザーの会）	消費者金融業の現状及び金融トラブルについて	11
11	1月27日	社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 水戸市東部基幹相談支援センター	貸付自粛制度・金融トラブルへの対応	48
12	1月29日	松戸市消費生活課	多重債務者の掘り起こしのポイント	15
13	1月31日	廿日市市社会福祉協議会	日本貸金業協会の生活再建支援サービス	17
14	2月4日	川崎市消費者行政センター	カウンセリング的アプローチを用いた相談対応	12
15	2月20日	長崎県食品安全・消費生活課	カウンセリング的アプローチを用いた相談対応について	29
			計	386

【協会員向け】　　（単位：人）

No.	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数
1	9月30日	独立行政法人住宅金融支援機構	貸金業界において意識すべきコンプライアンスと顧客対応	2,995
			計	2,995

※過去の実績につきましては、日本貸金業協会Webサイト（一般のみなさまTOP⇒金融・金銭教育⇒講師派遣・出前講座制度のご案内）をご覧ください。

⑵相談員向け出前講座の実施

行政の相談員等の相談対応スキルの向上を目的とし、「カウンセリングを活用した相談対応について」「多重債務の基本知識と相談の対応」「貸付自粛制度の効果的な利用と金融トラブルについて」等をテーマとした研修を実施した。

⑶協会員向け出前講座の実施

協会員の依頼を受け、「貸金業界におけるコンプライアンス」等をテーマとした研修を実施した。

⑷幅広いニーズに対応するための金融経済教育ツールの作成

①悪質商法や詐欺による金融被害の防止を目的として、東京都産業労働局金融部貸金業対策課と協力し、資金需要者等向けセミナー用教材として「タスク詐欺」「SNS型ロマンス詐欺」「サポート詐欺」をテーマとした動画を制作し、専用ホームページにて公開した。動画およびホームページの制作において、消費者の関心を引く内容とするため、中央大学文学部心理学専攻有賀敦紀研究室の監修を受けた。

②公益社団法人全国消費生活相談員協会の監修の下、金融トラブルを未然に防止することを目的とした冊子「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」の改訂版を発行し、消費者センター等の行政機関や教育機関等に約25.5万部を無償配布した。令和６年度版は、中央大学文学部心理学専攻有賀敦紀研究室の編集協力により、消費者の認識・理解を促進するような工夫が施されている。

③神奈川県警察本部の依頼に基づき、「金券フリマサイトを仮装したヤミ金融事犯」に対する注意喚起のための動画を制作し、関係機関に提供するほか、SNS媒体にて配信した。本件は、警察庁生活安全局発表の「令和６年における生活経済事犯の検挙状況等について」において、社会の変容に伴って生じる新たな犯行態様への対応として紹介された。

⑸SNS等のメディア媒体を活用した啓発の推進

①年間を通し、YouTubeおよびTikTokの広告として、金融トラブルの事例や被害防止のための注意喚起に係る啓発動画を配信した。

②遠隔操作アプリを悪用した副業詐欺被害の防止を目的とし、多くの資金需要者が生活環境の変化を迎える３月中旬から同月31日の期間に、SNS等の６つのメディア媒体を活用した注意喚起強化キャンペーンを実施した。

成年年齢引き下げの継続対応の一環として若年層及び若年者の親世代を対象に金融トラブルの事例を紹介するショート動画をSNSで配信した。

③若年層向け注意喚起Webサイトおよび悪質な業者による被害防止Webサイトを運営し、金融トラブル事例の紹介、トラブルに巻き込まれないための対応策等を周知し、被害の防止を図った。

2 調査・研究活動

⑴調査・研究活動の概要

資金需要者等に対する資金供給が円滑になされていること、及び貸金業者の経営実態などについての調査を次のとおり行った。

実施期間	実施内容	対象	公表
令和６年７月～８月	資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査	貸金業者からの借入経験のある個人、事業者	令和６年11月29日公表
令和６年12月～令和７年１月	貸金業者の経営実態等に関する調査	登録貸金業者（協会員、非協会員）	令和７年４月30日公表
令和６年４月～令和７年３月	貸金業者の貸付状況等に関する月次実態調査	登録貸金業者（協会員、令和７年３月末現在47社）	毎月公表

⑵関係機関との協働した取組

①「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査」において、株式会社日本信用情報機構と協働して調査を行った。
②「貸金業者の経営実態等に関する調査」において、日本銀行と協働して調査を行った。
③金融庁からの要請に基づき、「災害時の対応調査（能登半島）」や「諸外国の金融規制に関する要望調査」などを実施した。

⑶調査結果の公表

①統計資料としての公共性の観点や、自主規制機関としての位置付け等を鑑み、実施した各アンケート調査結果を取りまとめ、「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査報告書」や「貸金業者の経営実態等に関する調査報告書」として公表した。
②貸金業界のトレンドを捉えた統計情報として、「貸金業者の貸付状況等に関する月次統計資料」を公表した。
③令和５年度の協会活動や統計情報、貸金業の課題等を掲載した「令和５年度 年次報告書」を令和６年８月末に刊行し、協会員や業界関係者等に広く配布した。
④「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査」の調査結果の解説を中心とした調査研究ウェビナーを初めて開催した。

	開催日	申込者数	受講者数
JFSA調査研究ウェビナー	令和７年３月10日	225人	185人

Ⅲ. 自主規制・貸金戦略部門

1 研修活動

1. 集合研修の実施

⑴コンプライアンス研修会

講義を進める右崎大輔弁護士
於：東京会場（「砂防会館」）

「債権管理回収業務におけるDX化に向けたコンプライアンス上の留意点」をテーマに、東京（9月26日）、大阪（10月11日）、名古屋（10月21日）、福岡（11月8日）の4か所でコンプライアンス研修会を開催した。右崎大輔弁護士（片岡総合法律事務所）が講師として登壇し、227協会員、243名が参加した。

参加できなかった協会員に対しては、11月11日から、会場で収録した講義（約114分）のオンデマンド配信を行った。

［講義の項目］
◉AIに関する原則、指針など　◉債権管理回収業務におけるChatGPTの活用可能性
◉スコアリング情報の活用による対象債権の選別　◉ブログ、SNS等による債務者情報の収集
◉督促行為のDX化（SMS、IVR、オートコール、チャットボット）　◉シェアリングエコノミーと債権回収
◉電子サインの活用　◉債権譲渡とDX　◉デジタル資産に係る任意弁済、強制執行
◉裁判手続のIT化　◉個人情報保護法改正と債権管理回収業務

［研修会場で行ったアンケートに寄せられたコメント］
①講義内容について（よかった点）
・他では得られない極めて役に立つ情報を得ることができた。
・幅広い分野にわたって講義いただき有意義な研修だった。
・様々な知識をアップデートすることができた。
・今まで、あまり考えたことがなかった点を説明してくれ知識が増えた。
・貸金業の分野においてもDX化を取り入れることは重要である一方で、それにあたっての留意点を確認することができ、非常に有益な内容であった。
・将来の債権管理回収業務の多様化や留意点について問題意識を持つことができた。
・特にこれからは必要な情報であった。
・時勢の流れについて理解できた。
・AI導入の検討を前向きに進めるきっかけになった。
・DX化については、まだまだ縁遠いものと思っていたが、今後認識を改める必要があると思った。

②研修会の運営等について（ご意見）
・13時開場であったが、会場へ予定より早く到着したところ、早めに入場させていただき対応がすばらしかった。（東京会場）
・講義時間、会場立地、設定共に妥当であった。特に課題は感じない。（大阪会場）
・会場への誘導について、大変丁寧に対応いただきありがとうございました。（名古屋会場）
・会場やスタッフさんの対応はよかった。（福岡会場）

東京会場　令和６年９月26日（「砂防会館」）

大阪会場　令和６年10月11日（「AP 大阪淀屋橋」）

名古屋会場　令和６年10月21日（「ウインクあいち」）

福岡会場　令和６年11月８日（「JR博多シティ」）

⑵テーマ別研修会

講義を進める池田浩一講師
於：東京会場（「砂防会館」）

「債権回収時における顧客対応　～様々な顧客に円滑にアプローチできる能力を養う～」をテーマに、東京（1月24日）、大阪（2月18日）の2か所でテーマ別研修会を開催した。

コンタクトセンター専門のコンサルタントである池田浩一氏（株式会社ブランニューデイ）が講師として登壇し、144協会員184名が参加した。

大阪会場では研修会終了後、地域協会員及び近隣の支部事務長が参加する懇親会を開催し、広く協会活動について意見を交わした。

参加できなかった協会員に対しては、2月20日から、会場で収録した講義（約112分）のオンデマンド配信を行った。

［講義の主な項目］

◉発声と基本姿勢（笑声、抑揚ポイント 他）　◉話す（陽ワード、相手を優先、説明数を示す 他）
◉苦情を減らす（クッション言葉、タイプ別対応方法 他）
◉EQ力活用（共感力、傾聴力、コミュニケーション力、交渉力、忍耐力 他）
◉対話アプローチ（主導権をキープする５つのポイント、相槌バリエーション 他）
◉社内でのノウハウ共有仕組化　◉ストレス対策

［研修会場で行ったアンケートに寄せられたコメント］

①講義内容について（よかった点）

・顧客対応に際しての心構えを中心とした講義内容が面白かった。
・顧客対応の基本を文字にして見ることがあまりないため、新たな感覚を持てた。
・コールセンターに即した内容であったが、全社的に応用可能な内容であり、大変役立った。
・新入社員の時に覚えたことの振り返りができた。
・回収に際し、法的なテクニックではなく、心の在り方を教えてくださるこのような有益な研修は初めてです。
・クレーム対策にも応用ができそうで大変役に立った。
・高齢者対応の話が良かった。

・何となく理解していたことが具体的な経験を踏まえての説明であったので興味深く、頭の中に残った。
・「知っていることと、出来ることは違う」という講師の話に、はっとさせられた。
・基本的なことだが普段実践ができていないことがあることに気づけた。
・仕事やお客様に向き合う姿勢を見直す良いきっかけになった。
・今後お客様との交渉において新たな心構えができた。

②研修会の運営等について（ご意見）
・感染症が流行している中、会場が広いのも良かった。（東京会場）
・資料を（印刷物で）用意していただいたので、話を聴いても分かりやすかった。

東京会場　令和７年１月24日（「砂防会館」）

大阪会場　令和７年２月18日（「AP 大阪淀屋橋」）

2. 動画配信による研修の実施

協会員の法令等遵守態勢や企業経営に資する講義をオンデマンド配信するサービス「JFSAオンデマンド研修」を運営。令和６年度は以下の４本を配信した。

❶個人情報漏えい発生時の報告義務等の対象が拡大 ～2024年４月１日施行 / 個人情報保護法施行規則等の改正概要～			
講　師	小林貴樹氏 / 個人情報保護委員会事務局 参事官補佐・弁護士		
内　容	サイバー攻撃の一手法であるウェブスキミングによる個人情報漏えいが頻発していることを背景に、個人情報保護法施行規則等が改正され2024年4月1日に施行。本改正のポイントを概説する。		
時　間	約35分（前編、後編）	配信開始日	令和６年８月26日～

❷債権管理回収業務におけるDX化に向けたコンプライアンス上の留意点			
講　師	右崎大輔弁護士 / 片岡総合法律事務所		
内　容	AIやChatGPTなど新しい技術を債権管理回収業務の分野に利活用できるのではないかという観点に立ち、そうした新しい技術を利活用するにあたってのコンプライアンス上の留意点を解説する。2024年9月26日に開催した「令和６年度コンプライアンス研修会」東京会場における講義の配信。		
時　間	約114分（前編、中編、後編、完結編）	配信開始日	令和６年11月11日～

❸カスタマーハラスメント対策 ～事前準備と発生時の対応を実践的に学ぶ～			
講　師	齊木茂人氏 / 公益社団法人 消費者関連専門家会議（ACAP）専務理事		
内　容	カスタマーハラスメントとは何か、事業者として何を準備しどのように対応すべきなのか。実務経験豊富な講師が実践的に解説する。		
時　間	約89分（前編、中編、後編、完結編）	配信開始日	令和7年2月18日～

❹債権回収時における顧客対応 ～様々な顧客に円滑にアプローチできる能力を養う～			
講　師	池田浩一氏 / 株式会社ブランニューデイ代表取締役		
内　容	顧客との信頼関係構築のもと回収の効果を上げる一つの手法として「EQ力」活用を解説する。2025年1月24日に開催した「令和６年度テーマ別研修会」東京会場における講義の配信。		
時　間	約112分（前編、中編、後編、完結編）	配信開始日	令和7年2月20日～

3. eラーニングによる研修の実施

貸金業の実務に必要な法令等を体系的・効率的に学習できるeラーニング研修サービス「どこでもJFSAスタディ」を、年度を通じて協会員（受講申込180協会員、3,482名）に提供した。

Ⅳ. 主任者資格部門

1 貸金業務取扱主任者　資格試験・登録講習・主任者登録

1. 業務の概要

本協会は、平成21年6月18日に貸金業務取扱主任者資格試験の指定試験機関として内閣総理大臣の指定を受け、令和6年度は19回目となる資格試験を実施した。

また、登録講習機関として令和6年度は、令和3年度に主任者登録を更新した者及び新たに主任者登録を受けた者で更新時期を迎える者を主たる対象者として、会場講習又は令和2年7月から導入しているeラーニング講習の選択方式により貸金業務取扱主任者講習を実施した。会場講習は全国10地域で16回、eラーニング講習は10回実施した。登録された主任者の活動支援を目的として、主任者ライブラリーに掲載している講習教材、実務の手引き等の電子書籍を法令等の改正に合わせ改訂した。

その他、金融庁長官からの委任に基づき主任者登録事務を円滑かつ確実に実施した。

■貸金業務取扱主任者制度と貸金業者の責務

平成15年8月に創設された貸金業務取扱主任者の制度は、改正貸金業法の完全施行時（平成22年6月）から、国家資格である資格試験に合格し登録を受けた貸金業務取扱主任者を、営業所または事務所ごとに法令で定める数（貸金業の業務に従事する者50名につき貸金業務取扱主任者が1名以上の割合になるよう）配置し、貸金業の業務に従事する者に対する助言・指導等を通じて貸金業者の法令遵守の徹底を図る制度に改正されています。

貸金業者は、貸金業務取扱主任者がその果たすべき役割及び貸金業務取扱主任者の権限等（①役職員に対し助言・指導を行うこと、②役職員は、貸金業務取扱主任者の助言・指導が法令等に反している場合等の例外事由に該当しない限り、貸金業務取扱主任者の助言を尊重し、指導に従う義務があること、③役職員が正当な理由なく、資金業務取扱主任者の助言を尊重せず、指導に従わなかった場合の措置）を記載した貸金業務取扱主任者に関する社内規則等を、当該貸金業者の事業規模・特性に応じて策定しなければなりません。

また、貸金業者は、貸金業務取扱主任者が適切に助言・指導を行うことができるよう、社内規則等を役職員に周知徹底するとともに、貸金業務取扱主任者自身に対し、その役割及び果たすべき責務等を自覚させるための指導を行わなければなりません。

更に、貸金業者は、貸金業務取扱主任者の機能が十分に発揮される態勢が整備されているか、内部管理部門等による定期的な点検等によりその状況を把握・検証し、その結果に基づき態勢の見直しを行うなどの実効性を確保する必要があります。

2. 資格試験の実施

全国17試験地（20会場）において、令和６年度貸金業務取扱主任者資格試験を１回実施した。

⑴試験の実施結果

試験日	令和６年11月17日（日）
受験申込者数	10,662人
受験者数	9,250人
受験率	86.8%
合格者数	2,998人
合格率	32.4%
合格基準点	30点
合格発表日	令和７年１月10日（金）

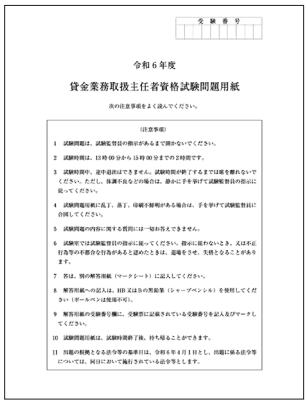

受験番号

令和６年度

貸金業務取扱主任者資格試験問題用紙

次の注意事項をよく読んでください。

（注意事項）

1　試験問題は、試験監督員の指示があるまで開かないでください。

2　試験時間は、13時00分から15時00分までの２時間です。

3　試験時間中、途中退出はできません。試験時間が終了するまでは席を離れないでください。ただし、体調不良などの場合は、静かに手を挙げて試験監督員の指示に従ってください。

4　試験問題等紙に乱丁、落丁、印刷不鮮明がある場合は、手を挙げて試験監督員に合図してください。

5　試験問題の内容に関する質問には一切お答えできません。

6　試験中では試験監督員の指示に従ってください。指示に従わないとき、又は不正行為等の不都合な行為があると認めたときは、退場を学せ、失格となることがあります。

7　答は、別の解答用紙（マークシート）に記入してください。

8　解答用紙への記入は、HB又はBの黒鉛筆（シャープペンシル）を使用してください（ボールペンは使用不可）。

9　解答用紙の受験番号欄に、受験票に記載されている受験番号を記入及びマークしてください。

10　試験問題用紙は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

11　当選の根拠となる法令等の基準日は、令和６年４月１日とし、問題に係る法令等については、同日において施行されている法令等とします。

⑵合格者の概要（n＝2,998）

①年齢別構成

	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上
構成比	34.0%	28.3%	21.3%	14.3%	2.1%
合格率	37.1%	35.4%	27.6%	27.3%	30.0%

※平均年齢　38.2歳

②試験地別構成

	札幌	仙台	千葉	東京	埼玉	神奈川	高崎	名古屋	金沢
構成比	1.5%	2.9%	4.3%	44.2%	5.3%	9.4%	0.8%	5.1%	0.9%

	大阪	京都	神戸	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
構成比	8.9%	2.3%	1.5%	1.3%	1.4%	8.5%	1.0%	0.7%

（注）小数点以下第２位を四捨五入のため、構成比の合計は100.0％にならないことがある。

⑶試験結果の推移

（単位：人、％、点）

	第１回	第２回	第３回	第４回	第５回	第６回	第７回	第８回	第９回	第10回
試験日	平成21年８月	平成21年11月	平成21年12月	平成22年２月	平成22年11月	平成23年11月	平成24年11月	平成25年11月	平成26年11月	平成27年11月
申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	11,585
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	10,186
受験率	96.5%	93.3%	74.4%	89.5%	89.2%	89.2%	87.6%	86.8%	88.1%	87.9%
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	3,178
合格率	70.1%	65.2%	65.4%	61.7%	32.9%	21.8%	25.8%	28.1%	24.5%	31.2%
合格基準点	30	30	33	31	30	27	29	30	30	31

	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	（累計）
試験日	平成28年11月	平成29年11月	平成30年11月	令和元年11月	令和２年11月	令和３年11月	令和４年11月	令和５年11月	令和６年11月	－
申込者数	11,639	11,680	11,420	11,460	11,885	11,926	11,536	10,963	10,662	264,941
受験者数	10,139	10,214	9,958	10,003	10,533	10,491	9,950	9,448	9,250	235,320
受験率	87.1%	87.4%	87.2%	87.3%	88.6%	88.0%	86.3%	86.2%	86.8%	88.8%
合格者数	3,095	3,317	3,132	3,001	3,567	3,373	2,644	2,928	2,998	100,936
合格率	30.5%	32.5%	31.5%	30.0%	33.9%	32.2%	26.6%	31.0%	32.4%	－
合格基準点	30	34	32	29	33	31	28	31	30	－

⑷科目別設問形式別出題数の推移

	設問形式	法及び関係法令		貸付けの実務		資金需要者保護		財務・会計		全体		
		適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	計
第1回試験	4択	10	18	7	4	3	2	1	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	2	0	0	0	0	0	1	0	3	0	3
	組合せ	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
	全体	12	18	8	4	3	2	2	1	25	25	50
第2回試験	4択	14	16	5	6	2	2	0	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2
	組合せ	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2
	全体	14	16	6	6	3	2	2	1	25	25	50
第3回試験	4択	9	17	8	5	1	2	0	2	18	26	44
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2
	組合せ	2	0	0	0	2	0	0	0	4	0	4
	全体	12	17	8	5	3	2	1	2	24	26	50
第4回試験	4択	10	18	7	4	1	2	1	0	19	24	43
	個数	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
	穴埋め	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	2
	組合せ	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	3
	全体	12	18	9	4	2	2	3	0	26	24	50
第5回試験	4択	6	11	6	6	1	1	0	0	13	18	31
	個数	2	0	1	0	1	0	1	0	5	0	5
	穴埋め	1	0	0	0	1	0	1	0	3	0	3
	組合せ	6	1	2	0	1	0	1	0	10	1	11
	全体	15	12	9	6	4	1	3	0	31	19	50
第6回試験	4択	5	10	8	6	0	2	1	1	14	19	33
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	8	0	1	0	2	0	1	0	12	0	12
	全体	17	10	9	6	3	2	2	1	31	19	50
第7回試験	4択	7	11	6	8	0	2	1	1	14	22	36
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	1	0	2	0	1	0	9	0	9
	全体	16	11	7	8	3	2	2	1	28	22	50
第8回試験	4択	4	14	9	6	1	3	1	1	15	24	39
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	1	0	1	0	6	0	6
	全体	13	14	9	6	2	3	2	1	26	24	50
第9回試験	4択	7	12	8	7	2	3	2	1	19	23	42
	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	全体	15	12	8	7	2	3	2	1	27	23	50
第10回試験	4択	8	12	9	6	3	2	1	2	21	22	43
	個数	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	15	12	9	6	3	2	1	2	28	22	50
第11回試験	4択	8	12	8	7	4	1	2	1	22	21	43
	個数	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	15	12	8	7	4	1	2	1	29	21	50
第12回試験	4択	9	11	9	6	3	2	1	2	22	21	43
	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	16	11	9	6	3	2	1	2	29	21	50
第13回試験	4択	7	11	8	7	3	2	1	2	19	22	41
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	16	11	8	7	3	2	1	2	28	22	50
第14回試験	4択	9	9	8	7	3	2	2	1	22	19	41
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	18	9	8	7	3	2	2	1	31	19	50
第15回試験	4択	7	11	9	6	3	2	0	2	19	21	40
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	16	11	9	6	3	2	1	2	29	21	50
第16回試験	4択	4	13	8	7	3	2	1	1	16	23	39
	個数	4	0	0	0	0	0	1	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
	全体	14	13	8	7	3	2	2	1	27	23	50
第17回試験	4択	6	10	8	7	3	2	2	1	19	20	39
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
	全体	17	10	8	7	3	2	2	1	30	20	50
第18回試験	4択	6	11	8	7	2	3	2	1	18	22	40
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	全体	16	11	8	7	2	3	2	1	28	22	50
第19回試験	4択	8	9	9	6	3	2	2	1	22	18	40
	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	7	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7
	全体	18	9	9	6	3	2	2	1	32	18	50

※各科目共通で「適切」な問題の後に「適切でない」問題の順で出題。　※試験問題及び正答は、本協会Ｗｅｂサイトに掲載。

⑸試験結果開示サービスの利用

令和６年度試験結果に関する受験者からの開示請求件数は、令和７年３月31日現在2,608件（受験者数に対する開示請求率　28.2％）

※再度受験する方の学習支援のため、自身の試験結果（①得点、②順位、③50問の正答、④50問の選択肢番号及び正誤）を協会Webサイトから照会できるサービス（無料）を実施。

3. 登録講習の実施

⑴講習の実施

①会場講習開催日別実施結果　　（単位：人、％）

実施日	実施場所	受講申込者数	受講者数	受講率	修了者数
6月6日（木）	東京	221	219	99.1%	219
6月20日（木）	沖縄	28	28	100.0%	28
7月2日（火）	東京	222	219	98.6%	219
7月4日（木）	大阪	179	177	98.9%	177
7月9日（火）	福岡	119	115	96.6%	115
7月11日（木）	広島	57	57	100.0%	57
7月22日（月）	仙台	76	76	100.0%	76
7月25日（木）	金沢	38	36	94.7%	36
7月30日（火）	名古屋	111	109	98.2%	109
8月6日（火）	東京	222	222	100.0%	222
8月8日（木）	高松	56	56	100.0%	56
8月20日（火）	札幌	56	56	100.0%	56
8月27日（火）	大阪	165	164	99.4%	164
9月5日（木）	東京	225	225	100.0%	225
10月22日（火）	東京	164	158	96.3%	157
1月23日（木）	東京	156	154	98.7%	154
令和６年度計（16回）		2,095	2,071	98.9%	2,070

②開催場所別実施結果　　（単位：人、％）

開催場所	実施回数	受講者数	修了者数	構成比率
札幌	1	56	56	0.5%
仙台	1	76	76	0.6%
東京	6	1,197	1,196	10.1%
名古屋	1	109	109	0.9%
金沢	1	36	36	0.3%
大阪	2	341	341	2.9%
高松	1	56	56	0.5%
広島	1	57	57	0.5%
福岡	1	115	115	1.0%
沖縄	1	28	28	0.2%
eラーニング	(10)	9,735	9,735	82.5%
計（10地域）	16	11,806	11,805	－

※令和２年度からeラーニング講習を実施。

③受講者の受講回数別内訳　　（単位：人、％）

	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	受講者計
人数	1,835	1,300	1,155	918	6,510	87	11,805
構成比率	15.5%	11.0%	9.8%	7.8%	55.1%	0.7%	

※当年度に２回以上受講した者を含む。

④会場講習カリキュラム

時限	時間	講習科目	主な内容
	9:00～	受付開始	
【10分】	9:30～9:40	受講説明	
1時限 【70分】	9:40～10:50	貸金業に関する法令に関する科目その1	■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【10分】	10:50～11:00	休憩	
2時限 【50分】	11:00～11:50	貸金業に関する法令に関する科目その2	■貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【60分】	11:50～12:50	昼食休憩	
3時限 【80分】	12:50～14:10	貸金業に関する法令に関する科目その3	■民法、商法その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に関する規定に関する直近の改正内容の解説 ■資金需要者等の保護に関する解説 ■財務及び会計に関する解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説 ○理解度テストの実施と解説 ○質疑応答
【20分】	14:10～14:30	休憩	
4時限 【80分】	14:30～15:50	実務に関する科目その1	■貸付けに関する実務動向の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説
【20分】	15:50～16:10	休憩	
5時限 【80分】	16:10～17:30	実務に関する科目その2	■債権管理に関する実務動向の解説 ■債権回収に関する実務動向の解説 ○講習テキスト講義 ○ケーススタディ解説 ○理解度テストの実施と解説 ○質疑応答
【20分】	17:30～17:40	修了証明書の交付等	

⑤講習教材

令和６年度講習では、会場講習･eラーニング講習ともに、①講習テキスト、②実務の手引き、③令和６年度講義補助資料、④講義用ビデオを講習教材として用いた。

上記①及び②は令和５～７年度講習で使用するため、法令等の改正に合わせ令和５年度に改訂したものを使用。③及びeラーニング講習用の動画教材は毎年度改訂を実施。

⑥会場講習における質疑応答

３時限目と５時限目の講義では理解度テストと質疑応答の時間を設けており、受講者からの質問票による質問に対し会場講師が適切に回答を行った。

⑵令和７年度講習の開催計画の公表と受講対象者への案内

受講対象者（主任者登録の更新対象者）への案内書面の発送等

○更新対象者（6,686人）へのご案内 令和７年度登録講習の受講対象者（※）に対し「貸金業務取扱主任者の登録有効期限と令和７年度登録講習に関するご案内」書面を発送。 ※受講対象者とは 令和４年11月１日～令和５年10月31日に主任者登録を受けた方 （令和７年10月31日～令和８年10月30日に有効期限を迎える方）	（発送日） 1月31日（金）
○講習受講要領の公表 ・令和７年度講習受講要領の公表 ・受講申込書類（冊子）の郵送請求の受付・発送を開始。	2月17日（月）
○受講申込の受付の開始 ・受講申込の受付（インターネット申込・「郵送申込の予約」とも） ・団体申込の予約手続き（団体申込に必要な団体情報の登録は予め登録可）	3月３日（月）

※令和６年12月16日、登録更新対象者のうちマイページ登録者（3,091人）に、通知文郵送のため住所等の変更があれば届出願いたい旨のメール案内を送信。

4. 主任者登録の実施

⑴主任者登録に関する事務手続等の周知

①令和６年度講習受講者全員に「主任者登録の手引き」（第12版）を配布し、登録更新申請手続き等を周知した。

②令和６年度試験合格者に合格証書及び主任者登録の申請書類等を発送し、主任者登録申請手続きを周知するとともに、問合せ窓口において問合せに対応した。

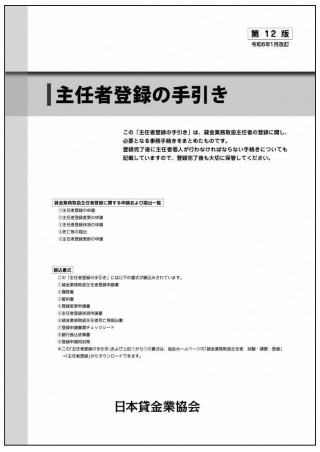

⑵主任者登録に関する事務処理状況

令和６年４月１日から令和７年３月31日までの主任者登録に関する事務処理件数は以下の通り。

主任者登録　事務処理状況（令和６年４月１日から令和７年３月31日）（単位：件）

登録申請書受理件数	12,858
登録完了通知発送件数	2,453
更新完了通知発送件数	9,508
登録拒否件数	0
登録変更件数	1,643
登録取消件数	0
登録抹消件数	3,355

⑶主任者の登録と更新の状況

令和７年３月31日末現在、登録を受けた貸金業務取扱主任者数は27,342名。

主任者の登録と更新の状況 （単位：件）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録件数（更新以外）	20,749	16,952	2,525	1,697	3,510	2,706	2,439	2,928
更新件数	0	0	0	16,127	4,561	1,234	14,649	3,869
登録抹消件数	1	6	3	8,935	8,702	1,111	3,611	3,939

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
登録件数（更新以外）	2,203	2,559	3,407	1,959	3,187	3,301	3,104	2,453
更新件数	2,026	11,740	4,775	2,812	10,471	5,046	4,012	9,508
登録抹消件数	1,530	3,834	3,555	1,692	3,282	3,191	1,600	3,355

※主任者登録の有効期間は３年と定められており、登録の更新を受けない場合、当該主任者登録は有効期間の満了をもって抹消される。

貸金業務取扱主任者数の推移 （単位：人）

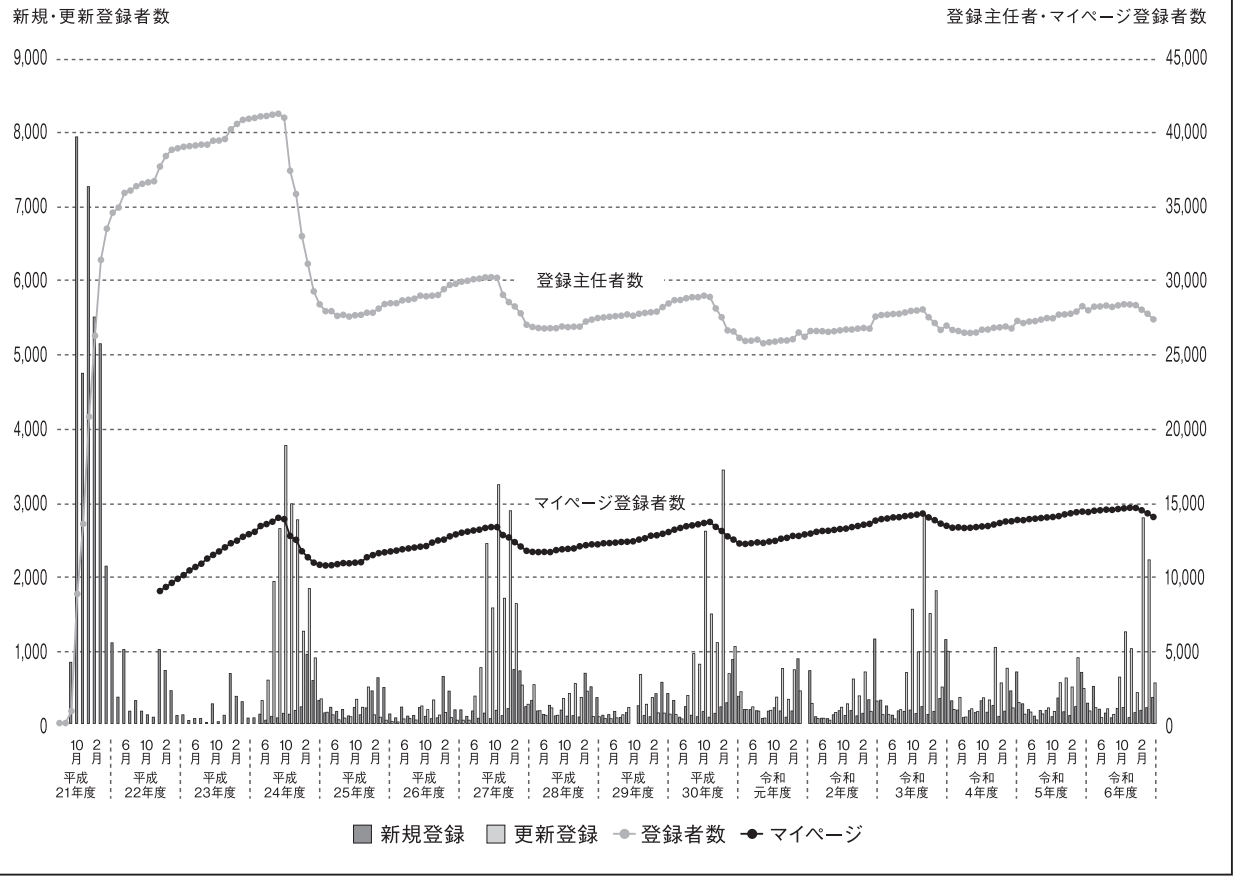

⑷マイページ登録の推進と主任者活動支援情報の提供

①マイページ登録の推進

主任者登録の変更に係る事務手続きの簡素化及び主任者活動支援のための情報提供手段として、マイページ登録を推進した。

マイページ登録の推進 （単位：人、%）

	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末
登録主任者数	37,708	40,219	32,988	27,796	29,391	28,219	27,208	27,881
マイページ登録者数	8,945	12,179	11,641	11,375	12,433	12,258	12,046	12,716
登録率	23.7%	30.3%	35.3%	40.9%	42.3%	43.4%	44.3%	45.6%

	令和元年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
登録主任者数	26,606	26,458	26,725	26,630	26,740	28,244	27,342
マイページ登録者数	12,654	12,685	13,495	13,516	13,669	14,334	13,969
登録率	47.6%	47.9%	50.5%	50.8%	51.1%	50.8%	51.1%

②受講者専用サイト「主任者Library」の情報更新

「実務の手引き」、「同 用語集」、「関係法令集」等の電子版は毎年度改訂のうえ同サイトに収録し、受講者の用に供している。（受講者は受講年度から３年間同サイトの利用が可能）

Ⅴ. 各種建議要望

1 令和７年度税制改正要望

貸金業者は、我が国の金融構造において、消費者及び事業者に利便性の高い金融商品を提供することにより、預金取扱金融機関を補完する身近な金融機関として重要な役割を担っている。

改正貸金業法公布から15年以上が経過し、この間、貸金業者は法令遵守や多重債務化の防止等に対し真摯に取組み、業界の健全化は着実に進んでいる。

足元の貸付残高は回復基調にあり、消費者向け、事業者向け共にコロナ禍前の2020年とほぼ同水準にまで回復したものの、急激な物価上昇等の影響による事業コストの増加など、景気の先行きに不透明感が強まっていることに加え、デジタル化の進展等を背景とした顧客ニーズの変化に直面する等、これらの環境変化に対応すべく、様々な取組みを行う必要性に迫られている。

また、貸金業界特有の問題である利息返還請求については、微減傾向にあるものの、外部環境変化に影響を受けやすく、予断を許さない状況にある。加えて、DX化、マネーローンダリング対応や情報セキュリティ対策などの社会的要請に応えるべく、さらなる経営の効率化が必要となっている。

さらに、多くの地域においては、業績不振や後継者の不在等に起因する廃業を主因として協会員の減少が続いている。

このような状況を改善し、金融市場の重要な担い手として位置づけられている貸金業者が、健全な資金供給により国民経済の発展にさらに貢献するためにも、強力な税制措置を講じることが不可欠であり、令和７年度の税制改正として、法人税４項目、消費税２項目、印紙税、地方税及びその他それぞれ1項目の計９項目を要望する。

1. 法人税

⑴利息返還に係る欠損金繰越控除の特例措置の適用【継続】

要 望

利息返還に係る損失については、通常の欠損金とは別に、全額（100％）の繰越控除を認める特例措置を講じていただきたい。

現 状

平成18年１月の最高裁判所の判決以降、利息返還請求は著しく増加し、今なお終息が見られず累計の損失額は、業界全体として7.5兆円を超えている。

これら返還した利息は、過去それぞれの受取年度において益金として計上し納税を行ったものであるが、現行の税法では、既納法人税の還付を求めることができない。加えて、資本金１億円超の法人は欠損金繰越控除限度額が50％であることから、税負担の不公平感は大きい。

⑵破産・民事再生債権の貸倒引当金算入率の見直し【継続】

要 望

債務者が、破産申立て、民事再生手続開始の申立てを行った場合の税務上の貸倒引当金の損金算入割合を100%に引き上げていただきたい。

現 状

債務者が破産申立てや民事再生手続開始の申立てを行った場合、実際にはそのほとんどが回収できないことから、会計処理は全額損失に計上している。

一方、法人税法の規定では、貸倒引当金の損金算入割合は債権額の50％までしか認められない。

⑶金銭債権の貸倒基準の明文化【継続】

要 望

法人税基本通達9-6-3（一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ）の対象となる売掛債権に、貸金業者が有する貸付金を含めていただきたい。

現 状

金銭債権については、法人税基本通達9-6-2（回収不能の金銭債権の貸倒れ）が貸倒れの判定基準となっているが、回収不能の判定を会社ごとに行うこととなり、税務調査の度に当局との見解の相違が生じる可能性がある。

法人税基本通達9-6-3（一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ）には貸付金は含まれないとされているため、貸倒れと判定する明文化された延滞期間基準はない。

⑷中小企業投資促進税制の対象業種拡大【継続】

要 望

令和７年４月以降も延長し、中小企業投資促進税制の対象業種に貸金業を加えていただきたい。

現 状

小規模貸金業者が7割近くを占める貸金業界においても、一定以上のシステム構築（コンピューターやウェブサイト等のセキュリティ強化による情報流出への対策など）は欠かすことのできないものとなっている。

中小企業のコンピューター関連の投資を促進するための中小企業投資促進税制の対象業種には貸金業が含まれていない。

2. 消費税

⑴インボイス制度における少額特例の緩和【新規】

要 望

令和11年9月30日までの期限を撤廃し、恒久化していただきたい。
全事業者を対象に対象金額を税込み3万円未満の課税仕入れに緩和していただきたい。

現 状

令和５年10月より導入されたインボイス制度に伴って、事業者においては事務負担が多大になっている。令和11年９月30日まで、1万円未満の課税仕入れを対象として、基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）がある。

⑵課税売上割合の計算方法の見直し【継続】

要 望

金銭債権の譲渡は借入と同じく資金調達のひとつとして、一定の条件（自社貸付債権に限定する等）において、不課税扱いの特例措置を設けていただきたい。
かなわない場合は「課税売上割合」の計算時、非課税売上高のうち「金銭債権の譲渡対価」の５％を算入しないこととしていただきたい。

現 状

消費税の納税時には、課税売上割合に基づき仕入税額控除する。課税売上割合の計算時において、分母の「非課税売上高」に金銭債権の譲渡対価額についてはその5%を算入する。

3. 印紙税

印紙税制度の廃止【継続】

要 望

印紙税制度を廃止していただきたい。
廃止が困難な場合、印紙税法「別表第一　課税物件表」の簡素化・明瞭化をしていただきたい。
・課税文書の区分を減らす。
・文書区分ごとに税額を統一する。

現 状

契約書作成時における印紙税は、低金利下において過大な負担となっているのみならず、金額が同じであっても、契約の種類により税額が異なり不公平感がある。

また、印紙税法「別表第一　課税物件表」に掲げる課税文書も取引形態の多様化により、その判定に際し事務負担が多大になっている。

4. 地方税

申告手続きの簡素化【継続】

要 望

地方税の申告は、本店所在地の都道府県に対する一括申告を可能としていただきたい。
地方自治体ごとに定めている法人事業税、法人住民税の計算を簡素化していただきたい。

現 状

複数の地方自治体に拠点のある事業者にとって、申告書作成は大きな負担となっている。

特に資本金1億円超が対象となる、法人事業税に係る外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割と税率、計算方法が異なり事務負担が大きい。

法人住民税も、都道府県民税と市町村民税があり、それぞれ法人税割と均等割に分かれ、自治体ごとに適用される税率、所得金額の区分、各申告書の様式が異なっており、計算、確認作業に負担がかかる。

5. その他

「企業価値担保権」の創設に伴う措置【継続】

要 望

企業の総財産を担保目的として創設される「企業価値担保権」の利用促進の観点から、担保権設定登記の際の登録免許税の軽減、債務者兼担保権設定者に対する法人税等の優遇措置、企業価値担保権実行時における事業承継税制措置等といった所要の整備を講じていただきたい。

現 状

令和6年3月15日に金融庁より「事業性融資の推進等に関する法律案」が第213回国会に提出され、令和6年6月7日国会で可決された。

同法案は、事業性融資の推進等に関し、「企業価値担保権」の設定等を定めることにより、これまでの融資慣行の是正及び事業に必要な資金の調達等の円滑化を図ることを目的とされている。

Ⅵ. 金融リテラシー向上コンソーシアム

1 金融リテラシー向上コンソーシアムの活動状況

1. 金融リテラシー向上コンソーシアムの概要

日本貸金業協会は大手貸金業者と協働で金融リテラシー向上コンソーシアム（FLIC:Financial Literacy Improvement Consortium）を設立した。

名称	金融リテラシー向上コンソーシアム
設立日	令和５年６月14日
目的	資金需要者等の金融リテラシー向上及び金融トラブル被害の防止
活動内容	金融リテラシー向上、金融トラブル被害防止セミナー開催、関連教材の制作及び配布、啓発コンテンツの配信、金融犯罪の未然防止の取組みほか
代表	倉中 伸（日本貸金業協会 会長）
事務局	日本貸金業協会 金融リテラシー向上コンソーシアム推進室

2. 会員

令和７年４月30日現在

会員種別	加盟状況 ※50音順
幹事会員	アイフル株式会社 アコム株式会社 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 新生フィナンシャル株式会社 日本貸金業協会
正会員	株式会社アルクレイン 三井住友カード株式会社
賛助会員	株式会社SBI新生銀行 株式会社オリエントコーポレーション 日本ファイナンス有限会社 PayPay銀行株式会社 LINE Credit株式会社
特別会員	公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

3. 金融経済教育セミナー

⑴金融経済教育のラインナップ

学習指導要領等に基づいて様々なセミナーコンテンツを提供。

生活設計・家計管理

ライフプランニングの必要性や日々の家計管理における支出の目的や優先順位等を明確にするポイントを紹介

- ライフプランニング
- 家計とは
- 収支の管理
- 人生の三代支出とは
- 貯蓄のポイント
- お金と上手に付き合うために

ローン・クレジット

適切に金融商品を選択できるように、契約に関する基本姿勢を学習。利便性が高い一方で、使い過ぎによるリスクを考慮して利用するポイントを紹介

- ローン・クレジット・後払いの仕組み
- 信用と消費者信用
- 契約
- 金利と利息
- 多重債務について
- ローン・クレジットを上手に利用するために

金融トラブル

日々巧妙化している悪徳業者による金融トラブルの様々な具体的事例を学ぶとともに、被害にあったらどうなるのか、被害にあわないためにはどうするのかなど、その備えとして対策方法について紹介

- 金融トラブルとは
- ヤミ金
- インターネットトラブル
- マルチ商法
- カードトラブル
- 特殊詐欺・その他詐欺
- 高収入アルバイト
- 副業・投資詐欺
- 悪質商法
- 消費者契約法
- トラブルに巻き込まれた際の対処法
- 困った時の相談先

⑵セミナーの受講風景

神奈川県警察学校

逗子市立沼間中学校

⑶セミナー実績

令和６年度は82先10,317名に金融経済教育セミナーを実施し、令和５年度実績の10先1,330名から大幅に伸長した。受講者のうち48.3％が高等学校、20.9％が専修学校の学生で占める結果となった。また、令和６年８月に本格稼働した金融経済教育推進機構（以下「J-FLEC」という）や都道府県警察とも協働でセミナーを開催し、他団体との関係構築に努めた。

受講者数の推移

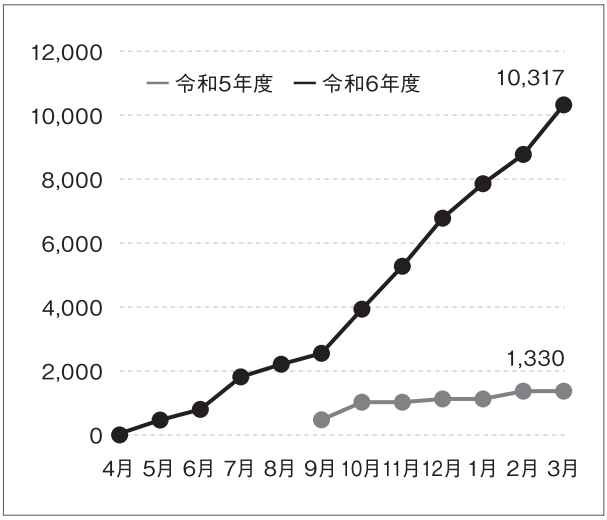

受講者内訳

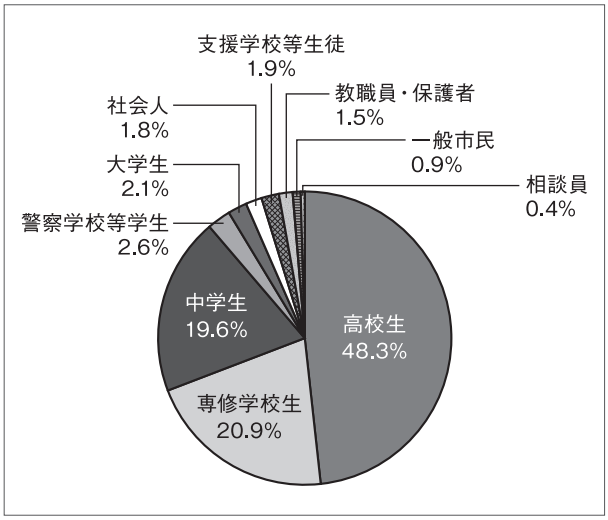

協働先	※（）は県警名
J-FLEC	福島県立郡山萌世高等学校
	東北保健医療専門学校 介護福祉科
	武田学園専門学校ビーマックス
	東洋理容美容専門学校
県警本部	東北保健医療専門学校（宮城）
	神奈川県立保土ヶ谷高等学校（神奈川）
	東日本栄養医薬専門学校（群馬）
	逗子市立沼間中学校（神奈川）
	茨城県立水戸商業高等学校（茨城）

⑷セミナー開催先一覧

No.	主催団体等	所在地
1	小平高等養護学校	北海道
2	北海道檜山北高等学校	北海道
3	旭川市消費生活センター	北海道
4	函館市立桔梗中学校	北海道
5	経専北海道保育専門学校	北海道
6	北海道新篠津高等養護学校	北海道
7	北海道大谷室蘭高等学校	北海道
8	青森県営農大学校	青森県
9	MCL 盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校	岩手県
10	東北保健医療専門学校 介護福祉科	宮城県
11	仙台医療センター附属仙台看護助産学校	宮城県
12	秋田県立新屋高等学校	秋田県
13	福島県立郡山萌世高等学校　定時制	福島県
14	茨城県立多賀高等学校	茨城県
15	茨城高等学校	茨城県
16	茨城県立水戸商業高等学校	茨城県
17	栃木農業高校	栃木県
18	桐生市立商業高等学校	群馬県
19	群馬県警察本部厚生課	群馬県
20	群馬県立伊勢崎商業高等学校	群馬県
21	山崎学園　東日本栄養医薬専門学校	群馬県
22	群馬県立富岡実業高等学校	群馬県
23	吉川市中央中学校	埼玉県
24	松戸市立松戸高等学校	千葉県
25	松戸市立第二中学校 PTA 成人教育委員	千葉県
26	東洋理容美容専門学校	千葉県
27	明聖高等学校中野キャンパス	東京都
28	東京都立青井高等学校	東京都
29	東京都立狛江高等学校	東京都
30	淑徳巣鴨中学高等学校	東京都
31	リゾートトラスト株式会社	東京都
32	稲城市役所市民協働課	東京都
33	G学院	東京都
34	調布市立神代中学校	東京都
35	練馬区立中村中学校	東京都
36	あずさ第一高等学校　立川キャンパス	東京都
37	神奈川県司法福祉ネットワーク委員会	神奈川県
38	神奈川県消費生活課	神奈川県
39	橘学苑高等学校	神奈川県
40	フリースクール横浜いちばんぼし	神奈川県
41	飛鳥未来高等学校横浜キャンパス	神奈川県

No.	主催団体等	所在地
42	神奈川県立保土ケ谷高等学校	神奈川県
43	神奈川県警察学校	神奈川県
44	足柄上地区消費生活行政連絡会	神奈川県
45	逗子市立沼間中学校	神奈川県
46	学校法人国際総合学園　新潟法律大学校	新潟県
47	若者自立サポートセンターいっぽ	山梨県
48	山梨英和高校通信制課程グレイスコース	山梨県
49	長野市立戸隠中学校	長野県
50	浜松学院高等学校	静岡県
51	静岡インターナショナル・エア・リゾート専門学校	静岡県
52	日本モーターボート競走会　東海支局	静岡県
53	静岡産業技術専門学校	静岡県
54	静岡福祉医療専門学校	静岡県
55	黄柳野高等学校	愛知県
56	国際調理師専門学校名駅校	愛知県
57	中部コンピュータ・パティシエ専門学校	愛知県
58	専門学校名古屋ビジネス・アカデミー	愛知県
59	エイブル・パフォーマンス集団「ガラ（柄）」	京都府
60	京都コンピューター学院	京都府
61	京都聖カタリナ高等学校	京都府
62	大阪高等学校育友会	大阪府
63	大阪府立東住吉総合高等学校	大阪府
64	株式会社ジニア	大阪府
65	学校法人村川学園大阪調理製菓専門学校	大阪府
66	明浄学院高等学校	大阪府
67	宝塚市立中央公民館	兵庫県
68	井原市立井原中学校	岡山県
69	山陽学園大学	岡山県
70	武田学園　専門学校ビーマックス	岡山県
71	広島医療保健専門学校	広島県
72	専門学校広島工学院大学校	広島県
73	山口県県民生活課消費生活センター	山口県
74	愛媛県立今治東中等教育学校	愛媛県
75	九州産業大学	福岡県
76	福岡教育大学	福岡県
77	専門学校福岡カレッジ・オブ・ビジネス	福岡県
78	美萩野臨床医学専門学校	福岡県
79	純心女子高等学校	長崎県
80	宮崎県立延岡星雲高校	宮崎県
81	鹿児島県立垂水高等学校	鹿児島県
82	北部地区医師会 北部看護学校	沖縄県

4. 金融詐欺被害の防止に向けた新たな取り組み（銀行・貸金業連携）

金融リテラシー向上コンソーシアム加盟の貸金業大手４社（※1。以下、「貸金業大手４社」）及び日本貸金業協会は、金融詐欺被害の防止に向けた新たな取り組みとして、金融機関12行（※2。以下、「協力銀行」）に対し、金融犯罪に使用されたおそれのある銀行口座情報の提供を開始した。

（※1） SMBCコンシューマーファイナンス株式会社、アコム株式会社、
新生フィナンシャル株式会社、アイフル株式会社
（※2） auじぶん銀行、GMOあおぞらネット銀行、PayPay銀行、SBI新生銀行、
UI銀行、イオン銀行、住信SBIネット銀行、セブン銀行、ソニー銀行、
東京スター銀行、みんなの銀行、ローソン銀行

⑴背景

若年層を中心に、副業詐欺等を働く悪質事業者に騙され、貸金業者などから借り受けた資金を詐取される被害状況に対処するため、コンソーシアムでは協力銀行と連携し、金融詐欺被害の防止を図るための取り組みを開始した。

⑵貸金業者大手４社による銀行との連携内容

貸金業大手４社は、被害者（顧客）から金融犯罪に使用されたおそれのある銀行口座情報を聴取し、協力銀行（当該口座の保有行）に情報提供をする。協力銀行は当該情報を精査し、必要に応じて口座凍結等を行うことで、金融詐欺被害の未然防止及び拡大防止につなげる。

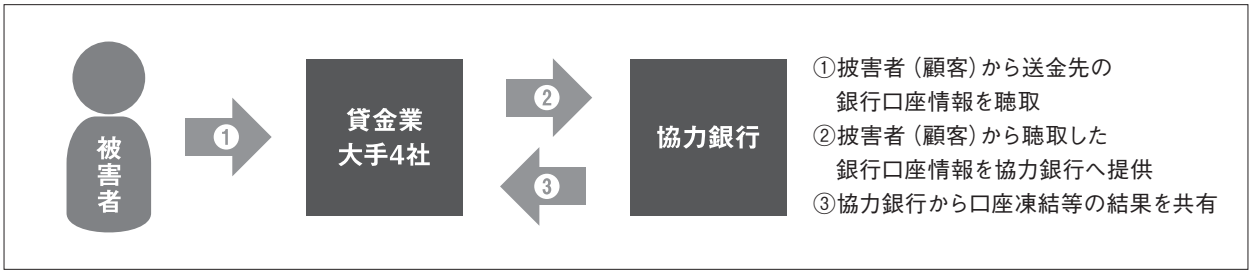

⑶運用開始日

令和６年９月24日（火）

【金融リテラシー向上コンソーシアムについて】 https://www.j-fsa.or.jp/flic/

日本貸金業協会と大手貸金業者が協働で設立した団体です。金融リテラシー向上及び金融トラブル被害防止等により、消費者保護に寄与することを目的とし、金融経済教育セミナーの開催や金銭トラブル事例などの情報発信を行います。また、行政・警察・消費生活センターなど関係機関との連携を一層強化し金融犯罪被害の未然防止に取り組んでいます。

第3章 総会・理事会・会議・委員会・協会員懇談会・役員等

1. 総会

令和６年６月12日、第17回定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

第1号議案　令和5年度事業報告書承認に関する件
第2号議案　令和5年度財務諸表及び財産目録承認に関する件

[令和5年度監査報告]
第3号議案　令和6年度事業計画書(案)承認に関する件
第4号議案　令和6年度予算書(案)承認に関する件
第5号議案　役員(理事・監事)選任に関する件

2. 理事会

本年度中、理事会を12回開催し、協会への入退会、役員（理事・監事）候補者・各会議体委員の選任、本部組織の改編、業務規程・運営規則の一部改正、令和７年度事業計画書及び予算書（案）等、本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。なお、通常開催はオンライン会議併用で実施した。

⑴第１回理事会（令和６年４月24日）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　本協会からの退会承認に関する件
第3号議案　令和5年度事業報告書(案)承認に関する件
第4号議案　令和5年度決算報告書(案)承認に関する件
第5号議案　貸金戦略会議委員選任に関する件
第6号議案　総務委員会委員選任の同意に関する件

②報告事項

ⅰ　自主規制会議報告
ⅱ　貸金戦略会議報告
ⅲ　総務委員会報告

⑵第２回理事会（令和６年５月15日）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　役員(理事・監事)候補者選任に関する件
第3号議案　第17回定時総会に付議すべき議案に関する件

②報告事項

ⅰ　自主規制会議報告
ⅱ　貸金戦略会議報告
ⅲ　総務委員会報告
ⅳ　その他報告
　・第17回定時総会および懇親会のご案内

⑶第３回理事会（令和６年６月12日）

①審議事項

第1号議案　会長選任に関する件
第2号議案　自主規制会議議長選任に関する件
第3号議案　貸金戦略会議議長選任に関する件
第4号議案　総務委員会委員長選任に関する件
第5号議案　副会長承認に関する件
第6号議案　副会長の順位に関する件
第7号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第8号議案　本協会からの退会承認に関する件
第9号議案　本部組織の改編及びこれに伴う「事務局運営規則」の一部改正に関する件

②報告事項

ⅰ　その他報告
　・令和6年度理事会開催予定について

⑷第４回理事会（令和６年７月17日）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　本協会からの退会承認に関する件
第3号議案　自主規制会議委員選任に関する件
第4号議案　貸金戦略会議委員選任に関する件
第5号議案　総務委員会委員選任の同意に関する件
第6号議案　紛争解決委員候補委嘱の同意に関する件

②報告事項

ⅰ　自主規制会議報告
ⅱ　貸金戦略会議報告
ⅲ　総務委員会報告
ⅳ　相談・紛争解決委員会報告

⑸第５回理事会（令和６年８月21日）（書面による会議）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　本協会からの退会承認に関する件
第3号議案　相談・紛争解決委員会委員委嘱の承認に関する件

②報告事項

ⅰ　自主規制会議報告
ⅱ　総務委員会報告

⑹第６回理事会（令和６年９月18日）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　本部組織の改編及びこれに伴う「事務局運営規則」の一部改正に関する件
第3号議案　「経理規則」及び「経理業務取扱細則」の一部改正に関する件

②報告事項

ⅰ　自主規制会議報告
ⅱ　貸金戦略会議報告
ⅲ　総務委員会報告

⑺第７回理事会（令和６年10月16日）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　総務委員会委員選任の同意に関する件

②報告事項

ⅰ　自主規制会議報告
ⅱ　貸金戦略会議報告
ⅲ　総務委員会報告
ⅳ　試験委員会報告

⑻第８回理事会（令和６年11月20日）（書面による会議）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

ⅰ　自主規制会議報告
ⅱ　貸金戦略会議報告
ⅲ　総務委員会報告
ⅳ　相談・紛争解決委員会報告

⑼第９回理事会（令和６年12月18日）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

ⅰ　自主規制会議報告
ⅱ　貸金戦略会議報告
ⅲ　総務委員会報告
ⅳ　その他報告
・第18回（令和7年）定時総会の開催日時及び会場について
・令和7年度理事会開催予定について

⑽第10回理事会（令和７年１月15日）（書面による会議）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　総務委員会委員選任の同意に関する件

②報告事項

ⅰ　総務委員会報告
ⅱ　試験委員会報告

⑾第11回理事会（令和７年２月19日）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

ⅰ　自主規制会議報告
ⅱ　貸金戦略会議報告
ⅲ　総務委員会報告

⑿第12回理事会（令和７年３月19日）

①審議事項

第1号議案　本協会への新規加入承認に関する件
第2号議案　本協会からの退会承認に関する件
第3号議案　令和7年度事業計画書（案）承認に関する件
第4号議案　令和7年度予算書（案）承認に関する件
第5号議案　本部組織の改編及びこれに伴う「事務局運営規則」の一部改正に関する件
第6号議案　顧問税理士の選任に関する件
第7号議案　常務執行役の選任（再任）承認に関する件
第8号議案　事務局長の選任承認に関する件

②報告事項

ⅰ　自主規制会議報告
ⅱ　貸金戦略会議報告
ⅲ　総務委員会報告
ⅳ　相談・紛争解決委員会報告

3. 自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会、相談・紛争解決委員会、試験委員会

⑴自主規制会議　12回開催（令和６年４月23日、５月14日、６月10日、７月16日（書面による会議）、８月13日（書面による会議）、９月10日、10月８日、11月12日（書面による会議）、12月９日、令和７年１月14日（書面による会議）、２月10日、３月11日 ※通常開催はオンライン会議併用）

①各種法令等の改正を踏まえて、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「貸金業者の広告に関する細則」、「個人情報保護指針」、「社内規則策定ガイドライン」の一部改正について審議した。
②国家公安委員会が毎年公表する「犯罪収益移転危険度調査書」をもとに、協会員の参考に供すべく最新版の「特定事業者作成書面等」について審議した。

③委員選任の同意について審議した。
④法令等違反届出事案について、措置を審議した。

⑵貸金戦略会議　11回開催（令和６年４月17日、５月８日（書面による会議）、６月５日、７月10日、９月11日（書面による会議）、10月９日（書面による会議）、11月13日、12月５日（書面による会議）、12月11日、令和７年２月12日、３月12日　※通常開催はオンライン会議併用）

①資金需要者等の利益の保護並びに貸金業者が担う資金供給機能が適時かつ円滑に発揮されているか等の観点から、資金需要者等の借入状況や意識の変化、行動変容、金融リテラシーなどを調査する「資金需要者等の借入意識や借入行動等に関する調査」等の実施及び公表について審議した。
②貸金業者の実情に即した視点から貸金業者の動向や抱えている問題、課題等を把握するため、「貸金業者の経営実態等に関する調査」の実施及び公表について審議した。
③貸金業の実情に即した課税制度や制度の簡素化等による事務負担の軽減等を軸とした「令和７年度税制改正要望」を策定し、政府等に建議要望することについて審議した。
④不適切な弁護士等の活動の自粛を求めるべく、消費者庁、日本弁護士連合会、法務省及び日本司法書士会連合会等宛の「申入書」の提出について審議した。
⑤協会員への情報発信、意見・要望収集及び協会員相互の親睦機能をより活性化するために、従来の地区協議会に代えて、協会員懇談会を開催すること及びその内容について審議した。

⑶総務委員会　12回開催（令和６年４月18日（書面による会議）、５月９日、６月６日（書面による会議）、７月11日（書面による会議）、８月15日（書面による会議）、９月12日、10月10日（書面による会議）、11月14日（書面による会議）、12月12日（書面による会議）、令和7年1月9日（書面による会議）、2月13日、3月13日　※通常開催はオンライン会議併用）

協会への入退会、令和５年度事業報告書及び決算報告書（案）、令和７年度予算編成方針、事業計画及び収支予算（案）、行政協力事務規則、組織の改編及び事務局運営規則の一部改正、「経理規則」及び「経理業務取扱細則」の一部改正、総務委員会副委員長の選任等について、理事会に付議又は報告した。

⑷相談・紛争解決委員会　３回開催（令和６年７月２日、10月７日、令和７年２月６日（書面による会議）　※通常開催はオンライン会議併用）

委員の互選による委員長選出、紛争解決委員候補の推薦、及び負担金未納業者に対する措置等について審議したほか、紛争解決事案の進捗について報告した。

⑸試験委員会　２回（令和６年９月12日、12月12日）開催

令和６年度貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の決定、合格基準点及び合格者の決定を行うとともに、令和７年度資格試験問題の作問方針等の決定を行った。

4. その他委員会等

⑴自主ルール委員会　12回開催（令和６年４月16日（書面による会議）、５月７日、６月４日、７月９日（書面による会議）、８月６日（書面による会議）、９月３日（書面による会議）、10月１日（書面による会議）、11月５日（書面による会議）、12月３日、令和７年１月７日（書面による会議）、２月４日、３月４日　※通常開催はオンライン会議併用）

⑵広告審査小委員会　12回開催（令和６年４月18日、５月16日（書面による会議）、６月20日、７月18日（書面による会議）、８月15日、９月19日（書面による会議）、10月17日、11月21日（書面による会議）、12月19日（書面による会議）、令和７年１月16日、２月20日（書面による会議）、３月21日　※通常開催はオンライン会議併用）

⑶規律委員会　６回開催（令和６年５月31日、８月２日、９月27日、11月29日、令和７年１月31日、３月28日　※全てオンライン会議併用）

⑷研修委員会　１回開催（令和７年３月21日（書面による会議））

⑸企画調査委員会　10回開催（令和６年４月10日、５月29日、７月３日、９月４日、10月２日（書面による会議）、11月６日、11月28日（書面による会議）、12月４日、令和７年２月５日、３月５日（書面による会議）※通常開催はオンライン会議併用）

⑹企画調査委員会小委員会　３回開催（令和７年２月20日、３月６日、３月21日 ※全てオンライン会議併用）

5. 協会員懇談会

⑴全国大会　１回開催（令和６年７月26日（東京））

⑵個別会合　全国14箇所開催（令和６年10月22日（京都）、10月24日（宮城）、11月６日（新潟）、11月21日（北海道）、11月26日（愛知）、12月12日（熊本）、12月19日（沖縄）、令和７年１月16日（広島）、１月22日（香川）、１月28日（石川）、２月14日（大阪）、２月20日（長崎）、３月６日（福岡）、３月14日（東京））

6. 行政との意見交換会

⑴金融庁（総合政策局、企画市場局、監督局）　２回開催（令和６年４月24日、10月16日）

⑵関東財務局　１回開催（令和６年12月10日）

7. 役員等の異動

⑴会長、副会長の就退任	①令和６年６月12日付再任	会　長　倉中 伸
	②令和６年６月12日付退任	副会長　北角誠英
	③令和６年６月12日付再任	副会長　家森信善、木下盛好、河野雅明
	④令和６年６月12日付新任	副会長　三浦雅樹
⑵公益理事の就任	①令和６年６月12日付再任	家森信善、垣内秀介、田島優子、増田悦子、宮野谷篤
⑶会員理事・会員監事の就退任	①令和６年６月12日付退任	会員理事　石塚 啓
	②令和６年６月12日付再任	会員理事　木下盛好、河野雅明、青山照久、片岡龍郎、金子良平
		会員監事　内田隆司、岡本 強
	③令和６年６月12日付新任	会員理事　角田典彦
⑷常任理事・常任監事の就退任	①令和６年６月12日付退任	常任理事　北角誠英
	②令和６年６月12日付再任	常任理事　倉中 伸
		常任監事　長谷川潤
	③令和６年６月12日付新任	常任理事　三浦雅樹
⑸常務執行役の就任	①令和６年４月１日付再任	小谷哲也
	②令和６年４月１日付再任	土井保英